

令和4年東村山市議会6月定例会  
東村山市議会会議録第11号

1. 日 時 令和4年6月13日（月）午前9時30分

1. 場 所 東村山市役所議場

1. 出席議員 25名

1番	土 方	桂	議員	2番	鈴 木	たつお	議員
3番	朝 木	直 子	議員	4番	藤 田	まさみ	議員
5番	下 沢	ゆきお	議員	6番	小 林	美 緒	議員
7番	清 水	あづさ	議員	8番	横 尾	たかお	議員
9番	佐 藤	まさたか	議員	10番	白 石	えつ子	議員
11番	山 口	み よ	議員	12番	浅 見	みどり	議員
13番	木 村	隆	議員	14番	熊 木	敏 己	議員
15番	志 村	誠	議員	16番	小 町	明 夫	議員
17番	石 橋	光 明	議員	18番	村 山	じゅん子	議員
19番	渡 辺	英 子	議員	20番	伊 藤	真 一	議員
21番	駒 崎	高 行	議員	22番	かみまち	弓 子	議員
23番	山 田	た か 子	議員	24番	渡 辺	みのる	議員
25番	さ と う	直 子	議員				

1. 欠席議員 0名

1. 出席説明員

市 長	渡 部 尚 君	副 市 長	野 崎 満 君
副 市 長	松 谷 いづみ 君	経営政策部長	平 岡 和 富 君
地域創生部長	東 村 浩 二 君	市民部長	野 口 浩 詞 君
防災安全部長	河 村 克 巳 君	環境資源循環部長	清 水 信 幸 君
健康福祉部長	武 岡 忠 史 君	子ども家庭部長	瀬 川 哲 君
まちづくり部長	粕 谷 裕 司 君	まちづくり部担当部長	山 下 直 人 君
経営政策部次長	山 田 裕 二 君	教 育 長	村 木 尚 生 君
教 育 部 長	田 中 宏 幸 君	教 育 部 次 長	木 下 信 久 君

1. 事務局職員

議会事務局長	南 部 和 彦 君	議会事務局次長	安 保 雅 利 君
書 記	並 木 義 之 君	書 記	小 澤 龍 典 君

書 記 新 井 雅 明 君  
書 記 野 田 薫 平 君  
書 記 神 山 あゆみ 君

書 記 名 倉 純 子 君  
書 記 柳 田 涼 美 君  
書 記 島 中 智 美 君

## 1. 議事日程

第1 一般質問

午前9時30分開議

○議長（土方桂議員） ただいまより、本日の会議を開きます。



日程第1 一般質問

○議長（土方桂議員） 日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許します。初めに、18番、村山じゅん子議員。

○18番（村山じゅん子議員） 一般質問の3日目、トップでやらさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、大きい項目の1番目です。小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動の利用支援事業について伺っていきます。

他の自治体、また近隣市では、小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を減らすため、利用料の一部、月額2万円を給付し始めています。これは国の制度を活用した事業です。この制度の導入を求める陳情が昨年12月議会に提出され、審査結果は全員一致で採択しています。現在、対象施設に通っていて利用を求める市民がいることと、他市の実施状況から考えて、当市も早急に支援体制をスタートすべきと考え、以下質問いたします。

（1）です。小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の内容を確認のため伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 本事業は、地域子ども・子育て支援事業の一つである、多様な事業者の参入促進・能力活用事業として、令和3年度より新たに追加されたメニューでございます。

事業内容といたしましては、特定教育・保育施設または特定子ども・子育て支援施設には当たらないものの、多様化する地域の保護者の皆様のニーズに対応する事業として、地域において重要な役割を果たしている集団活動を利用する満3歳以上の子供に係る利用料——つまり保育料ですね——の一部に対して給付を行うものでございます。

○18番（村山じゅん子議員） （2）です。市民からの要望が、令和3年6月21日に市長に対して提出をされています。その回答が令和3年7月1日出されていると思うんですけども、その後の対応を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 令和3年度におきましては、本事業の実現に係る御要望をいただいた際には、幼児教育類似施設等を利用する家庭に限らず、全ての子育て家庭が安心して子供を産み育てられる環境を整備していくという視点から、どのような子育て支援策を講じ取り組んでいくべきかを検討していく旨を回答させていただいております。

本件につきましては、令和2年度から6年度までの5か年計画であります第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況等も勘案させていただきながら、総合的に検討しているところでございます。

○18番（村山じゅん子議員） （3）です。上記制度を活用している近隣市の状況を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 令和4年4月現在になります。この制度を利用している近隣市は、清瀬市、東久留米市で実施をされております。

○18番（村山じゅん子議員） もうちょっと広い範囲では分かりませんか、もう少し。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 他の近隣市は、現在まだ未実施ということで捉えさせていただいております。令和3年度では、26市では、八王子市、武蔵野市、三鷹市、調布市、町田市、小金井市、国立市、清瀬市、あきる野市の9市で実施をしております。

○18番（村山じゅん子議員） 分かりました。多分、この施設を利用する方がいない市は、なかなかそれを導入するということはしていないんだと思うんですね。これは、だから、全てがするものではないというふうには捉えています。

清瀬市と、先ほどもう一つ、近隣、東久留米市と言われていて、私がたまたま御相談を受けた、施設を利用されているというところの方たちが通っている学校では、立川市、東大和市、小平市、国立市、武蔵村山市、小金井市の方と、東村山からお子さんが出てきているということで、東村山市以外の今言った6市は、既にこの制度を利用できる状況になっているということで伺っています。そういう点では、すみません、そこまで記入しておかなかったのが、一応そういう状況だということをご報告させていただきます。

（4）です。他市と比べ、導入に関して進まない理由を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 本事業が対象とする集団活動の基準につきましては、国において一定の基準を設けているものを除いて、自治体の裁量とされております。本事業の対象は、特定の園舎を持たない集団活動や、独自カリキュラムにより運営されている集団活動など、様々な形態があることから、幼児教育・保育の質と安全を確保する観点から、どのような基準を設けるか、また、その適合あるいは確認をどのように行っていくかということにつきまして、現在検討をしているところでございます。

市として安全への配慮は当然のものではございますが、その一方で、当市の独自基準と他自治体との基準が相違することにより、他自治体では対象となる集団活動が当市では対象外となることも想定されます。それぞれの自治体がそれぞれの基準で相違することによる混乱も、一部懸念されるところでございます。そのため、安全性の確保と制度の利便性を踏まえつつ、当市としてどのように事業を進める必要があるのかを、今、慎重に検討させていただいているところでございます。

○18番（村山じゅん子議員） 東村山市内には、これを直接利用する事業者はいないと思います。事業者というか学校、学園、幼稚園はないと思うんですけども、例えば、立川市の場合、それに対象の施設が既にあって、そこに通っている方がさき申し上げた各市なんですけれども、立川市がその存在をちゃんと認めている施設にもかかわらず、通う子がいる、その子供を通わせる、この東村山市市民だと、その対象施設が認められないということになるというのは、すごく不思議に思うんですけども、その点いかがなんでしょうか。先ほどの答弁だと、理解が私にはできなくて、分かるように教えていただけますか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） それぞれの集団活動をしているその施設につきましては、通われているその自治体のほうで、対象施設であるか否かということを確認するというのが求められておりますので、自治体によって様々な考え方、他市では独自の基準を設けたり、国の基準をそのまま採用したりということで、自治体によってやはりちょっと取扱いが異なる面も多少出てきているというのが現状でございます。

○18番（村山じゅん子議員） 昨年、市長のほうに要望書を出された方は、具体的にここということで、今、個別の名前は申し上げませんが、こういうところに通いたいという子たちが実際、東村山市からいますということで出されておりました。そうすると、そこをまずは基準に調査研究していただいてもいいのかなと思うんですね。そうすると、もう1年たっていますので、そのあたり、どのようなところで東村山市としては認め、られないとは言っていないんでしょうけれども、認めるのに何でそんなに時間がかかるのかと。

これ、令和3年の2月に国が制度化しています。それを受けて、もう早いところは、もうその令和3年度からの途中から補正予算で実施していたりとか、またこの令和4年度で実施がスタートしているんですけども、それを考えたときに、どうしてうちの市は進まないのかということで、先ほど伺ったんですね。端的に答弁い

ただければと思います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 先ほども御答弁させていただいたんですけれども、その対象となる施設につきましては、自然の中で保育をする、園舎を持たない施設ですとか、あるいはインターナショナルスクールですとか、その対象になっている施設が非常に幅広いものでございます。

他市でも、先ほど申し上げたんですけれども、他市では独自の基準を設けて、職員の配置数を加配するという考え方で基準を持って給付するということもあれば、若干、いわゆる通園日数を大幅に下げても対象にするといった形で、様々なちょっと取組をされているところが見えましたので、まずは我々にとっても、いろいろな方が対応できるような制度設計をまず構築していく必要があるのではないかという視点で、今、検討を進めさせていただいているところでございます。

○18番（村山じゅん子議員） 今後の方向性ということでは、先ほど令和6年まで考えるというふうにか言われたように、この令和2年から6年までのこの中で決めていくということだったんですけれども、それはもうちょっと、市議会としても全員一致で採択をしているわけですよ。その辺をどのように、これ、考えられているのかなど。もう早急にやってほしいという思いで、私は今回一般質問に取り上げさせていただいています。

もう早急にやっていただくと私は、すみません、信じて通告を出していますけれども、（5）です。当市で今年度中に導入した場合、年度当初4月に遡って利用者に支給することは可能かどうか伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 事業の実施におきましては、予算の設定が伴いますので、年度当初に遡って支給ができるか否かにつきましては、検討するところではございますが、遡及的な取扱いとすることも可能と考えているところでございます。

○18番（村山じゅん子議員） （6）です。今後の子ども・子育て会議の開催予定を確認します。これは、こういう会議で何らかの方向性を示して、それを、御意見をいただいてということだったと思うので、開催予定を確認させてください。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 今年度の子ども・子育て会議の議事といたしましては、ただいま御質問いただいております利用支援事業のほか、第2期子ども・子育て支援事業計画の進捗状況や計画の中間見直しなど、多くの内容を議論いただくことを予定させていただいております。

開催日時あるいは開催方法につきましては、今現在、会長と詳細に調整をさせていただいておりますが、8月の上旬を目途に、今、委員間での日程調整をさせていただいているところでございます。

○18番（村山じゅん子議員） その中で、今回の件、議論いただくということでもよろしいですか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） ただいま答弁しましたとおり、当支援事業についても御議論いただく予定でございます。

○18番（村山じゅん子議員） その議論の結果を受けて、市ではどのような形で進みますか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 御議論いただいた結果を踏まえまして、当市として最終的な方向性を定めさせていただくというふうには考えておりますが、具体的なその後のスケジュールについては、まだ子ども・子育て会議が終わっていませんので、何とも申し上げることができないので、答弁は控えさせていただきます。

○18番（村山じゅん子議員） （7）です。これは市長にお伺いいたします。第5次総合計画、「ひとの活力の向上」、施策11「質の高い幼児教育・保育の提供」の「施策がめざす姿」として、「多様化する需要や子どもの特性に応じた良質な教育・保育環境が整い、子どもが健やかに育っている」としています。また、議会での陳情審査結果は全員一致で採択をしています。

当市も、多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を因るため、利用料の一部を給付する支援体制を早急に整えるべきと考えます。あくまでもこれは、要望が出ていたのは、きっとこの利用する幼児の保護者の経済的負担を因ってほしいという要望でした。

もちろん安全な施設に通わせるということは第一条件だとは思いますが、ほかの市が、7市のうち6市が、ここは安全とか、ここは間違いないという理解で指定をしていてスタートしているのが、なぜ東村山だけ進まないのかなということ、先ほどまでの部長の答弁を聞いていて、非常に何か不思議に思いました。市長の見解を伺います。

○市長（渡部尚君） 先ほど所管部長のほうからお答えさせていただきましたが、村山議員がおっしゃっておられる、立川に所在する施設のほかにも、もしかすると市内のお子さんたちが、施設のない、要は施設を持たない保育を受けていたりとか、他のインターナショナルスクール等に通われていたりとかという可能性があるので、市としては制度設計の上では、先ほど申し上げたように、当然、安全性というのはもちろんなんです、どういう形で幅広くそうしたニーズ、対応に伝えていくかということで今検討を進めているということでごさいます、やらないための言い訳を言っているつもりは全くごさいません。

市としましては、議会で昨年の12月に全会一致で採択されているということは大変重く受け止めて、できるだけ早く御意向に沿えるように制度構築をして、考え方を示しできるように取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○18番（村山じゅん子議員） すみません。先ほどこの質問の中で、「経済的負担を因る」と言ってしまったんです。「経済的負担軽減を因るため」って訂正をさせていただきます。

あと、今、市長ができるだけ早くということで、今年度中にスタートさせていただけないでしょうか。

○市長（渡部尚君） まず、先ほども若干触れていただきましたが、13事業のうちの一つとして位置づけられている事業ですので、これまで当市では13事業等の事業、新たに開始をするとなると、これまでも子ども・子育て会議等で議論を一定重ねた上で開始をさせていただいておりますので、事務方には、できるだけ早く子ども・子育て会議にお諮りするよという指示をさせていただいているところでごさいますので、ぜひ御理解をいただければと思っております。

○18番（村山じゅん子議員） 今年度進むことを本当に期待して、今の市長の御答弁をしっかり受け止めたいと思います。

次、2番にいきます。廻田緑道の整備についてです。

廻田緑道の老朽化で腐食して危険な部分については、これまでも改修工事を進めていただき、利用者から喜ばれていますが、緑道全長のおおよそ半分に当たる範囲については、改修工事の予定がないかなというふうに思っています。

多摩湖町側の展望部分から北側につながる階段と手すり部分については、廻田町側の改修を行った当時も、今後は改修が必要と、所管も認識されていたと思います。東村山市50景にも選ばれているすばらしい景観を楽しむ場所として、安心して利用できるよ整備することを求め、以下質問いたします。

(1) です。廻田緑道の現状を伺います。腐食の部分の有無や、また市民からの要望があれば伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 廻田緑道は、多摩湖町1丁目、2丁目、廻田町3丁目、4丁目に位置しております、全長約470メートルのうち、平成29年度は、枕木歩道の一部劣化が激しく危険性が高かった廻田町3丁目16番地から廻田町4丁目32番地先、延長104.4メートルの改修を行い、令和元年度には、最南端部の廻

田町3丁目15番地、約13メートルを改修しております。また、そのほか危険箇所につきましては、職員にて随時対応させていただいているところがございます。

しかし、緑道内の最も急傾斜エリアである最北端部の木製階段等が、経年劣化による腐朽を確認しているところがございます。

次に、市民からの要望といたしましては、緑道内の枕木が腐朽し、がたつきがあるため、修繕をしてほしいといった御意見をいただいているところがございます。

○18番（村山じゅん子議員） （2）です。今年度、改修・補修工事の予定があれば伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 現時点におきまして、令和4年度、廻田緑道の改修・補修工事の予定はございません。しかし、廻田緑道につきましては、地域の皆様が自然と親しみながら歩ける散歩道であり、見晴らし台をはじめ、夏には西武園の花火が楽しめる場所として人気の場所であることから、所管としましては早急の対応が必要だと考えております。

このことを含めまして、同工事に係る費用について、充当できる国・都の補助金があるかなど、情報の収集に努めていきたいと考えているところがございます。

○18番（村山じゅん子議員） （3）です。展望部分と階段部分、見晴らし台とさっき言われましたね。展望部分と階段部分の改修工事を実施する場合に考えられる課題を伺います。今、国・都の補助金とかという話もありましたが、伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 議員御質問の展望部分でございますが、それと階段部分につきましては、廻田緑道内でも最も急傾斜のエリアであるだけでなく、当該工事箇所に建設機械、クレーンなどが近づける場所がなく、工事の施工条件が極めて悪い状況となっており、そのため工事に際しましては、材料搬入、発生材の搬出等を含め、ほぼ人力に頼る工事となるため、工事費が膨大になることが想定されます。

また、展望部分下、階段部分に沿った形で水道施設があるため、工事に際しては、急傾斜地ののり面対策等について、東京都水道局と協議が必要になると思われま。

いずれにいたしましても、改修工事に際しまして、どのような施工方法を採用し、どのような材料を使用するかなどを含めまして、費用対効果が高くライフサイクルコストの低減が図れる改修工事を設計し、改修工事を行う必要があると考えております。

○18番（村山じゅん子議員） 改修工事が必要だというふうに考えているということで、（4）です。廻田緑道は、東村山市内を散策してもらうPR番組で、市長も案内をされている場所の一つです。そこを見て、あそこ行ってみたいと思っている方も当然いらっしゃるって、この市長推しの散策ポイント、廻田緑道を安心して散策してもらえよう整備する必要はないか、所管としては必要だというふうに考えているということです。市長の見解を伺います。

○市長（渡部尚君） 昨年度放映されましたジェイコムの「長々と散歩」で、今回、そのときには、金山神社から廻田緑道を通って、それから多摩湖緑地、そして狭山公園を御案内させていただいて、東村山市の北西部、特に廻田町、多摩湖町でございます豊かな緑等をPRさせていただいた次第でございます。

緑道の一部については、老朽化のために破損し危険な状態になっているということで、度々御指摘をいただいて、市としても直せるところについては順次改修を進めてきたところですが、先ほど所管部長が申し上げたように、見晴らし台から北に直線で下りていくところがやはりまだ未改修ということなので、こちらについては、先ほど所管部長がお答えしたように、ちょっと重機を入れられないという問題があって、どのような工法

でどのような階段設置をするのかということについて、もう少し、ちょっとお時間いただいて検討させていただいた上で、やはりこちらについても、あまり時間を置かずに整備していきたいというふうに私としても考えていますし、番組御覧になった方々が、ぜひ緑道、それから多摩湖緑地等を訪れて、安全に通行いただけるようにしてまいりたいと、このように考えております。

○18番(村山じゅん子議員) 本当これまでも、地面から上がっている部分が危ないということで、本当に擬木を使った緑道に改修していただいたりということで、本当、感謝しています。お金がかかったりとか、そういう、また工事のやり方も非常に難しいということも理解はしているんですけども、本当に東村山市の魅力の一つということで、ぜひ整備を進めていただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

3番です。リトルベビーハンドブックについて伺います。

小さく生まれた赤ちゃんのためのリトルベビーハンドブックが今、全国で広がり始めています。通常の母子手帳では記入する欄がなくて、記録が途絶えるなど、母親の精神的な不安も強くなることがあります。

リトルベビーハンドブックは、母子手帳のサブブックとして発行されているもので、早産で小さく産まれてしまった赤ちゃん、低出生体重児、出生体重1,500グラム未満の赤ちゃんのことなんですけれども、その赤ちゃんが生まれた場合にも記録ができるよう様々な配慮されているのがリトルベビーハンドブックです。東京都でも、ある団体が普及活動を進めているようです。

当事者の声を聞く機会がありました。このリトルベビーハンドブックというものは知っているかということで聞いたところ、その方は知らなかったと。もしこのようなものがあつたならば欲しかったと。母乳を病院に届ける日々、毎日、成長の様子を看護師さんから教えてもらうことができたそうなんですけれども、それを母子手帳に書き込める場所がなかったと。

ないのが当たり前と思っていたので、そのときは、通常より小さいから仕方ないかなというふうに思っていたそうなんですけれども、僅かな成長でも、我が子が生きているという実感できる記録を残せるということは、励ましになるものだというふうにお話をしてくださいました。

当市でも産後の母親の支援となるリトルベビーハンドブックを配布できたらと考えます。小さく生まれた赤ちゃんへの当市の対応を、以下質問いたします。

(1)です。小さく生まれた赤ちゃん、産後ママのための当市の取組を伺います。

○子ども家庭部長(瀬川哲吾) 当市では全ての赤ちゃんや妊産婦の方へ訪問支援を行っているところですが、特に小さく生まれた赤ちゃんや保護者の方に対しては、複数回にわたり保健師による未熟児訪問指導を行っているほか、入院費など、未熟児の療育・医療費の助成も行っているところでございます。

保健師によります最初の訪問のときには、これからの子育てに役立てていただくため、小さく生まれた赤ちゃんの特徴や、発育、家庭での過ごし方などが記されました、「小さく生まれた赤ちゃん」というこちらの冊子を配布させていただいているところでございます。

また、保健師による相談におきましては、入院されていた医療機関からの退院連絡票の情報に基づきまして、赤ちゃんや保護者の入院時の様子を把握し、心理的な負担の軽減や精神的な状況に配慮しながら、情報提供も含めた相談支援を行い、安心して子育てに取り組んでいただけるよう、より手厚い支援に努めているところでございます。

○18番(村山じゅん子議員) 本当、手厚い支援のためにいろいろ工夫をしていただいている、ありがとうございます。



(2) です。リトルベビーハンドブックを当市で配布できるというふうには考えているんですけども、市単独で発行することは難しいというふうにも私予想しています。何らかの方法で当事者に届けることはできないか、見解を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） リトルベビーハンドブックは、御通告にありますように、母子健康手帳と併用して使用するもので、通常の母子健康手帳では記録し切れない項目などにも対応できるよう、小さく生まれた赤ちゃんに特化し、保護者の心理的なフォローの視点で作成されているものと捉えております。

また、出生後の新生児集中治療室での様子や家での日々の記録など、その後の健診や、医師・保健師との相談時においても利用できるよう、赤ちゃんとその御家族に対し、出生時から継続的な支援に資するものではないかとも捉えているところでございます。

当市単独での発行・配布についてでございますが、ただいま申し上げましたとおり、入院中からの細やかな対応のため、新生児集中治療室を有する医療機関や、主治医の協力と理解が必要になることを想定いたしますと、一定程度、広域的な取組として検討する余地もあるのではないかと思慮するところでございます。

通常の母子健康手帳への記載などを通じ、不安になる保護者の方もいらっしゃると思っております。当市におきましては、先ほど答弁いたしました保健師による手厚い訪問相談の充実に取り組みながら、出生体重が1,500グラム未満の赤ちゃんに対応した発育曲線の記録用紙を配布することについても、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○18番（村山じゅん子議員） 分かりました。市単独では難しいということで、市長にちょっとお願いというか伺いたいんですけども、東京都の市長会とかで、こういうものが必要じゃないかということやをぜひ御提案いただいて、東京都のほうに要望していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（渡部尚君） まず、担当課長会とか部長会等で一定の議論を踏まえていただく必要もあるかなと思いますが、御提案を踏まえて、今後、市長会要望事項とするのかどうかについても、ちょっと研究させていただければというふうに思います。

○18番（村山じゅん子議員） 分かりました。市長会の前に担当課長会があるということなので、そちらのほうでぜひ議題に上げていただけたらというふうに思います。

(3) です。公明党としてこれまで、電子母子手帳、アプリの導入を提案してきました。当市としてもデジタル化・DXを推進していくという状況の中、研究状況を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） スマートフォンアプリなどで提供されている電子母子手帳は、従来の母子健康手帳の記録や、保護者目線による健康情報をデータで補完し、妊娠経過の記録や出生したお子さんの成長を記録し、予防接種などのスケジュール管理を行うことができるほか、一部のアプリではありますが、低出生体重児にも対応しているなど、様々な機能が備えたものが増えてきているのではないかと考えているところでございます。

近隣市の状況について調査したところでございますが、予防接種の管理や子供の成長記録が一目で分かるなど、利用者からの声がある一方で、運用面では、アプリの管理運用に係る業務量が増え、プッシュ通知等の機能を十分に活用できていないといった課題が生じていると伺っているところでございます。

また、健診や予防接種の際には、紙の母子健康手帳を持参していただく必要があるなど、デジタルツールだけでは完結できないことも、現在の制度上の課題であると認識しているところでございます。

当市におきましても、電子母子手帳を含めた様々なデジタルツールの活用に向けた研究を進めさせていただ

く中で、昨年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が蔓延する状況下におきまして、保護者の感染予防に考慮させていただき、ウェブ会議ツールを活用した妊産婦面談を優先して取組を開始したところでございます。

今後も、デジタルツールの活用を検討していく中で、電子母子手帳につきましては、国において、母子健康手帳の電子化の意義や、電子化にすべき内容と紙で残すべき内容、電子化の方法などについての意見交換がなされていることから、国の検討状況や近隣市の状況等を引き続き注視しつつ、調査研究に進めてまいりたいと考えているところでございます。

**○18番（村山じゅん子議員）** 最後、もう一度、市長にお考えを伺えたらと思いますけれども、市としてもこのデジタル化・DXを進めていくということで、今、所管のほうでも研究を進めていただいているということなんですけれども、先ほど、この電子母子手帳の中で低出生児の対応もできるということで、さっき部長が紹介いただきましたけれども、この電子母子手帳は、リトルベビーブックの機能としても、記録とか役立つ情報もちろん兼ね備えていますし、そして、御夫婦また保護者間で情報共有ができるということで、すごくいいものだと。

子育てが孤独な「孤育て」にならないということにもつながるものです。様々な課題もあるということも言われていましたけれども、利用が増えることによって、それがどんどんよくなって改善されていっているということも確かです。

東京都市長会で、デジタル推進交付金というものがあるということをちょっと伺っていて、たしかこれ、電子母子手帳の導入にも活用できるということで、私、ちょっとお話伺ったんですけれども、ぜひそれを活用して、当市でもこの電子母子手帳を導入してほしいなと思います。何か令和4年度、令和5年度で、このデジタル推進交付金というものがあるというので話が出ていたということでちょっと伺っているんですけれども、市長のお考えを伺います。

**○市長（渡部尚君）** 東京都のデジタル推進交付金については承知をいたしていますが、それが電子母子健康手帳のほうに活用できるのかどうかというのは、今、初めてお話をいただいたので、後ほどちょっと確認をさせていただければというふうに思っております。

ただ、趣旨として、今後、母子健康手帳、これ、母子だけではなくて父子もという話もあって、今、先ほども村山議員からお話しありましたように、どちらかという、日本の子育てというのは母親がワンオペになりがちな側面があるので、やはり父親も共同して行うための情報共有ツールだとか、確認をできるようなものが必要ではないかなという御提案については、私もほぼ同意見でございまして、それについてデジタルで夫婦が共有していくというのは、非常に有効なことではないかなというふうに思いますし、記録、それからあと予防接種なども非常に、何というんですかね、その年齢でいつとかという、細かくかなり分かれて、見落とししなまいかねないようなこともあるので、やはりきちんとした情報伝達をしていくということも非常に重要なテーマではないかなと、そのように思っているところでございます。

今後そのアプリケーションとして、もう出来合いのもの等がもしかするとあるのかもしれませんが、それらも研究しながら、市としての方向性、いろいろ事務方のほうでは課題もあるということで、先ほど部長のほうから申し上げさせていただきましたが、東村山市としてどういうものがあるのか、既に導入している他市の事例等も参考にしながら、母子健康手帳のデジタル化についても、市としても今後、課題として受け止めてしっかり取り組ませていただければと、そのように思っております。

○18番（村山じゅん子議員） しっかり取り組んでいただけるということで、期待しています。私も、随分前なんですけれども、これで安心、予防接種ナビというのを提案させていただきました。そのときはまだ本当、始まったばかりで、ほかの全国でもまだ少ないときでしたので、ただ本当にこの、市長もおっしゃっていただいとおり、予防接種って、すごい短い期間で本当に幾つもの予防接種があって、忘れてはいけないんですけども、忘れちゃったりとか、それがプッシュ型で、自分の子がこの日に受けたというのが分かれば、プッシュ型で連絡が来ると。

そこに合わせて、体調が悪ければもちろん打つことはできないんですけども、またそこを書き直すことができたりとかということで、今、本当、かなり進んでいて、もう、出来合いのものってさっき言われましたけれども、出来合いのものが幾つもありますので、ぜひ研究をして、ぜひ検討していただけたらなと、もう実施に向けて検討していただけたらなということで、以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（土方桂議員） 次に、19番、渡辺英子議員。

○19番（渡辺英子議員） 今回2点、通告をさせていただいております。

1番、住み続けたいまち東村山へ、空き家管理へのサポート体制をとということで聞いております。

空き家問題について、市は、平成30年には東村山市空家等対策計画を策定し、東村山市空家等対策協議会での議論を続け、特定空家の発生抑制や利活用のため、様々な工夫、施策を行っていただいていることは承知しております。

令和元年には伊藤議員が特定空家について、所有者不明土地の利用円滑化特別措置法の制定を踏まえ質問されました。今回は、市民相談で多い、管理上困難のある空き家・空き地に対する具体的なサポート体制に焦点を当てて確認します。東村山市がこういう「今から考えるおうちの未来」というパンフレットを作成して、これ、非常によくできています。

(1)です。現状について、東村山市空き家等実態調査業務中間報告を踏まえ、以下の点を確認します。

①です。東村山市の最新の空き家の戸数及び空き家率と、26市における順位をお願いします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 令和3年度に実施いたしました空き家等実態調査の結果から、最新の空き家の戸数は665件、空き家率は約2.4%となっております。

なお、26市における順位ですが、比較ができます平成30年度の住宅・土地統計調査の結果で答弁いたしますと、空き家戸数は13位、空き家率は20位となっております。

○19番（渡辺英子議員） ②です。東村山市の最新のその他空き家、賃貸用でも売却用でもない空き家の戸数及び空き家率と、26市における順位をお願いします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 空き家等実態調査は、国の特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針に基づき行っておりまして、その他空き家、賃貸用でも売却用でもない空き家の把握はしておりません。そのため、他市との比較が可能となります平成30年度の住宅・土地統計調査の結果で答弁いたします。空き家のうち、その他の住宅の戸数は1,420件、空き家率は約1.97%、順位は14位となっております。

○19番（渡辺英子議員） 今、令和3年度の数字を聞いて非常にびっくりしまして、平成25年のときは空き家率9.89%、平成30年のときは9.82%だったと、私は調査では思っていたんですけども、これが2.4%まで縮小しているという認識でよろしいでしょうか。それとも、基盤にしている数値が違うのでしたら御指摘いただきたいんですが。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） ちょっと前後しないように、数字の根拠をまず申し上げさせていただきます。先ほど約2.4%と申し上げましたのは、東村山市として全戸調査を令和3年度において行いまして確認した戸数というものについて申し上げます。

続きまして、1.97%というのは、平成30年度に行われました国の調査をまずベースにしておりまして、1,420件というふうに申し上げます。これは調査方法も、こちらは標本調査、サンプルを取って調査票を送ってという、そういう調査方法になっているということが1点と、例えばアパートなどで、空き家の住戸というような、その戸数単位でカウントしております。ということで、665との違いは、そこが一番大きいのかなというふうに考えておりますが、1.97で1,420戸となっております。

議員、今御質問ありました、恐らく9点何がしというのは空き家の数、今回であれば7,090という数字がございまして、これは、先ほどの1.97の1,420というのを含んで、賃貸用の住宅ですとか、売却用の住宅ですとか、あるいは別荘のような形で恐らく管理されているだろうと。そういったものも全て含めて7,090という数字があって、それが9.8%という、ちょっと捉え方が違うんですけども、御質問についてはそのような整理をされております。

○19番（渡辺英子議員） なるほどです。調査の仕方も違うし、把握の仕方も違うけれども、今、市として、全戸調査をしたときには、665件を空き家としての課題として捉えているというふうに伺いました。

比較をしたかったのです。だんだん縮小しているのか、減ってきているのか。それとも、年月が経るごとに、やはり大量に住宅が造られてから、5年ごと、やはり増えていくのではないかと予想する中で、平成25年から平成30年の数字を見ると、そこまで増えていない。ある意味、縮小している。

空き家の総数で見ると、平成25年が7,110戸で、平成30年で7,090戸ということで、微減しているということ。今の最新の数値で捉えたかたんですけども、調査の仕方も違ったということで、そこは数字で捉えるのは難しいということが分かったのですが、担当の所管の感覚で、東村山市の空き家の増えているのか減っているのかということ、所管のお立場では、はっきり明言されるのは難しいと思うんですが、感覚として増えているのか減っているのかということはいかがなんでしょうか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 数字を一つ申し上げますと、前回、空き家の計画をつくりました。その時点、それより少し前なんですけれども、空き家を東村山市としてカウントした数字は457件というのがございまして。ただいま申し上げました665件との差があるわけなんですけれども、この中では、前回の457件から解消した、建て替えられた、あるいは除却された、こういったもので減っている分と、さらに今回追加された分というのがある、結果として665件になっております。

私ども今回調査は、全戸調査いたしますけれども、具体的な声として皆様からいただくのは、例えば草木が繁茂しているとか、そういうことでお問合せをいただいて、個別に対応するというのがございまして。

そういう意味で肌感覚というか、捉え方としては、そういったところについては、極端に増えたり減ったりというよりも、ある程度同じような流れということになりますので、空き家全体が増えている、減ったというのは、まちを歩いていてもそんなにどうだというのは感じませんで、どちらかというと空き家の管理状況に対するお声というのが、空き家がどうなのかなというような捉え方をする感覚になっております。そういう意味では、一番多いのは、草木というところについては、ずっと一定してあるという状況でございまして。

○19番（渡辺英子議員） ありがとうございます。空き家の問題というのは、これからきっと重くなってくるだろうと、皆さんが多分捉えているところだと思うんですけども、東村山市は早々にこの相談体制を整えて

くださったり、パンフレットを作ってくださいというところで、この管理とか相談体制で窓口をつくってくださったことは、すごく効果があったんだろうと思っはいるんですが、実際に市民相談でいただく相談というのは、先ほど部長もおっしゃったように、遠方に住むお子さんが、親が施設などに入ったため空き家になった実家を処分、すぐはしないけれども、管理をなかなかできないですとか、あと相続された方がなかなか管理する能力が難しいといった状況で、近隣からいただく相談が多いです。

(2)で、「シルバー人材センターなどを活用した空き家管理サポートを行っている自治体が増えている。当市での実施は可能か。見込める効果、見解を伺う」と通告しました。その後、実は、このシルバー人材センターさんの広報誌を見まして、本当にこれ、前後したんですね。通告を出した後にこれが配布されて、これを見たら、どうやらやっているということが分かりました。

当市でもやっていたということが分かりまして、シルバー人材センターさんに行きましてヒアリングをさせていただいたところ、やってくださっていたということも分かったんですけども、通告そのまま、まずは御答弁をいただければと思います、いかがでしょうか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） これまで、空き家所有者から敷地内の樹木の伐採や除草の相談があった際、シルバー人材センターを紹介させていただいておりましたが、さらに、令和4年3月以降は、空き家管理として、家屋の外回りの点検や、鍵を預かり屋内の換気などを行う業務にも一層力を入れているということでございます。これまで以上に、空き家管理に関する相談に対応していただけるものと期待しているところでございまして、引き続き連携させていただきたいというふうに考えております。

また、空き家所有者からの相続や売却などの相談につきましては、平成30年7月に、相続、維持管理、解体、売却の相談に対応できる民間事業者2者と協定を締結し、総合相談窓口を設置するなど、空き家の管理サポートを含めた総合相談体制を構築しておりまして、管理サービスとともに除却や売却に関する具体的な提案を行い、問題の解決に努めているところでございます。

○19番（渡辺英子議員） もう本当は平成27年ぐらいからこのサービスを少しずつ模索してくださって、シルバー人材センターの中でも、なかなか、すごい人気のある植木を切る部署のところをお願いをしてしまうと、すごく待たなければいけないので、こういった空き家管理に特化した、そういう部隊まで設置してくださるぐらい、充実したサービス体制を取っていただいているということがヒアリングで分かりました。

これを踏まえて、やはり広報が不十分じゃなかったかなと感じています。今このサービスを使っていられる方が、全市で6人しかいらっしゃらないということも伺っておりまして、私の受けている相談の状況とか、周りの議員に聞くところによると、もっと需要があるように感じるんですが、御見解を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 需要につきましては、恐らくあるんだろうなと。我々、問合せをいただきましたら、今まで通常、樹木の伐採ですね、越境、ここが多いものですから、まずシルバー人材センターさんに御案内して、今、議員から御指摘ありましたように、半年とか1年待つというような実態も、場合によってはございます。

そうしましたら、先ほど申し上げました、協定を締結している2者のほうに、また今度そちらを御案内するというような形を取ってまいりましたが、ここで、さらに力を入れていくということで、家の点検を含めたサービスをシルバー人材センターさんで行っていくということでございますので、草木とか越境枝とかということだけではなくて、そちらの鍵の管理ですとか、そういったところについても御案内をして連携できればというふうに、このように考えております。

○19番（渡辺英子議員） 最後に、市とシルバー人材センターが協定を結んで、広報や市民相談に連携して取り組んでいる自治体があります。協定についての見解を伺います。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 今まで申し上げましたように、まず市にお問合せがあつて、シルバーに御案内して、シルバーが対応していただけるというのが、恐らく協定を結ぶときの考え方としてもベーシックなものになるのかな。そういう意味で、さらに、もう少しいろいろな展開が見込まれるときには、ぜひ協定というものについてもしっかり考えていきたいとは思っております。

一方で、今、議員から、シルバー人材センターさんの取組をもっと周知したらという御提案いただきましたので、その点に関しましてはシルバーさんのチラシを、例えば市役所のカウンターに置くですとか、市報も場合によっては活用させていただくとか、ということで、周知、今まで以上に努めていきたいというふうに考えております。

○19番（渡辺英子議員） よろしく願いいたします。

では2番目、人権の森構想から20年、東村山市の役割とはということで質問してまいります。

多磨全生園は、東村山市の2%の面積を占める国立のハンセン病療養所です。市のホームページによれば、全生園に対して、昭和23年、1948年から緑化委員会が組織され、植樹活動が起こり、一時は自然解消していた緑化委員会でしたが、昭和46年に再度設置され、ふるさとの森造り計画、一人一本運動や県木の森など、様々な緑化活動が行われてきました。

252種、3万本もの園内の緑、ここにいる議員はもちろん、東村山市民の方ならば、全生園の桜と菜の花の風景は本当に素晴らしいということをよく御存じだと思います。そのほとんどが、入所者の方々が、将来、自分たちがいなくなったときも、自分たちを受け入れてくれたこの緑の地を東村山の市民に残そうとの思いを込めて植え、育ててきたものであるというふうに、ホームページにも書いていただいております。

多磨全生園の110余年の歴史と重なり合った、この人権の森、この人権の森構想が、平成14年、2002年、立ち上がって今年でちょうど20年がたちます。また、施設内で樹木や施設の整理が進んできているという周辺住民や市民からの御意見もあり、今回改めて取り上げさせていただきました。

東村山市の第5次総合計画では、2の「ひとの活力の向上」、施策14では、「教育内容の充実」というところで人権運動で取り上げられ、また、3「くらしの質の向上」、施策23では、「人権・平和意識の醸成」「人権の森」構想の推進」ということで、第5次総合計画でも重く受け止められている施策ではあります。

(1) 経緯と現状について、以下の点を伺います。①、これまでの東村山市の関わりについて伺います。

○経営政策部長（平岡和富君） 多少長くなりますが、御容赦願います。

これまでの市の関わりということでもあります。まず、平成11年6月に、多磨全生園入所者自治会長と東村山市緑を守る市民協議会会長の連名で、当時の市長宛てに多磨全生園の緑を保全することの要望書が提出をされまして、その要望趣旨でございますが、入所者や職員は、地域のために森を残そうという緑化活動により、250種、3万本以上の樹木による緑のオアシスを作ってきた。一本一本が入所者の思いの籠もった貴重な歴史であり、この緑を次の世代に残したいという内容でありました。

そして、同年9月に、東村山市長、市議会議長の連名による「多磨全生園の緑の保全についてのお願い」を厚生大臣に提出しております。

また、市議会では、平成12年6月議会におきまして、議員提出議案であります多磨全生園の緑の保全を求める意見書を採択され、総理大臣、大蔵大臣、厚生大臣宛てに提出をされております。

その後、平成13年8月には、入所者自治会より、ハンセン病記念事業についての要望書を国へ提出する旨の文書を市長宛てにいただきました。これは、同年5月のハンセン病国家賠償訴訟の勝訴を記念して、後世に残すべく記念事業を、全国ハンセン病療養所入所者協議会を通じて国に要請するものでありました。

これを受けて当市では、人権の森推進庁内会議と事務連絡会議を設置しまして、定期的な情報交換をすることといたしております。

翌平成14年には、入所者自治会を中心に、ハンセン病記念公園人権の森構想対策委員会というのが組織されて、同年10月には、東村山市長と議長の連名での国立ハンセン病記念公園人権の森構想に関する要望書を厚生労働大臣宛てに提出しております。

平成17年度には、国立多磨全生園人権の森の保全を国に要請することと伝承に関する支援についての要望を東京都市長会より東京都に要望しておりまして、同年8月から市としましては、全生園清掃ボランティア活動を市民の方や関係団体の方たちと開始しております。

その後、市では、平成21年に、多磨全生園の豊かな緑と人権の歴史を長く後世に伝えるための「いのちとこころの人権の森宣言」を行うとともに、園内の清掃活動や散策ガイド、語り部講演会などを開催し、普及啓発活動に努めてまいりました。

また、入所者自治会よりいただきました寄附金を原資としまして、人権の森構想推進基金を設置し、園内散策マップ「人権の森を歩く」の作成、及び市内への全戸配布のほか、ピンバッジやクリアファイル、ノートなどの人権の森グッズの製作と販売、人権の森ポスター、DVD「ひいらぎとくぬぎ」、写真集「いのちの森に暮らす」の作成と都内各小・中学校への配布など、人権の森事業について広く推進してまいりました。

また、図書館においてはハンセン病を知るコーナーの設置や、小・中学校では「いのちとこころの本」や「のりこおかさんの本棚」としてハンセン病や人権などに関するコーナーを設置するなど、人権教育についても実施をしているところでございます。

将来構想の実現に向けた動きにつきましては、地域開放における具体化の実例としまして、平成24年度に花さき保育園の設置、令和2年度には、災害時における国立療養所多磨全生園の施設等の利用に関する協定締結がございました。

また、平成30年度から開催しております多磨全生園、多磨全生園入所者自治会と市の3者による意見交換会を継続開催する中で、令和4年3月28日には、外部の有識者などを加えました多磨全生園将来構想委員会の開催を実現することができた次第であります。

今後も、この多磨全生園将来構想委員会での議論を行う中で、人権の森構想の推進に努めてまいりたいと、このように考えております。

○19番（渡辺英子議員） 本当にすばらしい歴史だと思います。後でまた触れますけれども、ハンセン病基本法と言われてますハンセン病問題の解決の促進に関する法律の制定の際には、渡部市長をはじめ、全市で署名運動を行われてきたという歴史もあります。本当に東村山市にとっては大変誇りとする施設なんですけれども、2点、再質問させていただければと思います。

ホームページ人権の森の運用について伺います。これは、どこが責任を持って運用しているのでしょうか。東村山市のホームページから遷移がありまして、「じんけんのもり」というホームページがあります。大変美しい、写真集の写真を使われているきれいなホームページでして、ハンセン病や全生園のことを調べたいと思った方が検索すると、かなり上位に上がってくるホームページなのですが、私が見たところ、2017年から更新

されている様子がありません。この運用はどこが責任を持ってやっているのかということについて伺います。

○経営政策部長（平岡和富君） 経営政策部企画政策課となります。

○19番（渡辺英子議員） もう一点、今、部長から御答弁があったような、東村山市と全生園のこの関わりは、本当に年表とか一表にして、ぜひ市民の方が分かりやすく、見てとれるようなものがあるといいなと思いました。まだもっと入れられるものもあるのかもしれませんが、そういったものがあるといいと思うんですが、御見解を伺います。

○経営政策部長（平岡和富君） 年表ということでございますが、ただいま私が答弁を申し上げたとおり、かなりこの答弁をつくるのも、かなり調べたということがありまして、ちょっと資料が散逸と申しますか、ばらばらに保管されておりますので、整理ができ次第、何らかの対策と申しますか、掲げられるような対策を講じてまいりたいと、このように考えております。

○19番（渡辺英子議員） 全生園の設置からお話を展開されたら、どんな長い答弁になっちゃうんだろうと思つて、ちょっとおびえていたところだったんですけども、本当にコンパクトにまとめていただいて、ありがとうございます。

②です。市民活動と東村山市の関わりについて伺います。

○経営政策部長（平岡和富君） 先ほど御答弁いたしました園内の清掃ボランティアにつきましては、平成17年度より入所者自治会やNPO、市民団体などと共同で開催をしております。

市といたしましては、本事業を通じまして、園内の清掃活動を行うことを目的に全生園を知っていただく機会にしてみようことや、清掃活動終了後には、市民団体の皆様にガイドを務めていただき、希望者に対して園内散策や、「いのちとこころの人権の森宣言」の意義に関する周知を図ることを目的に開催し、市内のほか、都内や近県から毎回100名の参加者に御協力をいただいてきたところでございます。

また、平成28年度に開催しております多磨全生園を学ぶ講座では、入所者自治会とNPO団体との共催事業として開催をしまして、講座や園内の散策、ワークショップなどを行い、全生園について再認識していただくとともに、全生園のこれからについて一緒に考えていただいているところでございます。

近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、全生園内での普及啓発活動の開催が難しい状況が引き続きまだ続いておりますが、全生園や入所者自治会の皆様と協議しながら、普及啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

○19番（渡辺英子議員） 今回、質問を仕立てるに当たり、本当にたくさんの方にヒアリングをさせていただきました。本当にこれまで市民団体の方が、自分の時間を使って樹木の剪定ですとか様々な活動をしてくださったこと、また、普及啓発活動のために様々な展示などを工夫してくださったり、勉強会を繰り返していただいていることを、本当に敬意を持って学ばせていただきました。

③です。東村山市の教育におけるこれまでの関わりについて、社会教育、学校教育の両面からお聞きしたいと思えます。

○教育部長（田中宏幸君） 当市教育委員会の基本方針の第1に、人権尊重の精神の育成を掲げており、全ての大人や子供たちが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会に貢献しようとする精神を育むことを目指し、その一環として国立療養所多磨全生園との関わりを深めてまいりました。

市立小・中学校では、これまで各学校の人権教育全体計画並びに年間指導計画に基づきまして、多磨全生園の訪問やハンセン病回復者の方々からの講話、並びにハンセン病資料館の見学などを行い、人権の森構想の考



え方を学校の特色ある教育活動に位置づけることで、人権教育を実施してまいりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、多磨全生園やハンセン病資料館への見学等が実施できない状況にありましたが、各学校では、オンラインによるハンセン病回復者の講話やハンセン病資料館の見学など、実施方法を工夫して、これまで培ってきた実践を継続しております。

次に、社会教育事業といたしましては、「いのちの大切さを知り、ともに生きる！」をテーマとした「輝け！東村山っ子育成塾」において、平成20年度、26年度に、国立ハンセン病資料館の見学、入所者の講演、山吹舎などの史跡を巡りながら人権の森について理解を深めるプログラムを東村山市青少年委員と共に実施いたしました。

また、ふるさと歴史館におきましては、常設展示室などで、多磨全生園で実際に使われていた看板や園内通用券などを展示しているほか、令和4年2月には、国立ハンセン病資料館語り部活動、平成30年にお亡くなりになりました佐川修さんの講演、一般、医療・看護学生編の上映会を行い、様々な方に、ハンセン病に対する差別や偏見やその歴史について学んでいただきました。

図書館におきましては、中央図書館や秋津図書館に、多磨全生園及びハンセン病に関する資料を集めたハンセン病を知る本コーナーを設置し、平成16年からはブックリスト「多磨全生園とハンセン病を知る」を作成しております。また、秋津文化センターには、北條民雄氏の「いのちの初夜」の文学碑があることから、地域の方々に多磨全生園について理解を深めてもらうため、平成30年に、公民館、図書館共催で、開館30周年事業として、多磨全生園写真パネル展示と講演会「多磨全生園を知る」を行うなど、教育委員会全体で人権の森について、啓発・理解促進に向け様々な事業を実施しているところでございます。

○19番（渡辺英子議員） 再質問、ちょっとさせていただきます。この「のりこおかあさん」、非常に長い間、この全生園との関わりに取り組んでこられた教育委員の當摩先生が中心になってお作りになった非常に貴重な資料だと思いますが、この「のりこおかあさん」の学校での活用方法、今日のように活用されているかを伺いたいと思います。

○教育部長（田中宏幸君） 小学校におきましては、小学校の総合的な学習の時間や「特別の教科 道徳」等におきまして、学年に応じまして「のりこおかあさん」の紹介や読み聞かせ等を行っているところでございます。

また、中学校のほうにおきましては、第2学年におきまして総合的な学習の時間や、やはり「特別の教科 道徳」あるいは英語等においてハンセン病に関する人権学習、具体的なものとしては、「のりこおかあさん」を読んで人権について課題意識を持った上で、先ほど御紹介のありました本市の教育委員の當摩氏を講師として招いて各クラスで講演を聞いたり、ハンセン病に関する偏見や差別について多面的に考えて理解する取組などを行っております。あるいはまた、そのほかには、ハンセン病等の映画の「あん」の観賞であったりとかいうことも行っているところでございます。

○19番（渡辺英子議員） 本当にすばらしい活動、子供のときにこういったことに触れることは、一生の宝物になるなと思います。

もう一点、年間を通して、資料館の訪問ですとか学校で行われている人権教育の中で、全市の学校で平均し、平均してって、時数とかが平均しているとかではなくて、どの学校でも押しなべてこれに取り組んでいらっしゃるのか。また、その厚みに差がないのかというところが気になります。これについてはいかがでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 多少距離の問題等はあるかもしれませんが、本市はやはり人権教育に力を入れておりますので、全ての小・中学校において、この取組は実施しているところでございます。

○19番（渡辺英子議員） 安心しました。

（2）です。これまでに市に寄せられた全生園に関する課題や御意見があれば、これを伺います。

①です。施設の維持、継続に関するもの、いかがでしょうか。

○経営政策部長（平岡和富君） 市民の皆様から市に寄せられた全生園に関する課題・意見の主なものとしたしましては、入所者の生活に支障を来さない配慮をした上で、期間限定で子供や高齢者を受け入れることができるような病棟施設の開放や野球場の地域開放のほか、福祉に関する施設の設置、ヒイラギの垣根を含む施設内の樹木の保全等について御意見をいただいたことがございます。

しかしながら、これまでも御答弁申し上げているとおり、多磨全生園の敷地につきましては、国有財産となりまして、国が管理しております。したがって、施設や敷地の利活用については国の判断となるものでございます。

全生園内にも、歴史的建造物など、貴重な文化財に相当するものが数多く存在することは承知をしております。それら歴史的価値あるものを後世に残していくという方向性は、園や入所者自治会、関係団体、並びに当市においても一致しているものと認識をしております。

○19番（渡辺英子議員） ②で、全生園内の活動に関するもので、課題や御意見ありましたでしょうか。

○経営政策部長（平岡和富君） 全生園内での活動等に対する課題・意見につきましては、原則、園で対応いただいていることから、市に直接連絡があることはあまりございません。これまでにいただいた主な内容としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点より実施されている園内の入場制限に関することや、毎年開催されているイベントの開催の有無などに関する問合せはございましたが、現在のところ、課題や意見につきましては、確認はできておりません。

○19番（渡辺英子議員） ③で、人権教育に関するもの、先ほども社会教育、学校教育、それぞれについて伺いました。これについてはいかがでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） これまで教育委員会に特段御意見等は寄せられてはおりませんが、学校教育におきましては、これまで多磨全生園やハンセン病資料館を活用した人権教育に取り組み、児童・生徒が差別や偏見について考え、人権意識の向上を図る上で、大きな成果を上げてきたと認識しております。

一方、課題といたしましては、小・中学校で、多磨全生園を活用した人権学習を実施する際、発達段階に応じて、系統性を重視した発展的な学習となるよう実践を共有するとともに、実施方法を検討することが挙げられます。

また、ハンセン病回復者による講話は、各学校の実践の中心として位置づけて取り組んでまいりましたが、入所者の方々の高齢化が進んでいることから、今後は実施方法や貴重な体験を引き継ぎ、学習に生かしていく方法の検討が必要であると捉えております。

小・中学生に限らず、東村山市第2次生涯学習計画におきまして「人権を理解する学習の推進」を施策として、基本的人権が尊重され、ともに差別なく平等に生きていくために、人権に対する理解・啓発運動を推進し、誰もが他者の人権を理解し、尊重し合える学習機会をつくり出すことを「めざす姿」として掲げております。

これらを踏まえまして、今後も市民一人一人が人権の森について考える機会の創出に向け、関係所管とも連携をしながら、さらなる周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○19番（渡辺英子議員） そうですね。広島市の平和の語り部の方々も高齢化して、語り部の方から聞いた人たちがまた語り部になっていくというような活動もされているようです。教育長にお伺いしてもいいでしょうか。

ここで、私、様々今回全生園について調べてくる中で、やはり学校教育が非常に大きな意味を、ウェートを占めているなどという感じを受けております。この教育を受けてきた子供たちが、今、母親や父親になって、そして子供たちがまたこの教育を受けてということで、東村山の中での人権教育がこうやって重厚さを増していくということを様々な方にヒアリングしながら感じてきたところでございまして、教育長に、ぜひ東村山市のこの全生園での人権教育についての御見解を伺えればと思いますが、よろしいでしょうか。急なお願いで申し訳ありません。

○教育長（村木尚生君） 本市における人権教育の重要性というのは、他の自治体にはない、非常に特色あるものであり、重要なものであるというふうに捉えております。特に多磨全生園をはじめ、地域の学習材として子供たちが直接触れることができる、そして何よりも元患者さんや、そこにお勤めになっている方々からのお話、さらには資料館等での映像や書籍、そういったものにも触れることができることの貴重な機会を持っているということは、非常にこれは大事にしていく必要があると思っておりますし、それを教える私たちは、まさにしっかりと後世の子供たちにつなぐ役割があると思っております。

そして、本市で学ぶ子供たちにおいては、それを引き継ぎ、そして改めて人権について、それぞれの立場や価値観を理解しながらも、おらかな気持ちで、ありのままの姿を受け止めることができるような寛容な人材育成を図る必要があるというふうに捉えております。

私自身も、改めて東村山の人権教育について、しっかりと柱となるものを整理する必要があるかなと思っておりました。この間、北條民雄氏の「いのちの初夜」、これを改めて読み返したときに、現実はそのような表現ではあるんですが、実際にこれを子供たちにどうやったら分かりやすく伝えることができるのか、そのところに少し苦心をしていたところです。

そういったさなか、本市の教育委員である當摩彰子氏から、「のりこおかあさん」の絵本を作りたいという、そういったお話をいただきました。先ほど部長も紹介をしてくれましたけれども、これは、実際に平沢さん御夫妻から當摩さんがお聞きになった話を整理する中で、どうしたら子供たちに分かりやすく伝えることができるだろうかという、そういった御相談も受けましたので、この出版に伴っての編集・編さん含めて相談に乗らせていただきました。

先ほど申し上げた北條民雄氏の表現を子供のレベルで理解してもらおう。そして子供なりの気づき、そして子供なりの考え方、これからは学んだこと、それを考えるだけではなくて、行動に移せる、あるいは関わっている、そういった人材を育成することが何よりも重要であると捉えていますので、この「のりこおかあさん」の紹介、そして活用とともに、これは東村山だけではなくて東京都、あるいは、場合によっては全国に向けてのやはり紹介が必要であるということで、この間、東京都教育委員会のほうにも、この本の活用について説明をさせていただきましたし、本市の人権教育の取組については、東京都教育委員会が発行している人権プログラムの中にも、具体的な実践事例として紹介をさせていただいています。

紹介したいことはたくさんあるのですが、基本的な考えとしては、そのようなことを大事にしながらも、そして各学校における全体計画や指導計画の作成については、教育委員会の指導課において、次年度に向けて必ず確認をさせていただいている内容ですので、各学校における大きな差がないように整理しながら行っているところです。また、その学校での取組が、ほかの教育活動にも汎用できるような、しっかりと整理されたものにしていくことが、今後の課題であるというふうに受け止めております。

○19番（渡辺英子議員） もう本当に鳥肌が立つような思いで、今の御答弁、聞かせていただきました。本当に

すばらしい広がり、想像以上の広がりがあるんだなということを感じます。

(3)です。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、先ほども御紹介しましたハンセン病基本法にのっとり、全生園の存在と東村山市が所在自治体として果たすべき役割について伺いたいと思います。

①です。将来構想や永続化について伺います。

○**経営政策部長（平岡和富君）** 御指摘のハンセン病問題の解決の促進に関する法律の第5条にありますように、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する」と、このように規定されているわけでございます。

当市では、いわゆる多磨全生園の将来構想につきましては、先ほども御答弁申し上げましたが、今年の3月に国立療養所多磨全生園将来構想委員会が設置されましたことから、今後の将来構想に関する検討は本委員会の中で行っていくものと認識をしております。

また、普及啓発活動の新たな取組としまして、既に市報等でも御案内しておりますが、ハンセン病資料館との共催で、らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日関連事業として、先週の金曜日、6月10日から6月30日まで、ハンセン病資料館の1階ギャラリーにおいて、市内在住の写真家である宇井眞紀子氏、広瀬敦司氏が多磨全生園の姿を捉えた写真と、過去の多磨全生園の写真を併せて展示する写真展「いのちの森に暮らす」を開催しております。

近年、コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、普及啓発事業についても開催が困難な状況にございましたが、このような中でも一人でも多くの方に全生園について知っていただくとともに、ハンセン病を通じて人権について考える機会にさせていただきたいと考えております。

このように普及啓発活動と将来構想委員会の継続開催により、将来構想のテーマであります「入所者の在園保障」「地域住民へのハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発」、そして「施設の地域開放と共生」を併せて検討する中で、新たなまちと地域社会づくりを醸成する取組を進めてまいりたいと、このように考えております。

○**19番（渡辺英子議員）** 本当に返す返すも、聖火リレーのセレブレーションが縮小されたことが本当に残念ではないなと思います。本当にもっとたくさんの方が参加して、全生園でセレブレーションを行うことができれば、より本当にすばらしい影響があったらと思いますと、大変残念に思います。本当にコロナという病気は、様々なところに影響があるなと感じております。

②です。市民への教育啓発、人権意識の向上について、これまでの御答弁でも触れていただいておりますけれども、通告どおりお聞きしたいと思います。

○**市民部長（野口浩詞君）** 市民への教育啓発、人権意識の向上につきましては、その代表的な取組といたしまして、東村山市人権擁護委員による子供たちへの人権教育事業を教育委員会協力の下、実施しております。

具体的には、例年、市内中学生を対象に全国中学生人権作文コンテスト東京都大会への参加や、「いのちとこころの教育週間」に開催される「市民の集い」における人権作文の発表や人権作文作品集の発行、市内小学生を対象に「子どもたちへの人権メッセージ発表会」、人権の花運動への参加などの事業に取り組んでおります。

また、毎年12月の人権週間では人権パネル展を開催し、人権の花、人権作文、市内各小学校での人権学習の様子をパネルで紹介し、その中にはハンセン病についての学習成果の展示もあり、多くの市民の方に見ていた

多く人権啓発機会としまして、市報、市ホームページ、ポスターなどで、人権パネル展の開催を広く周知しているところがございます。

加えて、毎年11月3日の全生園まつりでは、ハンセン病資料館及び全生園内を会場としました、東京都人権擁護委員連合会、東京法務局主催の多磨全生園まつり啓発活動においても、市民がハンセン病を学ぶ機会として、市が後援・協力をしてまいりました。

令和2年・3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、一部の人権啓発活動が中止または一部変更しての実施を余儀なくされましたが、東村山市人権擁護委員を中心に、広く人権問題について啓発する中で、ハンセン病に関する課題についても、市民への教育啓発、人権意識の向上につながる取組を進めているところでございます。

○19番（渡辺英子議員） 東村山活き生きまちづくりの方が定期的に刊行されている、全生園に関する本がありまして、この中で、本当に最後に澤田泉、今の会長ですけれども、が書いていらっしたんですけれども、「お茶が出たろう。飲んだの」って聞かれたって。

当時はまだハンセン病の感染について、市民の中で、全生園の中でお茶を飲んだら感染してしまうと思っていた市民がたくさんいたということとか、あと、昔からここに住んでいらっしゃる方からは、全生園の中を通るときは、親指隠して息止めて通っていたというような話も聞いたりして、私は浅い住民ですので、もう本当に驚きましたし、新潟県新潟市出身なものですから、割と贅女さんの伝統がありまして、ハンセン病の方は、結構日常的に子供の頃から接することがありました。

我が家にはお茶を飲みいらしていた、ハンセン病の副作用で姿形や指の形が変形してしまった方もいらっしたんですけれども、そんなことがあるなんて、お茶と一緒に飲むことができないなんてということが非常に驚いたことをはっきり覚えています。

本当に書物にも残していただいて、このことが少しずつ市民の教育の中で、また学校教育の中で少しずつ、本当にこの人権意識というのは、表面上、上から押しつけられて変えることは、表面上変えることは簡単だけれども、本当に心の奥底にあるものを変えるのって、三代かかると言われています。本当に大切な教育をしていただいているし、啓発活動をしていただいていることに改めて感謝するとともに、やはりもう一步、東村山市が本気になって取り組んでいくべき課題がここにはあるなど感じています。

3番目に、東京都との連携について伺いたいと思います。公明党の谷村都議が平成28年、29年と続けて一般質問で、東京都議会で取り上げていまして、前舛添知事、小池知事も、ハンセン病患者、回復者、その家族の皆様が差別で偏見で苦しむことがないように、ハンセン病に対する理解を深め、差別・偏見をなくすための啓発を行ってまいる所存ですと、判で押したように同じ答弁で終わっています。

この2人の厚労大臣経験者が都知事を務められているにもかかわらず、なかなか東京都との関わりが進まないように感じておりますが、所管はどのように認識されているか伺いたいと思います。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午前11時6分休憩

午前11時6分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○経営政策部長（平岡和富君） 東京都との連携につきましては、これまで人権の森フォーラムや語り部講演会

の開催に当たりまして、東京都の補助金を活用させていただいております。また、平成27年度より開催されております東京都主催の大規模人権啓発イベント、ヒューマンライツ・フェスタ東京への出展をさせていただいておりますなど、普及啓発活動についても連携を図っているところでございます。

これまでも折に触れまして、東京都に対しまして国立療養所多磨全生園将来構想委員会への参加を求めています。現時点では実現には至っておりません。ハンセン病問題の解決の促進に関する法律、先ほどもありましたが、その第11条、第5条ですかね、地方公共団体が国の施策に協力するよう努めるものとするところから、将来構想がより具体化した際に、東京都の協力が円滑に得られるよう、必要な情報共有に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○19番（渡辺英子議員） これまで調査してきて、多くの人に会いました。東村山市民にとって全生園の存在を誇りとなるようにするには、東村山市の役割は大きいと改めて感じました。啓発活動というのは、何々すべきとか、何々であるべきという外発的な働きかけになりがちなんです。本当に一人一人の心に根差したシティプライドの醸成は、内発的なものでなければ本物になり得ないと思っています。総括して渡部市長にお伺いしたいと思います。

○市長（渡部尚君） 先ほど来、様々な部長からお答えをさせていただいておりますように、人権の森構想を多磨全生園入所者自治会の皆さんが、そうした考え方を打ち出してから、もう20年経過をし、当時から市としては全面協力をさせていただくという立場で、様々なことを行ってきたところでございます。

特に私が市長に就任して間もなく、先ほどもお話いただきました、例のハンセン病問題基本法の制定以降、やはり国の担当所管というんでしょうか、の姿勢がかなり変わってきたなというふうに率直に思っています。

今コロナで、コロナ禍で、ここ2年、今年もちょっと対面ではできないんですが、全国ハンセン病療養所所在市町連絡協議会の総会を毎年持ち回りで行わせていただいている、以前から厚労省の担当者に出席をお願いさせていただいてきたんですが、なかなか実現に至らなかったんですけども、これが数年前から必ず御出席を、医政局と健康局、両方からいただけるというようなことになって、国も担当レベルでは真剣に各園の将来構想について考えていただけるようになってきたというのは、これはやはり当事者である入所者の皆さん、全療協をはじめとして各園の自治会の皆さん、それから、それぞれの自治体含めて、多くの市民・国民がやはりハンセン病の根本的なやはり解決を求めてきた、その取組の成果ではないかなということで、非常に手応えも感じさせていただいているところでございます。

東村山市としては、個々具体的に言えば、いろいろな啓発活動や、あるいは、たまたま昨日ちょっと、私のスマホの画像データがもうばんばんになって、いっぱいになってしまったので、ちょっと古いのをかなり消去作業をしていたんですが、そうしたところ、やはり映画「あん」の関係の写真が大量にありまして、残念ながら大分消しましたが、外部のそうした方々とも連携・協力しながら、やはりこれまで、東京の東村山市青葉町にこうした多磨全生園という施設があることや、その中で悲しい苦難の歴史があり、かつ一方で、入所者の皆さんが自ら立ち上がって、自らの人間としての尊厳や人権を回復する取組を歴史として刻まれてきた。

そうしたことをやはり多くの方に知っていただくという取組を、ポスターを作ったり写真集を作ったり、それから講演会で、語り部講演会で、亡くなられた佐川修さんや、平沢さん等、あるいは、今、全療協の事務局長されている藤崎さん等にもお願いして、いろいろなところで講演をやっていただいたりというような取組をしてきました。

やはりこの輪をさらに広げ、かつ、皆さん御高齢になったり、佐川さん、残念ながらもうお亡くなりになっておられるので、こうしたことを今後どのように時間軸として継続していくのかということも大きな課題ではないかというふうに受け止めています。ここについても、いろいろな市民の皆さんや議会の御指導をいただきながら、何とか継続して広がりを持てるような取組、啓発活動を進めていきたいと思えます。

それから、園の施設については、先ほども部長のほうからお話しさせていただきましたが、今年の3月によりやく長年の努力が実って将来構想委員会が、園と自治会と市の3者で、それから外部の有識者も交えて設置がされました。今後ここを起点としながら、人権の森構想、具体的にどのように形として残していくのかということも議論させていただくことになると思えます。

かねてより申し上げているように、市のスタンスは、基本的には、やはりあそこに住まわれている入所者の皆さん、それを代表している自治会の意思を最大限尊重しながら協力していく。そして、現に管理している園側とも連携・協力をしながら行っていくという基本的なスタンスには変わりございませんが、この間も市として、例えば防災上、あれだけ広大な敷地なので、何とか活用をお願いできないかというようなことはお話しして、防災備蓄倉庫を空いた病棟の中に設置してござっておりますし、それからスポーツ施設等についても、できるだけ地域の皆さんにお使いいただけるようにしていただけないかと、市としても、全生園の人権の森を守り育てつつ、活用できるスペースについては、できるだけ広く市民の皆さんに地域開放をしていただくように、お願いをさせていただいているところでもござります。

ただ、コロナ禍で、先ほどもありましたように、聖火セレブレーションも点火セレモニーに変わってしまったんですが、点火セレモニーができただけでも、それは歴史的に意義があることだと思っておりますが、そういったことも、これから歴史的な遺産としてやはり残せるように、それからあと、いろいろ関わっている市民の皆さん、団体も多うござります。

個々具体的には、これを残してくれとかという御意見もいただいているわけではもちろんありません。そうした御意見をいただきつつ、園や自治会とも協議・調整をしながら、どこまで国の力で残していけるのか、それから、市としてどういう形でそこに関わって永続化を図っていくのか。

これからは東村山市にとっては、多磨全生園の存在というのは非常に市政にとって大きいと思えます。東村山という村、地名の町が誕生して、僅か20年後に設置をされて、設置をされて以来、当時の東村山村政の大きな課題としてあったわけで、そういう意味でいうと、東村山は、多磨全生園の歴史とやはり切っては切れない関係が当市の歴史にあるかなというふうに思いますので、これからはやはりそうした視点に立ちながら、今後やはり偏見・差別のない社会、何人も人権が尊重される社会を目指して、そのまさに起点となるような人権の森を、自治会、それから園、そして多くの市民の皆さんと連携、協力、協働しながら守り育ててまいりたいと、このように思っております。

○19番（渡辺英子議員） 丁寧な御答弁ありがとうございました。SDGsの観点からも本当に重要な施設でございまして、会議体の発足は本当に喜ばしいことだと思えます。この調査のときに厚労省にも、副大臣通してちょっと伺わせていただきましたが、そのときには、もう予算は組みたいんだという言い方をされました。

ただ、やはり自治会から全療協を通しての要望しか我々は聞くことができないんだと。でも、これを仕上げるために、市がしっかりと力を尽くしていただくということが、これから大変重要なときに入ってくると思えますので、何とぞ今後ともよろしく願いいたします。

○議長（土方桂議員） 次に、20番、伊藤真一議員。

○20番（伊藤真一議員） 今回3点につきましてお尋ねいたしますが、まず建築基準行政事務の移管について伺います。

建築基準法は、人口25万人以上の都市に、特定行政庁として建築基準行政事務を行うべきことを規定しています。また、25万人未満の都市については、任意にこれを認めております。この任意規定に基づいて、東京都はこれまで、人口15万人以上の市に対し建築基準行政事務の移管を勧奨してきたと言われております。現在、多摩26市で11市、その内訳は、八王子市をはじめとする3市が義務規定、立川市をはじめとする8市が任意規定で特定行政庁に移行しております。

東京都の方針に沿って、平成29年度に西東京市が、そして令和3年度には小平市が名乗りを上げて特定行政庁に移行しております。また、人口規模では東村山市と同等の武蔵野市や、やや小さい国分寺市も特定行政庁となっています。

核となる主要3駅を中心とした駅前再開発の整備や、新しい都市計画マスタープランに基づいて、今後、都市計画道路を柱としてまちづくりを進める当市にとって、特定行政庁への移行をどう考えるべきか、市の考えを伺ってまいります。

まず、東京都の方針について伺います。東京都都市整備局は、これまで東村山市に対して、建築基準行政事務の移管についてどのような考え方を示してきましたでしょうか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 東京都は、平成4年に、人口15万人以上の市を対象に事務移管を促進する基本的な考え方として、建築行政事務は、本来的には市町村の事務であり、地域の実情に即して行う都市計画行政と一体的に処理することが望ましく、移管によりまちづくりの推進に寄与し、行政効率の向上を図ると、移管の目的を示しております。

そのような中、当市に対しましても、東京都主催の建築行政事務移管に関する勉強会として、移管を働きかけてきた経過がございます。

○20番（伊藤真一議員） その姿勢は、東京都の姿勢は、現在も変わっていないですか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） この勉強会について、平成22年に東京都から来まして、その後、正式な形ではお話しいたいていないというふうに認識しておりますけれども、15万人以上についてはいかがでしょうかというような立ち話というか、そういう話がございますので、今においてもこの考えは変わっていないのではないかと、このように理解しております。

○20番（伊藤真一議員） 次に伺いますが、平成20年頃の前後において、後に特定行政庁となる人口15万人以上の西東京市、小平市、そして東村山市に対して、特定行政庁への移行を打診してきていたというお話を伺ったことがあります。今、部長が御答弁いただいたことと重なるかと思えますけれども、この東京都の考え方に対して、東村山市はこれまでどのように考え、どのように判断をしてきたのかお伺いいたします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 市では、建築行政事務の移管により、都市計画マスタープランや各施策と連携しながら、建築物の安全化、適切な土地利用、災害に強いまちづくり、良好な都市景観の誘導、バリアフリーの推進等について、地域性を生かしつつ、独自性を持ったきめ細やかな対応が図れる可能性があるものと考えてきました。

ただ一方で、現に東京都により建築行政事務が適切に実施されていること、確認検査は民間の指定確認検査機関で実施できていること、さらに建築主事等の新たな職員採用が必要になることなど、費用対効果も考慮して、積極的に実施する必要性は高くはないものと判断してきたところでございます。



○20番（伊藤真一議員） かつて、もう14年前ですけれども、私は平成20年の6月議会の一般質問で、住宅都市として防災力の強化の観点から、木造住宅の耐震性強化を進めるべく、住宅関係所管の機構改革、つまり住宅課の創設を提案したことがあります。東日本大震災の前のことでもあります。

その際、立川市の住宅担当所管の課長さんとお話をさせていただきましたけれども、住宅都市なのだから、住宅行政をつかさどるべき組織が必要だと感じました。その後、東村山市には、空き家問題や野良猫問題への対応を契機として、前の環境・住宅課、現在の都市計画・住宅課が設置されております。平成20年当時、立川市は既に特定行政地であって、新人議員でしたけれども、東村山市も将来は特定行政庁となるべき時代が来るのかなと感じたことを覚えております。

そこで、近隣の国分寺市、西東京市、小平市の特定行政庁移行について確認させていただければと思います。これらの市があえて特定行政庁となった各市の狙いは何であったと認識されていますでしょうか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 建築基準法は、全国一律の基準を定めておりますが、一方で、地域の個性や市街地の状況に応じたよりよい建築が行われるように、特定行政庁に対して、建築の許可及び指定、認定基準を設ける権限が付与され、また、建築主事を置く市町村に対して、様々な規制の強化や緩和を可能とする権限が条例委任されております。

したがって、特定行政庁となることで、こうした権限を活用し、地域の特性に合った建築指導ができることや、建築行政の窓口を市内に設置できることなど、市民の利便性の向上に資すると判断されたものと考えております。

○20番（伊藤真一議員） 再質問させていただきたい思います。確認をしたいんですが、今お話しいただいた、地域の個性に合った建築指導ができるなどのメリットに対して、その以前にお話しいただいた費用などを考えると、費用対効果の面で、やはり難しいというのが御判断であったというふうな理解でよろしいでしょうか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 費用対効果、もちろん考慮してということですが、先ほど申し上げました例えば建築確認事務は、今、東村山市の戸建てでいえば、恐らく95%以上、民間の審査機関を通していただいております。こういった民間の充実、あるいは東京都が今適切に実施していただいていると、こういうことを総合的に考えてということになるかと思っております。

○20番（伊藤真一議員） そこで気になるのは、国分寺駅の北口再開発であります。駅前再開発を進める上でどのような効果があったのか。あるいは建築指導行政事務の移管、すなわち特定行政庁への移行は、駅前再開発事業などには特段の影響を及ぼさないものなのか。例えば、小平市では小川駅前の再開発が予定されております。特定行政庁への移行が国分寺駅北口再開発にどのような効果をもたらしたと見ているのか、所管の御見解をお伺いします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 国分寺市に確認いたしましたところ、再開発事業は、特定行政庁となる一つのきっかけにはなったとのことでありまして、再開発事業への効果というよりも、特定行政庁となることで、地域性を生かしたきめ細やかな対応や、市民サービスの向上、身近に建築相談の場所があることなどが全体として挙げられる効果であるとのことでした。

また、今、当市の例えば再開発を見ますと、駅前のロータリー内にバス停の上屋などございますが、こういったものは建築の許可が必要になってきましたけれども、それについても特定行政庁と当市で十分に連携して事業を進めてきたという経過がございますので、このような仕組みで再開発を進めることについて、大きい支障はないというふうに考えております。

○20番（伊藤真一議員） 次の質問、ちょっと一部、既に答弁いただいた内容と重なるかもしれませんが、通告をしておりますので、そのままお尋ねしたいと思います。特定行政庁への移行には、どのようなメリットがあるか。具体的に、当市が移行した場合に想定されるメリットについてお伺いをいたします。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 平成25年度に、公益財団法人東京市町村自治調査会が実施した多摩・島嶼地域39市町村における建築行政に関するアンケート調査結果では、建築行政を実施して感じたメリットとして、「自分の市町村の方針に沿ったまちづくりが行えるようになった」「建築職の職員の技術力向上に寄与した」などが挙げられております。

また、当市で想定されるメリットは、地区計画区域内の建築制限等について、地域特性を生かした審査ができる可能性や、建築審査会の運営など、市のスケジュールに沿った取組ができる可能性があることなどが考えられます。

○20番（伊藤真一議員） 御答弁に対して再質問させていただければと思いますが、今後、公共施設再生計画に基づいて、学校施設などを中心に公共施設のリニューアル等が進んでいくと考えます。その点のメリットもあろうかと思えますけれども、そのあたりにつきましては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 今の議員の御質問になりますと、恐らくなんですけれども、用途地域で許容されていない建築物の規模を建てる場合に、特別な許可が要するという事になってまいります。

例えば第一種中高層住居専用地域であれば、一定の高さの学校などの再編ということについては、特段支障がないのではないかとこのように考えますけれども、第一種低層住居専用地域において、施設再生が、統廃合等がもし行われる場合に、建築審査会の許可というのが恐らく必要になってくるだろうと。

ただし、それにつきましては、全体のスケジュール感を市で主体的につくれるというのが、もし市が特定行政庁であれば、そういうメリットはあるというふうに考えますが、逆に言うと、こういう大規模なお話ですと、事前に相談をしたり、先方とのすり合わせという事も十分に行いながら進めてまいりますので、そういった意味では、全体のスケジュールの中で飲み込んでいけるような協議相手、協議内容になるのではないかとこのように考えております。

○20番（伊藤真一議員） 一方、特定行政庁への移行には、どのようなデメリットがあるのか。既にこれもお話しいただいたかもしれませんが、具体的に想定される問題点を示してお答えいただきたいと思えます。

○まちづくり部担当部長（山下直人君） 先ほどのアンケート調査結果では、建築行政を実施して感じたデメリットとして、「訴訟問題への対応が必要になった」「新たに建築職の職員や事務職員を配置しなければならなくなった」などが挙げられております。

また、当市で想定されるデメリットは、建築主事等の有資格者の確保や新たな事務職員の採用、手数料収入だけでは建築行政事務を運営することはできないこと、公共施設再生の検討を進めている中、新たな執務スペースを確保する必要があることなどが想定されております。

○20番（伊藤真一議員） デメリットとメリット、双方明らかにしていただきました。

最後に、市長にお伺いしたいと思います。これまで特定行政庁に移行した自治体の決定プロセスは、いずれもトップの判断、決断が大きいようであります。小平市、西東京市とも関係者にお話を伺ってまいりましたが、やはり市長さんのリーダーシップだという声が聞かれました。総括して、当市にとっての特定行政庁移行の是非について、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（渡部尚君） 御指摘のとおりというか、また、先ほど来、担当部長がお答えさせていただいております

ように、建築行政を所掌することによって、都市計画マスタープラン等の更新や各種計画に沿ったまちづくりが、よりきめ細やかにできる可能性が広がるという可能性は当然あるものと思っております。

ただ、建築基準法にのっとり行政なので、地域性等、一定加味することは可能ですけれども、恣意的な運用ができるわけではもちろんないことは御案内のとおりなので、逆に、先ほど申し上げたように、訴訟等がかなりの対応で御苦労されているというお話もありますし、訴訟だけではなくて、正直、市役所で特定行政庁を持つと、いろいろな関係者から様々な、何というんでしょうか、お声を頂戴して、その対応で物すごい御苦労をされるという話は、私も直接、間接、伺ったことがございます。

それと、やはり一番大きな課題としてあるのは、人材の確保と、それを裏づける財源の確保ということになるかと思えます。私のお聞きしているところでは、小平市では建築行政の移管に伴い、東京都からの派遣職員を除いて、正職員13名、会計年度任用職員が2名、合計15名の職員を新たに配置したというふうには伺っております。

当市では、定数上の制約が切れたとはいえ、うちで15名まで必要かどうかというのは、精査する必要がありますが、恐らく最低でも十二、三名は必要になるのではないかとということなので、これだけの人員を一遍に、しかも資格を有する職員を採用し配置するということについては、人的な問題や、あとやはり、財政上の問題がやはり非常に厳しいなというふうには考えているところでございます。

確かに、特定行政庁を持つことによるメリットも大でありますので、今後も引き続き、当市が主体的にまちづくりを進める上で、特定行政庁を設置すべきなのかどうかということについては、より市内でも議論や研究を深めてまいりたいというふうには考えております。

ただ、今の時点で申し上げますと、我々としては権限移譲で、用途について等については、市町村に権限が移譲されておりますので、とはいえ、これも勝手に変えられるわけではもちろんないんですけども、これはやはり、この権限を有効に活用しながら、今後の人口減少時代のまちづくりを今後どのように進めていくかということは、今まさにそのことを第5次総合計画や都市マスタープランにのっとりながら進めさせていただいているところでありますので、しばらくの間は、都市計画行政としては、そちらのほうに注力をさせていただきながら、東村山駅周辺や久米川駅の南口のリニューアル、あるいは秋津・新秋津といった、いわゆる3極の整備を着実に進めていきたいと、そのように現時点では考えているところでございます。

○20番（伊藤真一議員） ありがとうございます。私は、必ずしも特定行政庁への移行を強く主張するものではありません。費用対効果あるいは人材育成という負担についてもお話がありました。ただ、かつての東京都の動きを承知している者の一人として、近隣市の動向や、今後の住宅都市としての我がまちを展望した場合、議会としても行政の御認識を共有させていただく必要があると思ひまして質問させていただきました。

今後も東京都及び近隣各市の動向を注視していただき、住宅都市として適切な対応ができるように、よろしくお願ひしたいと思います。

では、2番に移ります。地方創生臨時交付金による歳出予算についてお伺ひいたします。

政府は、2021年のいわゆる骨太の方針において、コロナ感染拡大の収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻すことを念頭に置き、地方創生臨時交付金などの地方自治体の自由度が高い予算措置について、事業の使途等の比較検証を行うということを閣議決定で明らかにしております。

特に内閣府は、国民に信頼される行政を行うには、政策立案部門が統計等を積極的に取り入れたEBPM、すなわち証拠に基づく政策立案を活用することを推進しています。また、今定例会冒頭の所信表明において市

長も、DXの推進について触れられた折、データの利活用によるEBPMを行うプロジェクトチームの部会の立ち上げを明らかにされております。

この考え方に立てば、特に地方創生臨時交付金を用いた予算審議に当たっては、議会もEBPMに基づき、その妥当性を根拠に審議、議決しなくてはならないということになります。しかしながら、これまで歳出予算の説明書には、財源に交付金を充当するかどうかは示されていなかったと思います。

そこでお伺いいたします。コロナ対策として交付された当該交付金を財源として予算化された歳出予算について、予算議案ごとの歳出項目数と総額をお伺いいたします。

**○経営政策部長（平岡和富君）** 予算議案ごとの事業項目数、充当額総額の順に御答弁申し上げます。

令和2年度第2号補正予算、23事業、3億8,586万2,000円。同じく令和2年度第3号補正予算、28事業、7億652万5,000円。令和2年度第4号補正、114事業、3億1,266万4,000円。令和2年度第6号補正、103事業、こちらは整理補正も含んでおります。金額が5,485万8,000円。

令和3年度の第2号補正、4事業、1,066万5,000円。令和3年度第4号補正、21事業、4億7,894万9,000円。令和3年度第5号補正、2事業、7,549万8,000円。令和3年度第7号補正予算、71事業、こちらも整理補正分も含んでおります。この補正は、歳入予算としての補正増はありませんで、充当額の内訳を変更したのみであるため、充当金額総額は0円となります。

令和4年度の当初予算で53事業、4億6,740万6,000円、以上でございます。

**○20番（伊藤真一議員）** 次に、これまでその具体的な明細について、議会質問への答弁を除いては、全容を示した資料は開示されてこなかったと認識していますが、開示の予定はございますでしょうか。

**○経営政策部長（平岡和富君）** 議員御質問の全容を示した資料は、市として開示はしておりませんが、内閣府地方創生推進室が運営しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ポータルサイトにおいて、令和2年度以降の各地方公共団体の実施事業が公表されているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果につきましては、内閣府より、各地方公共団体において事業終了後に公表するよう求められております。このため市といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業の終了後に公表することを予定しております。

具体的には、令和2年度実施事業につきましては、一部、令和3年度へ繰越しを行い、令和4年3月まで事業が行われておりましたことから、現在、公表に向けた準備作業を進めておりまして、準備が整い次第、ホームページにて公表することを予定しております。

なお、令和3年度実施事業についても、一部、令和4年度へ繰越しを行い、現在も事業を行っているということから、事業が全て完了した後に公表することを予定しております。

**○20番（伊藤真一議員）** ありがとうございます。流れといたしましうか、全容が少し見えたように思いますが、市長にお伺いしますけれども、このEBPMの考え方に従いましたら、議決責任の観点から、議会の予算審議も、その政策立案の根拠に基づいて行われるべきではないかと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

**○市長（渡部尚君）** EBPMというような言葉等ができる前から一応、予算編成するに当たり、あるいは議会でも、様々なお立場からとは思いますが、審議についても、一定のデータに基づいて、政策目的や、あるいはその政策手法というんでしょうか、行政手法でちゃんと効果が上げられるのかどうなのかということについては、これまでも一定それらを踏まえながら予算編成をし、かつ議会でも議論はされてきたのではないかと

なというふうを受け止めているところでございます。

この間、伊藤議員をはじめ多くの議員さんから、さらに詳細な事業ごと等、あるいは施設ごとのコストがもう少し明確化されるようにというようなことも求められてきているところでございまして、市としては、市の資産・負債のストック情報を含んだ財務書類を活用しながら、事務事業コストの可視化評価を行う行政内部評価の実施に向けた準備を現在進めているところでございます。

この行政内部評価の運用ルールの構築に当たっては、国が推進しておりますEBPMの取組方針を踏まえ、一定のロジックモデルというんでしょうか、どういう目的でやるのか、まず目的をはっきりさせて、そのためにどういうことを具体的に行うのか、そして、それで成果をどのように図っていくのかというようなことについては一定整理をして、今後、予算編成等には生かしていきたいと思っておりますし、さらには、一定程度それらは議会等に公表させていただく予定にしておりますので、それらを踏まえて、より建設的な御議論をいただければありがたいかなと、そのように考えております。

○20番（伊藤真一議員） 昨年の財務会計システムのリプレースに伴って、今、市長がおっしゃったように、予算執行のアウトカムに関しては、つまり決算の内容については、行政評価制度の導入などが行われることによって大きく改善されることが期待しているところであります。一方、報道によると、地方創生臨時交付金を使った感染症対応との関連性が明確でない事業への支出が、全国で問題視されているという一面がございます。

今後、会計検査院の監査によって問題となる事例がさらに明らかになるおそれがありますけれども、これら問題とされた支出であっても、手続的には議会の議決を経ているわけですから、国や国民から見れば、議会も承認しているんでしょということになりかねません。そこで、議会としてもEBPMに、証拠に基づいて政策立案された予算であることをしっかり検証していく必要があるのかと考えたわけでありまして。

議会の審議に付される予算案に関わる資料においても、特に国や東京都の交付金を原資とする歳出項目については、その考え方に即してあるものであるということを何らかの形で明記していただきたいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

○市長（渡部尚君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今般、かなり都内の基礎自治体にも会計検査が入ったというふうに向っていますし、当市にも会計検査をいただいたところでございます。特に当市につきましては、特段の御指摘はございませんでしたので、国の方針にのっとって、議会でも適正に御議論いただき、議決し、適正に執行されているものというふうに承知をいたしております。

ただ、当市も、初年度と言ったらあれなんでしょうか、コロナ1年目のときの交付金の使い方として、例の、志村けんさんが亡くなった直後に大量の花束を志村けんさんの木のところに置かれたことによって、ちょっと交通に支障があることから、献花台を別途に設けて、密集を避けるために警備員をこの交付金を使って配備させていただいたことが、ちょっとマスコミ等で何か目的外のような言われ方をして、非常に私どもとしては心外だった思いをいたしておりますので、やはりそうした国の交付金等の活用の仕方も、きちんとコロナ対策のためにこういうことをやっているんだということを知らしめていくことは非常に重要だと思いますし、議会でもそうした視点で御議論いただいた上で、御可決いただいているということが、できるだけ見える化できるような形に今後整備ができればなど、そのように考えております。

○20番（伊藤真一議員） 今御答弁いただきましたように、今後の予算審議に当たって、今まで以上にそのあたりが見える形にさせていただけるようお願いしたいと思います。そして、会計検査院の検査結果に特段問題はなかったということは、大変よかったと思います。責任ある予算編成をしてくださったことに感謝を申し上げます。

たいと思います。

3番目に移ります。富士見町1丁目の江戸街道に面した公有地の公園化についてお伺いします。

市営住宅の北側、バス停の「富士見文化センター入口」の背後にあります三角形の土地は、地域住民からは実態としては公園とみなされ、ボランティアが清掃などを行っております。敷地内の樹木の高木化や雑草の繁茂などの課題もあって、むしろ市立公園として位置づけて、指定管理者による包括管理・運営の対象として有効利用すべきと考えて、伺ってまいります。

まず、この土地の所有権や管理責任、法的な位置づけについて御説明をお願いします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） まず、当該地の所有権につきましては、大蔵省、現財務省となっております。いわゆる国有地となっております。また、当該地につきましては、昭和50年の国有財産無償貸付契約に基づき、道路用地として市が借用しております。道路河川課が現在管理をしているところでございます。

○20番（伊藤真一議員） その点につきまして、再質問を5つほどさせていただきたいと思います。

まず、道路計画のない道路用地、昭和50年に契約になっているというその道路用地が、かなり中途半端な位置づけになっている。道路計画があるのかどうか分かりませんが、これ、なぜこうなったのか、経過を教えてください。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） その当時の計画につきましては、詳細なところはちょっと分かりませんが、同時期に借りているのが、もうちょっと西側に行った富士見町の横断歩道橋の部分、こちらの南側の部分について、道路用地として同時にお借りしているということから、経過といたしましては、歩道用地としてお借りしているものと類推しているところでございます。

○20番（伊藤真一議員） 次に、地元の老人クラブがボランティアで草取りなんかして維持管理してくれているんですけども、これは制度的には公園ボランティアというふうに考えていいのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） ちょっと確認しておりませんが、公園ボランティアのほうに登録しているかどうかということでは、1点確認させていただくところでございますが、あくまでも道路用地、歩道としてお借りしているところでの活動となりますので、道路の清掃をしていただいているものと認識しているところでございます。

○20番（伊藤真一議員） 国有財産として借りている道路用地ということですけども、ほかにこのように扱われている土地は、市内に少なくとも、まちづくり部が管理されているところでは、あるかどうか確認させていただきたいと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 国有財産としてお借りしている部分について、当該地のように使われている部分はないものと考えております。

○20番（伊藤真一議員） 国有財産を歩道として使っている。でも実際は公園みたくなっているという状況なんですけれども、これの樹木剪定や雑草除去など、当然、市役所がやらなきゃいけないと思うんですけども、これに関する費用というのは出るのでしょうか。どこから出るのか確認したいと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 基本的に歩道でございますので、街路樹の剪定費などで賄っているところでございます。

○20番（伊藤真一議員） これは国有財産を借りているということなんですけれども、ここで万が一市民の方が遊んでいたりして事故が発生した場合、これは市に補償責任があるのでしょうか。それとも、この地域は不法侵入という形になってしまうのか、そのあたりについて確認をしておきたいと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 先ほどから申し上げておおり、歩道になっておりますので、誰でも立ち入ることができる場所でございます。また、この中でおけが等された場合、それが構造物等に瑕疵があった場合には、一定程度、市に責任があるものではないかなと考えているところでございます。

○20番（伊藤真一議員） 幾つか、国有地であるということに関連してお尋ねさせていただきましたが、全貌について見えてまいりました。

次に、この土地の西側には個人の住宅が建っています。この個人の住宅があったところですが、もともとこれは一団の土地だったものというふうと考えていいのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 国有財産無償貸付契約締結時につきましては、当該地と当該地西側の土地の地番は同じでございます、このうち市は一部を借り受けていたものでございます。もともとは一団の団地であったものと捉えております。

○20番（伊藤真一議員） この土地の北側に、今現在は補助道1号線、江戸街道が走っていますけれども、ここは都市計画道路が予定されている場所です。国有財産を借りている部分は、将来の都市計画道路の施工とは関連があるのか、確認させていただきたいと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 当該地付近に、府中街道、八坂交差点を起点といたしまして、江戸街道に沿って東大和市境付近の南北に通る計画の都市計画道路3・4・33号線を終点とする、都市計画道路3・4・2号線の計画がございます。

この都市計画道路は、御質問の当該地北側に接し、東西方向に走る江戸街道と南側の道路端を一致させる形で計画されていることから、当該地への影響は考えられず、将来の都市計画道路予定地とは関係ないものと考えております。

○20番（伊藤真一議員） 分かりました。先のことは分かりませんが、取りあえず現在の計画の中には、道路用地と言いつつ、道路用地には入っていないとか、都市計画道路の予定地ではないということは理解いたしました。この土地をあえて市立公園として位置づけたとした場合、どのような課題があるのか、確認させていただきたいと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 現在、国から道路に位置づける土地として無償貸借していることから、市立公園として借用の可否につきましては確認はしておりませんが、借用目的を公園として、有償、無償を含めて、国に対して目的変更として借り受ける協議がまず必要となってきます。

また、市立公園は、市民への憩いの場の提供や地域の緑の確保など、様々な目的を持つことから、車道への飛び出しを防ぐための安全対策や施設整備、植栽の再配置等、様々な整備が必要になるものと考えておりますことから、財政面での課題がございます。

○20番（伊藤真一議員） 財政面の問題とか、あるいは、国から借りている土地ですから改めて契約のし直しとかということでもありますけれども、ちょっと歩道というか、緩衝帯としては少し大きいのかなと。

ぜひ市立公園として管理をして、今回、包括管理委託になるわけでありまして、市包括管理委託と言っているのかな。管理が民間のほうのお力をいただいてということで進んでいくわけでありまして、地域、地元として、ほかの公園と差がつくのではなくて、文字どおりの公園として管理していただけないかなというふうな意見もあるんですけど、最後に総括して、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○市長（渡部尚君） 先ほど伊藤議員からもお話しありましたように、この市が国からお借りをしている土地について、清掃活動していただいている地域のボランティアの皆様には、心より感謝を申し上げたいというふう

に思います。

ちょっと私も、この土地が、この三角形の土地がなぜこういう形でずっと残っているのかということについては、つまびらかにしていませんけれども、恐らく市営住宅全体の残地のような形で残ったのかなみみたいなことを推測しているところでございます。

かつてはあそこで盆踊りなども行われていましたので、御指摘のように歩道と言うにはかなり広いですが、とはいえ公園にするには若干、適切な場所あるいは適切な面積かと言われると、なかなかそれも中途半端な、いわゆる三角地という、江戸街道とコミュニティ道路、それから市道3・1・4号線に接道しているということで、道路に三方囲まれているという地形でございます。

これまでも地域の方から、先ほど申し上げたように、盆踊り等地域イベントを行う場合については、公園と同様に占用の申請をいただければお貸ししてまいりましたし、公園と歩道の違いはあるにしても、市としても一応管理責任を持って管理を一定させていただいていますので、お申出はございますが、現時点で公園にしなければならない、ちょっと合理的な説明がなかなかつきづらい場所だなというのが率直なところで、今後も、いただいた御意見を踏まえながら、どのような位置づけにするのか。いずれにしても、適正に管理をさせていただいて、様々に地域の方が御活用いただけるようなことを促進できればなど、そのように考えております。

○20番（伊藤真一議員） 今回の質問のきっかけは、地域住民の方から素朴な疑問をいただいて、あの空き地の中にある高い木は一体誰が管理しているのかと、もう少し切ってくれないかというふうなことでございました。法的にはともかく、近隣住民からは公園というふうに認識をされておりまして、実態もそのように使われているのが実情だと思います。

私たちの子供時代は、もう昭和30年代ですけれども、民有地も含めてこういう空き地があちこちにあって遊んだものでありますけれども、国有地であるということもあって、市の普通財産とは異なって、管理といたしまししょうか、取扱いが難しい面もあろうかと思っておりますけれども、実態として公園として市民の皆さんに利用していただいているという実情を踏まえて、今、市長がお答えいただいたように、将来に向けて、このあたりの適切な合理的な管理については、ぜひお考えをいただければと思っております。

ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後零時4分休憩

午後1時15分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

次に、21番、駒崎高行議員。

○21番（駒崎高行議員） 質問させていただきます。

1点目です。私有道路、私道の整備補助について、そして、新たな雨水対策をとって伺ってまいります。

私有道路整備に関する規則で、砕石支給、舗装工事、排水溝設置工事に市は補助を行っています。舗装工事とそれに伴う排水溝——主にL字溝が今は多いですが——の整備が年1か所程度行われていることは、決算委員会等での報告されていますので、分かっているつもりです。

ただ、自治会の加入率が下がり、また、小規模な宅地開発による開発道路、位置指定道路が多く存在しています。さらに、その築造から現在でも30年、40年経過した地域も多くなってきています。そうした地域、箇所



では、道路の劣化や、L字溝などの排水溝の不具合に対して、今後どうしていけばいいのか、閉塞感を持つ市民も多くいらっしゃいます。また、近年開発された箇所であっても、20年、30年後を見据える必要があると考えます。より有効な私有道路整備を構想するため、以下伺っていきます。

1 点目です。私有道路整備に関する規則について伺います。

a です。砕石支給、また単独の排水溝設置工事の近年の実績を伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 砕石支給、単独の排水溝設置工事、それぞれの過去5年の件数について御答弁申し上げます。採石支給につきましては、平成29年度が3件、平成30年度は1件、令和元年度は1件、令和2年度が3件、令和3年度が1件の合計9件となります。

次に、排水溝設置工事につきましては、単独での整備の申請がなかったもので、実績としてはございません。

○21番（駒崎高行議員） b です。舗装工事の相談の件数と、相談されたけれども、申込みまで条件が合わなくて至らない理由が分かれば、また、その相談の内容から、申込みに至らない障害となっているものが何かを伺えればと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 私道の維持補修の要望等のお問合せは、年間を通じて数件ございますが、お問合せの正確な件数については把握しておりません。これは、いただいたお電話の中で、公道か私道かを確認させていただいた上で、私道の補修はお受けできない旨を伝え、問合せ記録に残すことはしていないことから、正確な件数を把握していないためとなっております。

また、申請に至らない理由や、その際の障害につきましては、理由については、お聞きすることはしていないため正確な把握をしておりませんが、全員の承諾を得ることが困難である場合が多いと推察しております。

○21番（駒崎高行議員） 今の御答弁、ちょっと分からなかったんですけども、電話が来ましたが、私道なので、できなくて、それでこの補助の制度を御案内するというのでいいんですね。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） お問合せいただく大半が、私道に開いた穴の補修であったり、またコンクリート蓋の補修であったり、そういった内容でございますので、市の私有道路整備補助の規定も御案内するんですけども、その事案には該当しないということになっております。

○21番（駒崎高行議員） 少し前の議案に、私道に大きな穴が開いたのを舗装工事したという事例があったやに記憶しているんですけども、それでは後で聞きます。

あと、c ですね。今の御答弁にもありました承諾の関係で伺いたいんですが、この規則では「所有者が複数ある場合全員の承諾を得られない私道を除く」として補助対象としていません。私道等道路敷地受入れという規則もまた別にあります。そちらとは異なりまして、所有権の移動を伴わないはずですし、さらに既存の道路、排水溝が既にある状態で、それを直す場合も全員の承諾が必要とする理由は何でしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 所有者全員の承諾でございますが、理由の一つとして、民法第251条の共有の規定によるもので、この民法第251条第1項では「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない」とされていることから、これを根拠としているものと考えております。

○21番（駒崎高行議員） 変更といったものが何を变えるのか。法律違反だと言われれば、そうなっちゃうんですかね。これ、元あるものを直す変更、要は変更という意味がそこまで、今私が問題にしている、舗装するかどうか、L字溝を直すかどうか、そういったもの全てに係ると判断をされますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） この解釈につきましては自治体の悩みどころでございまして、国においては、法務省が平成30年1月に所有者不明私道への対応ガイドラインというのも出してございまして、このガイド

ラインに基づきますと、ポットホールの補修などにつきましては、全員の承諾は要らないのではないかと  
ところは書かれているところでございます。

○21番（駒崎高行議員） 今言われたポットホールというのは、いわゆる穴ということでいいですか、確認です。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 議員お見込みのとおりでございます。

○21番（駒崎高行議員） そうですよ。軽微な補修とかする一部分をね、それも、何回も言いますが、  
所有権、敷地を市の道路にしてくださいというのは、これはまずいですよ。ただ、これはどう考えても、全員  
の承諾が必要とは、私は思わないですよ。

それは市の独自の、例えば半分であるとか、所有している敷地の半分であるとか、3分の2とか、率がいい  
ですけれども、何が何でも全員いないと何もできないんだというのは、これはちょっと、特にこの、今問題に  
しているというか、今当たっている私有道路整備に関しては、やはりこれは研究していく必要があると思うん  
ですけれども、いかがですか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 確かに議員おっしゃるとおりでございますが、補修するにも費用がかかって  
きます。この費用負担を賛同している方で負担するのか、もしくは全員で負担するかという、私道所有者の問題  
もございまして、ここに対してどのように補助していくのかというところは課題だと考えております。

○21番（駒崎高行議員） 今の問題はやはり、逆に取決めというか、こちらのつくるルールであろうし、または  
その自治会で、賛同していない人にお金を出しなさいと言っても、出すわけじゃないですよ。その話の持ってい  
き方だと思うので、やはり一歩進むことをこの件については望みますし、進む必要があるんだというふうには  
思います。

今の話とちょっと似てくるんですけど、dです。申請から実施まで、10年程度かかることも想定されま  
す。今、相続などにより所有者が替わった場合、どのようにされていますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 実施準備が整った際には、代表者を通して、工事実施の意思に変わりはない  
か確認をさせていただいております。この際に所有者の変更が判明した場合にも、地位の継承をしているもの  
とみなしまして申請書の改めての提出は求めているものの、代表者に対しまして、所有者全員の承諾が変わ  
らずに得られているか、再度確認を行っているところでございます。

○21番（駒崎高行議員） 私はてっきりもう一回取り直しかと思っていたので、これは分筆とかされていた日に  
は大変だなと思っていたんですけども、ということは代表者がかなりの責任を負って、その継承した方等と  
のやり取りも、今後一切お願いするという考え方ですかね。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 議員お見込みのとおりでございます。

○21番（駒崎高行議員） それだけやはり、みんなで持っていて代表者、進めようとする意思のある人の存在  
が大事だということで、先ほど進めたほうがいいのかと言った話にも関係してくるんだと私は思います。

eです。これは記憶が私、ちょっと確かめる意味で伺っています。この私有道路の、特に舗装工事の補助  
率を90%から80%、または、いわゆる4メートルと5メートル、4メートル道路、4.5メートル道路の関係で、  
あと、80%から現状の70%に引き下げた経緯があると思います。その理由と、どのような議論がありましたで  
しょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 議員御指摘の本規則改正は平成17年2月にされておりますが、その当時の議  
論といたしましては、市財政の悪化を受けて、行財政改革の観点から、本制度の補助率の見直しの必要性に迫  
られ、また一方で、従前には補助の適用を受けられなかった道路幅員が4メートルに満たない道路への対応も

一定ニーズとしてあったことにより、補助率を見直すとともに、新たなニーズにも対応できるよう改正したものでございます。

○21番（駒崎高行議員） 次にも関係するんですけども、このときは、規則なので、議会に諮らないんですよね。議会の反応とかは分かれますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） ちょっとその当時の議会の反応は記憶にないので、ちょっとここでは御答弁はできないことを御了承願いたいと思います。

○21番（駒崎高行議員） そうすると、これ、多分、審議会等を通したと思うんですけども、通されたのはどこですか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 基本的に規則改正につきましては、庁内の議論を経まして、市長決裁で決定するものと認識しております。

○21番（駒崎高行議員） 次です。市民の負担に——負担の増加ですね、特に——直結する補助率などは慎重に扱うべきだというふうに考えます。度々問題にして申し訳ありませんが、特に自治会防犯街路灯の電気料の補助などは、規則に、その年度の予算によるみたいな感じに書いてあるんですね。そういったことは私は好ましくありませんし、もっと言えば、今の議論でもあったとおり、議会の議決を経る条例に補助率を直接記載すべきだと、そこまで重く考えたりもします。

これは、まちづくり条例の精神、「みんな」という趣旨に沿うと思うんですが、市長の見解をいただきたいと思います。

○市長（渡部尚君） 御指摘いただきました自治会防犯街路灯光熱補助につきましては、条例上、おっしゃられるとおり、予算の範囲内というふうに定めさせていただいております。各自治会による防犯街路灯のLED化が一定進んだことによりまして、総体的に光熱費が下がっている傾向がございまして、また、ここ数年においては補助申請件数も、LED化の進捗によりまして一定数と、大分定まってきておりまして、補助率については、現時点では、ほぼ固定的になりつつある状況でございます。

この防犯街路灯の電気料の補助金のほかにも、条例によらず、規則において補助金額を予算の範囲内として定めておりますものは、前段の御質問にありました私有道路の整備補助金など、幾つかございます。これは、基本的には、年度によってやはり、財源が一般財源であることから、固定的にしてしまうと、非常に厳しい状況になりかねないという財政的な制約があることから、こうした措置を取らせていただいております。

ただ一方で、長期にわたるものについて、年度によって補助率が変わってしまうということについては、やはり交付を受ける自治会なり、そこの沿道にお住まいの方々にとっては、非常にお困りになるケースもありますので、軽々にやはり補助率を規則だからといっていじるということについては、やはり慎重にやるべきでありますし、一定、議会等の御意見も承る必要もあるのかなど、そのように考えております。

今後、この規則によって補助率を定めているもの、あるいは補助率が固定化せずに変動してしまうようなものについて、今後これらを、どのような形で補助を進めていくことが市民の皆さんに不利益にならないのか、その辺について、また財政的な観点からも同時に検討を進めながら、よりよい在り方を模索してまいりたいと、そのように考えております。

○21番（駒崎高行議員） ありがとうございます。2つ申し上げれば、LEDになったのは比較的最近の話なので、それまでは蛍光灯とか、場合によっては、白熱灯はないと思いますけれども、そういった電気代も高額、今よりも高額だった時代もそれでやっていたということと、あとは、せめて最低限の補助率だけは規定すると

かしないと、今みたいに燃料高騰、電気代高騰が、なった場合に、これは対応、非常に困ると思うんですね。

あと、平等ではないし、さらに言えば、その金額の多寡を言っているのではなくて、変わるという、いわゆる行政側がいつどう変えてくるか。予算なんかは特にもう気づかないうちに変わっている可能性もあるわけですから、そこはやはり信義の問題として、何らかの手は打っていかないとまずいだろうというふうに思います。

(2)で聞いています。これ今回、これが聞きたくて、この項目を取り上げたんですが、雨水、溢水対策への新たな補助制度の検討を求めたいと思います。

さきに述べた閉塞感、いわゆるここにずっと長く住んでいて、これからも住むけれども、今後どうやってこの家の前の道、私道、どうしていきましょうかという、私たちに何ができるのでしょうかという感じの閉塞感があることは、私は感じています。それを少しでも除くために、私有道路をめぐる問題をつかんで対処する制度が必要だというふうに考えます。市民の暮らしの場として捉えることが重要だと思います。その一つとして、私有道路への雨水、溢水対策を求めたいと思います。

雨が降ると我が家の前だけに水がたまるが、家の前だけなので、近隣への費用負担は求めることはできませんと、同じ共有の私道であってもですね。排水溝は何十年もメンテナンスしていないので、いつか詰まってしまうのではないかと——泥とか土砂でですね——と心配。また、特にL字溝にあるんですが、集水ますを開けることすらできないと。業者さんに頼めばできるのかもしれませんが、先ほど言ったとおり、自分ちだけが負担するのちよっとなというのものもあるんだと思いますけれども、そういったことがあります。

実際としては、自治会がない地域、特に位置指定道路等にはですね、ない地域も多く、意見集約も難しいと思います。そこで、私有道路の排水溝や集水ますに対して、これは御検討いただければいいと思うんですが、例えば調査とか、また清掃するということに対する、新しい補助の制度創設を提案したい、また実現を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 先ほど民法第251条による全員の承諾が必要という答弁を申し上げましたが、令和3年に、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しにより民法の一部が改正され、その形状または効用の著しい変化を伴わないものは、ほかの共有者の同意を得なければならない変更から除かれるとされました。

このことから道路の補修工事は、その形状または効用の著しい変更を伴わないものに含まれると解釈できるものと思われますので、必ずしも全員の承諾を要さなくても可能になってくるのではないかと考えております。

また、私道に関しまして、先ほど申し上げました法務省では、平成30年1月に所有者不明私道への対応ガイドラインを策定し、国においても私道に関する整理が徐々になされていることを踏まえ、本市の私有道路整備補助に関する規則も一定程度見直す時期に差しかかっているのではないかと考えております。

私道につきましては、今後、相続機会の増加とともに増えていくものと捉えておきまして、舗装等の劣化も進み、議員御指摘の雨水対策につきましても、結果的にまちのグレードに直結する問題であると認識しておりますので、先般、熊木議員の答弁でも、市長が答弁したように、まずは民法等をしっかり読み込み、行政としてどこまで支援できるのか検討を進めてまいりたいと考えております。

○21番（駒崎高行議員） ありがとうございます。一つ新しいことをやるのは時間かかると思うんですが、取っかかりとして、今回こういう主張をさせていただきました。何とぞよろしくお願いいたします。

大きな項目2点目です。これも、質問の中にありますが、「できることは多くないと思うが」と自分で書いてしまっていますけれども、栄町1丁目の渋滞緩和について伺います。

都市計画道路3・4・26の完成に伴いまして、都道と市道の付け替えが行われたんだと思いますが、現状、都道226号線、「に・に・ろく号線」と呼ぶと思うんですが、地番でいうと栄町1-28や1-35辺りから、久米川駅に向かって激しく渋滞する状況が見られます。この対策、必要と考えるものです。

1点目です。その久米川駅に向かった先には踏切や、また、歩車分離型の信号となりました新青梅街道の栄町1丁目交差点があります。周辺住民からは、久米川駅発の清瀬駅行き、または新秋津駅行き、または所沢行きでしたっけ、東所沢駅ですか、のバスの経路が渋滞に拍車をかけているという意見が出てきます。バスがという話をいただきます。都道226の渋滞の状況を市または都はどのように捉えていますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 栄町1丁目交差点の渋滞対策につきましては、交差点改良時に合わせて歩車分離信号とした際に、時間帯によって新青梅街道を中心に渋滞が発生しておりますが、議員御指摘の都道第226号線においても、久米川駅に向かって渋滞が発生していることは認識しております。

議員御指摘のバス路線が渋滞に拍車をかけているかは確認できませんが、久米川第1号踏切の遮断や新青梅街道を右折する車両が多く、青信号でも直進できないことも原因の一つではないかと捉えております。

また、道路管理者の北多摩北部建設事務所にも確認いたしましたが、これまでも交通管理者と協議を重ね、現在の信号サイクルとしていることから、道路管理者としては、今以上の対策は講じないとのことでございました。

○21番（駒崎高行議員） そうですね。新青梅自体も渋滞するように、栄町1丁目交差点を中心に、確かに渋滞をしている状況もあるので、そこで（2）です。

できることは多くはないと思いますが、栄町1-27、看板から見るとロンドスポーツさんの第二駐車場がございますので、その東側の道路を拡幅することで、少しは渋滞緩和のためになると思います。こちら、用地の持ち主、権利関係も含めて、御意見を伺います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 基本的に都道の渋滞でございますので、対策を講じるのは都道管理者並びに交通管理者であると認識しております、この両者が渋滞解消対策で様々な解析や検討をした結果、市道を改修することが有効とされた場合に、市としてはできる限り協力をしてまいりたいと考えております。

なお、当該地の土地所有者につきましては、民間の方が所有されております。

○21番（駒崎高行議員） 市のスタンスとしても、責任が東京都にあるというのは、それはもうもっともな話なんですけれども、困っているのは、そこを使う利用者であるし、多くは東村山市民であることもまた事実なので、やはり声を上げていただくということをお願いしたいんですが、よろしいですか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 市としまして、東京都並びに警察とも連携しながら注視していきたいと考えております。

○21番（駒崎高行議員） 大きな3点目です。公園の遊具・ベンチについて伺います。

市内公園の管理が大きく変わったことは理解しているつもりです。早期に対策が必要な事象が日々生まれることもまた事実でございます。公園の遊具の使用禁止が、私だけに目につくのかもしれません、ちょっと多くなってきたなというふうには思いますし、また、公園のベンチの劣化がひどい、ひど過ぎるんじゃないかという声もいただきました。指定管理者が行ってくれるというふうにも思うんですが、早急な対策が必要な場合に、市はそれ、どのようにするのかを含めて伺いたいと思います。

（1）です。公園の遊具、特にブランコの使用禁止が散見されます。令和3年度後半以降、現在までで、公園の遊具の使用禁止の理由、不具合の状況や、使用禁止または修繕などの対応した結果、また、現在使用禁止

の遊具は今後どうするのか——いわゆる撤去か修繕かしかないと思うんですが——を具体的に伺えればと思います。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 令和3年度の市立公園遊具保守点検において、総合判定Dの使用不可と判断された遊具は15基ございました。そのうち3基は、令和3年度中に修繕等により対応済みでございまして、残り12基について、現在使用禁止となっている状況でございます。

使用禁止遊具の内訳につきましては、11基がブランコであり、つり金具やリングチェーン等の劣化によるもので、残り1基は弁天池児童遊園の複合遊具で、支柱の腐朽等によるものでございます。

使用禁止となっている11基のブランコや複合遊具をはじめ、今後につきましては、指定管理者による公園実態調査を行い、各公園の利用状況やニーズ等を把握していきますので、そこで各公園の地域特性や公園特性を把握することができるため、機能再配置、公園施設の有効活用や再編・再整備を地域住民と共に検討していく中で、修繕もしくは撤去を検討してまいりたいと考えております。

○21番（駒崎高行議員） どうなんですか。令和2年とか令和元年が分からないんですけども、一挙に11個のブランコが使用禁止になるというのは、何か多い気がするんですけども、原因が何かあったんですかね。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 原因はいろいろございまして、やはり基本的には年に1回、遊具の保守点検の委託を出してございまして、昨年度まだ使えるものが、その年になったら使えなくなってしまうと。そういった状況が、たまたま令和3年度においては多かったということでございます。

○21番（駒崎高行議員） ブランコが、お子さんが楽しく遊ぶということも事実あると思うんですね。だから、今の御答弁だと、やはりかなり時間をかけて決めて直すということで、それをちょっと心配して今回これをあれしているんですけども、場所によって、危険度の比較的少ないところとかは、あえて、それは最終的に撤去されるブランコかもしれないですけども、直したりとか、そういったことを指定管理者に、市は相談に乗ってあげていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 今後においては、令和4年7月1日からは、指定管理者制度によって公園管理を指定管理者が行っていきますが、この指定管理者と協議しながら、なるべく使えるように対応してまいりたいと考えております。

○21番（駒崎高行議員） 安心しました。任せっ切りで、ブランコが要るか要らないかって地域住民の人に聞いて決めて、ずっとやっているのはちょっとなと思っていたので、今の御答弁で安心をしました。

2点目です。公園のベンチについてですが、特に木製のものが老朽化や劣化が現状でもひどいんですが、私の理解と、今の御答弁にもあったとおり、やはり、その公園のその場所にベンチが必要かどうかを含めて今後決まっていく部分もあると思うんですね。

ただ、現在やはり、同じような発想ですみませんけれども、現在の公園を、特に高齢者の方が、憩いの場や散歩中の休憩場所として利用している方も多くいらっしゃいます。公園が大きく変わるまでの期間に、老朽化、劣化が進んでしまうこともまた事実です。指定管理者と協力して、比較的小規模な、このベンチに対してですね、対処を求めるものですが、いかがでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 議員御指摘のとおり、市内公園内におけるベンチにつきましては、経年劣化による部材の腐朽等が進行している箇所が存在している状況でございます。また、さきに御答弁させていただきましたように、公園施設の修繕等につきましては、基本的には、指定管理者が市立公園を実際に管理運営しながら公園実態調査を行い、この結果を受けて検討していくことを想定しております。

ただし、比較的小規模な修繕内容であり、緊急性が高く、迅速に対処を図る必要があると判断した場合につきましては、適宜対応を図るよう、指定管理者と協議をしていきたいと考えております。

○21番（駒崎高行議員） 今回の一般質問は、まちづくり部で終着してしまっていて、ある種お願いばかりしているような感じの一般質問になりましたけれども、ただ、やはり市民の方はそういうところも見ていると思うので、真摯に対応していただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（土方桂議員） 次に、22番、かみまち弓子議員。

○22番（かみまち弓子議員） かみまち弓子です。よろしくお願ひします。今回は大きく分けまして2つです。

では、通告に従いまして1番から順番に伺ってまいります。1番、貧困家庭への宅食サービスをからです。

令和3年の3月議会で、「夏休み期間中、貧困家庭では、給食がなく、子供たちが満足な食事が取れていないのではないかと懸念の声もあります。こうしたコロナ禍の現在、給食調理施設の有効活用として、小学校の給食調理施設で作って、夏休み中の学童の給食、貧困家庭への宅食サービスを検討すべきと考えます。以前の30年9月議会の一般質問や答弁を踏まえて、その後の進展と、さらなる見解があれば、課題も併せて伺います」との一般質問に対しまして、「給食調理施設につきましては、安全・安心な給食を適切に提供するために、夏季休業の期間を活用し、一定の期間が必要となる清掃作業や施設・設備の修繕等を各学校で行っております」等とあり、「夏休み期間における給食の提供は行わないというふうにしております」という答弁をいただきました。

夏休み期間中の給食調理施設の有効活用は行わないとのことですので、別の方法で、貧困家庭の宅食サービスをぜひとも検討すべきと考えまして、以下を伺ってまいります。

(1) からです。社協のホームページによって、こちら、東村山市における子供の貧困の現状、日本の子供、約7人に1人が貧困状態という試算を東村山市に当てはめると、6人に1人ですとかいう様なものもあるんですけども、経済的に苦しい生活を送っている子供たち、2年12月31日現在、約3,000人もいるということになります。

実際、私たちが行っている事業の利用者からは、「コロナで収入が減ってしまった上、学校が休みになって子供が家にいるようになり、食費が増え生活が厳しい」「子供たちが同時に進学するので、制服や学費などが一度に用意できない」という切実な声を聞いていますとのこと。

そこで、①です。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支給される、4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、その他の世帯、確認のため、対象児童数を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 御質疑のひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分の予算上の見込み数は、世帯数ではなく児童数で積算しておりまして、1,450人となっております。

○22番（かみまち弓子議員） 1,450人、先日もありましたけれども、②にいかせていただくんですが、今の数なんですけれども、実際にこの支給人数よりも少なくとも多いと思うんですけども、この数字、最新の東村山市における子供の貧困の現状においてこの数字なんでしょうか。また、市にはどのような切実な声が届いているのでしょうか。そうした状況を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 先ほどの1,450人につきましては、ひとり親世帯以外の給付金を算定するために、令和3年度の実績を基に推考した数字でございまして、御質問の数字とは直接あまり関係はないのかなと捉えております。

御質問の東村山市における子供の貧困の現状の約3,000人という数字は、社会福祉協議会が独自に算出した数値と思われるが、約7人に1人が貧困状態にあるという国民生活基礎調査の結果を基に、当市の令和2年12月31日時点の17歳以下の人口から算出した数値と思われる。これを令和4年4月1日現在の17歳以下の人口から仮に試算いたしますと、同様に約3,000人という数字になると思われます。

子育て世帯への個別支援をする中で、当事者からは「収入が減少し生活が厳しい」「仕事を探している」などの御相談をいただくことがございます。これらの御相談に対しましては、昨年実施してまいりました子育て世帯への各種給付金の御案内や就労支援の窓口につなげるなど、その状況に応じて組織間の連携を図ることで、お一人お一人、個々の世帯の状況に応じた支援に取り組んでいるところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 様々な施策も含めまして、お一人お一人の支援にということですが、（2）です。社協のほうとして、東村山市の社協が目指す課題解決の形として、「どのような環境に生まれ育っても、全ての子どもたちが愛情を受けながら育てられ、必要かつ十分な衣・食・住と教育の機会を与えられる」とあります。

①です。課題解決のための私たちの取組として、衣食住の衣として、現在行われております標準服のリユース事業をされています。社協での標準服のリユース事業の実績を伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 標準服リユース事業につきましては、社協からお伺いした令和3年度の実績でお答えいたしますと、44世帯へ標準服92点をお譲りしたとのことでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 本当に、ほかの議員の方たちも聞かれたりもしていますけれども、大事な本当に取組で、本当にリユースをしていく、とても本当に大事な観点なんですけど、なかなかやはり、出したほうがいいとは分かっているながらも、まだ手元に置いておきたいですとか、次、きょうだいもいるということで、なかなか思うようにはちょっと集まっていないのかなという部分もあるかと思われるんですけども、そのあたりの課題解決に対しては、どのようにしていってほしいというような思いはありますでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 今、議員おっしゃったとおり、ごきょうだいがお使いになられるというような話がある反面、お兄さんで、2番目のお子さんが妹さんだったりというような、性別が違うということで、この事業があって、出すことができてよかったというような寄附者側の御意見があったりですとか、受け取り側もそうですけれども、そういう御意見があったりしておりますので、そういう意味では、今の点については一定クリアできているのかなと思います。

ただ、件数としては、今のような件数しかございませんので、逆に学校の中でやっているリユースだと、ちょっと知られたくないのでみたくないこともあったようなので、今、福祉だよりで広報はしておりますけれども、もっと周知が図ればいいのかというふうに所管としては捉えているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 部長、今おっしゃるように、確かに学校の中での取組もあるので、そちらの社協だけの取組ではないんですけども、今の学校の中のほうで、知られたくないというような、数的なものは、どういった背景なんですかね。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 今、数というふうにおっしゃいましたかね、背景として。ちょっと数については把握はしていないところなので、御意見として私どもは承っているということで御理解いただければと思います。

○22番（かみまち弓子議員） ごめんなさい。学校の中で、知られたくないというふうに学校側が言っている、その部分はこういったことなのかというのは、つかんでいらっしゃいますか。



○健康福祉部長（武岡忠史君） その背景ということだと思うんですが、そこまでは、我々も詳しくはお聞きしていないところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） そうですね。なかなかやはり必要なところ、例えば一中から七中を含めたり、様々な、十分に回るほどという数がなかなかいっていないので、またそのあたり、どんどん進んでいくといいなというふうに思います。

②です。先日、久しぶりに開催されました夢ハウスまつりです。古着の販売、大変盛況で、皆さんがたくさん列をなしていらっしゃいました。衣食住の衣に関して市と社協はどのような連携を行っているのか伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 市では、条例に基づき、ごみの減量、リサイクル活動の普及及び資源の有効利用などを図ることを目的に、美住リサイクルショップにて、衣類に限らず、再生家具類などの展示販売、及び不要物品の販売または交換の場を提供しております。このことから、社協との直接的な連携は行っておりませんが、幅広く市民の方々が利用できるよう、周知等含め、相互の取組における情報共有は図っているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 相互に進んでいるということの中で、3番です。衣食住の食に関して、課題解決のための私たちの取組として、掲載の表記がなされていないように見えるんですね。食に関して社協として取り組んでいないということではないと思うんですけども、そのあたりはいかがでしょうか、伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 社協単独では食に関する取組は実施しておりませんが、社協が事務局を務める東村山市内社会福祉法人連絡会において取り組んでいると伺っております。具体的には、フードドライブ事業や、夏休みにおける小・中学生を対象としたお昼御飯お届け事業について、市内社会福祉法人の連携の下、実施されていると伺っているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 今、フードドライブ、そしてまたお昼御飯お届けということでしたけれども、夢ハウスまつりのほうでもフードドライブを行っていました。そちらのほうも、「福祉と健康」に掲載されていますが、食べられるのに捨てられてしまう食品ロスが発生している中で、そうしたロス削減の取組として行っているということです。

そして、食に関して市と社協、どういったふうな連携を行っているのでしょうか。フードドライブで集まった食品を、フードバンクでなく社協のほうに寄附はできるのでしょうか、伺います。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 市では現在、食品ロス削減の啓発を目的に、夢ハウスまつり、市民産業まつり、リサイクルフェアなどのイベント開催時にてフードドライブを実施し、その都度、全ての食品を、フードバンクであるセカンドハーベスト・ジャパンへ提供を行っております。

一方で社協についても、市内社会福祉法人連絡会にてフードドライブ及び食品の提供等の事業を行っておりますが、保管場所のスペース確保や活用先の拡充などの課題があるとのことから、現時点においては市から社協への寄附を見送っている状況であり、特に社協との連携は行っておりません。

ただし、フードドライブは、食品ロス削減とともに貧困対策など、福祉的な役割もあるものと捉えており、また、集めた食品の提供については、できる限り市内で循環できることが望ましく、今後、受入れ体制等の調整を含め、社協並びに関係所管との連携・協議を進めてまいりたいと考えております。

○22番（かみまち弓子議員） 本当にフードバンク、フードドライブに関しては、もう様々に議会から提案もあつたり、そして職員さん方も頑張ってくださいたり、市民の方たちの理解もあつて、ここまで様々に進んできていると思います。今の部長の御答弁の中でも、今後またさらにということですけども、大体いつ頃をめど

に、そういったものをさらに進めていこうと思っていますでしょうか。

○環境資源循環部長（清水信幸君） 社協との協議については、今年度、早速進めさせていただいているところですが、やはりまだ一定の課題があることから、何とか早い時期に、ある程度めどが立てばいいのかなとは思っております。

○22番（かみまち弓子議員） そうですね。物事が動くには、なかなか時間もかかるかもしれません。協議を本当に進めて、さらに実行がされるように、よろしくお願いします。

5番です。防災備蓄倉庫の非常用の備蓄食料の入替え分、訓練などで使う以外に、どういったふうな処理とされているのでしょうか。廃棄されているもの、ないでしょうか。予算や決算等でもそういった質疑等も出ますけれども、訓練等で使用される量と、あと処理される量を伺いたいと思います。非常用の備蓄食料の入替え分を、こちらのほうも社協に寄附できないのかについても伺います。

○防災安全部長（河村克巳君） 防災備蓄食料の入替えに伴う食品ロスにつきましては、かねてより私どもも課題を認識しているところでございます。各訓練での利用や、地域の皆様に広く日常備蓄の重要性を御認識いただくことを理由として、地域の皆様の訓練等のための御提供などを行ってきたところでございます。

平成29年度からは、市内小・中学校や社会福祉協議会を通して、社会福祉法人への御提供も新たに開始し、さらなる食品ロス低減の取組を実施し、さらに平成30年度からはフードバンクへの御提供も開始し、以降、備蓄食料の廃棄ゼロを継続しているところでございます。

また、令和2年度からは、市内小学校に御協力をいただきまして、東日本大震災が発生した3月11日の時期に給食で御提供する取組を開始し、児童の皆さんに、実際に災害時に提供される食料を試食いただくことによりまして、防災意識の啓発に一定寄与できていると考えております。

配布の内訳といたしましては、令和3年度の主な実績で御答弁申し上げますと、訓練等での利用が約2,100食、市内小・中学校への御提供が約1万8,000食、うち給食での御提供は約5,700食、生活が困窮されている方への御提供が約1,000食、フードバンクへの御提供が約9,800食、社会福祉協議会には約1,700食の御提供を行ったところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） じゃあ本当に今、実際にそうですね、廃棄される量とも、課題だということで、様々に進んでいるところだと思いますので、さらにお願いをいたします。

では、6番のほうです。同じく私たちの取組として、住に関して掲載がされていないように見えます。こちらのほうは社協として取り組んでいる、いない、含めまして、そのあたりを伺いたいと思います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 社協では、住まいに関する直接的な支援は実施しておりませんが、生活全般のお悩みに関連した各種相談事業を実施していることから、当然、住まいに関する相談をお受けしているところでございます。相談者のニーズに応じ必要な支援へおつながりしていることから、間接的ではございますが、住まいに関する支援にも取り組んでいると伺っております。

○22番（かみまち弓子議員） ありがとうございます。方向性というか、大体のイメージ的なものだと思うんですが、今のというのは。さらにもう少しこういったあたりというような部分とかというのは、具体的な部分とか、こういった方向に向けてやっているということは、何か聞いていらっしゃる部分はありますか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） この後の答弁とも少々絡むかもしれませんが、そもそも社協としますと、総合相談事業ということで、市民の皆様からいろいろな相談を受けると。その中で住の相談ということでいきますと、やはり生活が苦しいというようなと表裏のところもあるかと思っておりますので、そういう意味では、当

市でいえばほっとシティ等と連携を保ちながら支援していく、そのようなことも方向性としてはございます。

○22番（かみまち弓子議員） 次にもかかってくるというところの中で伺います。ほっとシティとも連携してということなんですけれども、では7番です。住居確保給付金の支給の申請件数を伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 住居確保給付金の再支給の申請期限を6月末まで延長することについて、4月1日付でホームページを更新いたしましたが、制度内容に大きな変更は生じておりませんので、現在の令和3年度の申請件数として御答弁を申し上げます。令和3年度、230件でございます。

○22番（かみまち弓子議員） そうですね。住居確保給付金や件数については、これまでも出たりもしているんですけれども、改めてこういった社協のほうで、またほっとシティのほうにもつなげていくということの中で、今、住居確保給付金の件数、230件、出ましたが、このあたりに関して、所管としてはどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 社会福祉協議会からこの住居確保給付金のほうに、流れてきたという言い方が正しいか分かりませんが、照会があったという件数は、ちょっと捉えていないので何とも言えませんが、いずれにしても、令和元年度までは、決定者数が10件前後というような状況であったのが、令和2年度からについては、令和2年度が決定者でいえば414、令和3年度、先ほど申し上げたように申請者数としては230みたいな形になっていると、やはりこのコロナの影響を受けて、いろいろ相談、多様な相談があって、その中で住居確保給付金という支援ができていものと捉えているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 先ほどの御答弁の中で、社協からどれだけ流れてくるかというのは分からない、また数的なものは分からないということでしたが、やはりそういった相談体制の構築、また、様々なところでつながっていく、より相談体制をつくっていくということは、すごく大事なことだと思います。

では8番です。衣食住の住、先ほども出ていますけれども、市と社協はどのような連携を行っているのか伺いたいと思います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 住まいに関して御相談いただく方には併せて生活に関するお悩みを抱えている方も多く、それら複合的な困り事をお持ちの方については、市をはじめとした関係機関による支援と併せて、必要に応じて社協による生活福祉資金の貸付け等を行うなど、一体的な支援に努めていると認識しております。

また、衣食住の住に限ったことではございませんが、社協は地域における相談支援の基幹的な役割を担っておりますことから、市と社協では、日頃から担当者間の打合せを行うなど、お互いの連携に支障が生じないよう情報共有を図っているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） そうですね、衣食住に関しても今伺ってまいりましたけれども、今、部長からの御答弁もあったように、やはり社協というのが、必要に応じて、また地域に本当に根差して、基幹的にパイプとしてでありつつ、やはり根幹をなして様々なところに連携していく、大事な本当に機関だと思います。

なので、そこでやはり相談する、困ったことがあったとき、ほっとシティもそうだし、市のほうもそうですし、窓口のほうに来る。ただその場合に、社協のほうにまずはちょっと相談してみようかなですとか、役所に来る前に、やはり社協のほうで何となく相談しやすいというもの、やはりあるかと思います。

そうした中で、（3）のほうにいくんですけれども、貧困家庭への宅食サービス、どういった部署ということではなく、先ほどの御答弁も少しありましたけれども、全庁的なつながりがなければ、実施ができるものではないというふうに考えます。

基幹的ということの中で、やはり相談がなかなかしにくい、できない、抱えている、困難であるというつら

い状況下の中で、なかなか声を上げられない、上げようとすらも思えない、そして倒れ込んでしまう。自ら助けを求められないという方々がやはりいて、必要なときに必要な手を差し伸べたくても、それすらも自分には必要としているとも思えない。

そうした中で、貧困家庭への宅食サービスを通じて、つらいという気持ち、今自分はすごくつらいんだ、だけどそれはなかなか言えない。その抱えているというものを見逃さないで手を差し伸べる。誰か見ている人がいるんだよ、大丈夫だよというふうに言ってあげられるような東村山を目指していきたいというふうを考えています。それはもうもちろん、皆さんもそうであると思いますけれども、そこで最後に総括して、市長にぜひ、まして教育長に伺いたいと思うんですね。

夏休みの期間中、貧困家庭で、給食がなくて、子供たちが満足な食事が取れていないのではないかという声、教育長は現場で実感をされていたのではないのでしょうか。本来は年間を通しての提供というのがベストだと考えますが、特に夏休み期間中の貧困家庭への宅食サービスを検討すべきと考え、見解について伺います。

○教育長（村木尚生君） 過去の議会でも御答弁をさせていただいておりますが、教育委員会として、夏季休業中の給食室の活用につきましては、夏季休業中にしかできない清掃、さらには修繕等が必要なことから、非常に難しいと捉えておりますし、これまでもそのように御答弁をさせていただきました。

夏季休業期間中の貧困家庭への食事の提供につきましては、福祉の問題であると認識をしており、教育委員会といたしましては、これまでと同様に、福祉や子供所管とも協力をしながら、心配される子供たちへの支援をしっかりと図っていきたくと考えております。

その上で、宅食サービスというお話ですけれども、特にコロナの感染対策の一環として、宅食サービスという方法が出てきたのかなと思いますけれども、本来は、教育の視点からは、いわゆる家庭の中における孤食、これは逆に防いでいかなければいけない視点であるというふうにも捉えておりますので、教育の視点においては、食を保障するということとともに、子供の居場所づくり、そして地域の見守りということとともに、今後さらに検討を図っていきたくと思っております。

○市長（渡部尚君） 平成30年の9月定例会や令和3年の3月定例会におきまして、かみまち議員からは、夏休み等の長期休暇中の児童クラブにおける昼食提供や、給食調理施設を利用した夏季休暇中の貧困家庭への宅食サービスについて御提案をいただいていたところでございますが、アレルギーに関する問題であるとか、やはり夏場の衛生上の管理の問題等、課題が様々ございまして、実施が難しいということで、これまで御答弁差し上げてきたところでございます。

この間、市といたしましても、福祉関連部署と教育委員会が連携して、生活が困窮する方など、支援が必要な御家庭に対しましては、福祉の窓口相談や訪問など、様々な機会を通じてその把握に努めるとともに、貧困対策としての側面を持つ食料支援をはじめとした生活・経済支援、就労・学習支援など、各種支援につなげてきたところでございます。

特にひとり親家庭につきましては、このコロナ禍において、その置かれた状況がより厳しいものになっている世帯が多いことから、今回の補正予算で、子育て世帯への子育て世帯生活支援特別給付金による経済的支援を行うなど、その時々によりまして、国の交付金等を活用し、より実効性の高い施策に取り組んでいるところでございます。そのため宅食サービスにつきましては、現状では、他自治体や他実施主体の実施状況や実績など、まだ研究が必要なのではないかというふう感じております。

つらい状況下において声を上げられない、上げにくい子供たちに対し手を差し伸べていくために、各所管課

での窓口対応や事業実施を通じて、子供たちが発しておりますSOSを私たち大人たちがきちんと気づいて受け止め、全庁的に連携し各サービスにつなげていくように、今後とも取り組んでまいります。

○22番（かみまち弓子議員） 教育長、市長、それぞれからいただきまして、ありがとうございます。

先ほどの教育長の、様々な、福祉の部分もあり、検討していくというお声もありました。そして連携をしていく。その中で、家庭における孤食を防ぐ方向でというお話があったと思うんですけども、ただ、そうはいつでも、やはり孤食になってしまわざるを得ない環境、状況というのはやはりある中、やはり一人一人の子供たち、食べられないことがないように、本当にそのあたりというのは、またさらに考えていっていただきたいと思うんですね。

今、それぞれ教育長、市長、それぞれからいただいた中で、これまでもありますし、現状もある、そしてこれからのあります。そして、つらい状況における子供たちへのSOSを見逃さない。そうした一つ一つのきめ細かい取組というのを本当に大事にしていきながらも、やはり本当にコロナによって、弱者への影響がより本当に深刻化しているというのは、もう本当に皆さんが思うところだと思います。なので、よりきめ細かい解決策、これからもさらに考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは2番です。高齢者が安心して暮らせる見守り支援策の充実をです。

子供たち、赤ちゃん、子供から、そして年を重ねて、この東村山で生を終えていく中でも、誰もが年を重ねていく中で、幾つになっても安心して暮らし続けることができる環境づくりが必要と考え、今もできていますけれども、できている部分はできていますが、さらなる見守りの支援策の充実ということで、以下伺ってきたいと思っております。

(1)です。コロナによって御高齢者の暮らし、特に影響を様々に及ぼしています。その中でももちろん、様々な年代に影響を及ぼしているんですけども、特に75歳以上でひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯のうち、介護保険未利用者を対象に、例えば暮らしへの影響調査などを実施して、健康のリスク、必要とする支援の有無など、実態をまずつかんでいくということが必要だと考えます。その際、訪問での調査が望ましいとも考えますが、昨今の状況もありながら、調査の実施についての見解を伺いたいと思っております。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 75歳以上のひとり暮らし高齢者及び80歳以上の高齢者のみの世帯に対し、健康リスクや必要とする支援の有無などの実態を把握するための取組の一つに、老人相談員事業がございます。

当該事業は、介護保険の未利用者に限らず、75歳以上のひとり暮らし高齢者、及び80歳以上の高齢者のみの世帯という要件に該当する高齢者全般を対象としており、原則、訪問させていただくことで、高齢者の孤独感の解消、事故の未然防止、地域社会とのつながりづくり、そして、支援が必要と思われる高齢者の情報を地域包括支援センター等の関係機関へ連絡することなど、包括的な相談対応を行っているものであり、改めて別途調査を実施する必要は、今のところ考えていないところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 今も既にいろいろできているよというお話だったんですけども、これは漏れなく全て、75、80でも、今お話しありましたけれども、全ての対象者が全て調査はできていますでしょうか、伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 大体対象の世帯は、9,000を超える数の世帯があるんですが、その中で訪問不要ですと意向があった世帯、約300世帯ほどあるんですが、そこにつきましては無理に訪れていないということでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 今の答弁で、9,000のうち、対象が、300が行けていない、調査ができていないけ

れどもというお話でよかったですか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 御本人のほうから訪問は不要ですという御意向があった世帯でございます。

○22番（かみまち弓子議員） 御本人がそうおっしゃっているのですから、そこを無理にするものではないんですけれども、そうした場合の不要ですとおっしゃっている中で、どういった状況とか健康状態も含めた、そうした聞き取りですとか、そういった個別の状態というのは所管としてはつかんでいらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 基本的には、今行けている訪問対象の件数の把握をしているものだと捉えておるところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 行けているところに関しては把握できているけれども、なかなかそうじゃないところはつかみにくいということに関しては、そのあたりはどうやってつかんでいこうというふうに思われていらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 御本人の方々の御意向もありますので、その中で無理無理、御事情を市のほうでお聞きするというのもいかなものかということもありますので、もちろん何かの機会があったときに、またそういう、御家族の状況変化もあるかもしれませんので、一切この後聞きませんということではないですけれども、基本的にはそっとしておくような状況のほうが今は望ましいかなと思っています。

○22番（かみまち弓子議員） そうですね。本当に様々な状況の変化というのがあると思うんですね。もちろん無理無理にではないですし、その機会のあったときと今御答弁があったように、じゃあその機会というのは逸することがなく、そしてまた、もちろん大変な中だとは思いますが、やはり小まめにそうした対応というのは、また考えて実施していただきたいと思います。

（2）です。東村山市の高齢者等みまもり協定や、ふれあい収集取組の現状と実績、そして課題について伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 初めに、高齢者等みまもり協定について御答弁申し上げます。

現状でございますが、現在、26の事業者等と協定を結び、協定先機関が通常業務を行う中で異変を感じた場合に、地域包括支援センターまたは直接市役所にその旨の連絡をいただくことで、多層的な見守りにつなげているところでございます。実績につきましては、各地域包括支援センターや所管課に個別に連絡されることも多いため、詳細な統計を取っておりませんが、年間10件前後の通報をいただいているところでございます。

課題につきましては、事業者から、「どの程度の異変の場合に通報してよいか分からない」という意見をいただくことがありますことから、協定先機関と毎年度実施しております東村山市高齢者等みまもりに関する連絡会の中で、安否確認に関する事例共有を図るとともに、どのような場合に通報いただいたらよいか等をイラストでまとめたチラシを作成し、適切な運用につながるよう努めているところでございます。

続きまして、ふれあい収集について御答弁申し上げます。

現状でございますが、集合住宅の2階以上にお住まいの方で、家庭から出た廃棄物を自ら集積所へ持ち出すことが困難な高齢者・障害者等の世帯に対し、安否の確認を行いながら収集を実施しております。実績につきましては、令和3年度の利用者は3件となっております。

課題につきましては、利用者が当初の想定を下回っている点については課題と捉えておりますが、一方で、日常のごみ出しという行為は、外出あるいは適度な運動のきっかけとなることから、フレイル防止の観点から有効であるとの関係機関の認識や、市民団体等からは「健康的で文化的な生活を阻害しない適切なサービスとしてほしい」との御意見などもあることを踏まえ、セーフティネット機能としての観点から、その役

割を果たしているものと捉えているところでございます。

今後におきましても、ふれあい収集につきましては、対象者の利用状況などを丁寧に把握しながら事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○22番（かみまち弓子議員） それぞれ、みまもりとふれあいについて御答弁いただきました。

先ほどのみまもりについては、どれくらいの異変で通報していいか分からないということ、また、そういった連絡会においても情報共有をしているということですけれども、そのあたりというのは、その通報して下さった方の解決には至っているんですかね。（「最後がよく聞こえなかった」と呼ぶ者あり）

○議長（土方桂議員） 僕も、すみません、聞こえませんでした。お願いします。

○22番（かみまち弓子議員） どれくらいの異変で通報していけばいいのか分からないという方々、年間10件ぐらいあったということですが、連絡会のほうで話し合った中で、そのあたりの解決はされているんでしょうか、通報して下さった方々の。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 先ほども申し上げましたとおり、みまもり協定締結団体との1年に1回の会議の中で、いろいろ意見交換をさせていただいておりますので、一定のところの解決は見ているというふうに捉えているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 本当に通常の業務がありながら、またそういったことをやったださることに感謝をしながら、またそういったことをさらに情報共有のほうをお願いして、よりそういった異変を気づいていただくことが増えていくといいと思います。

そして（3）です。高齢者の救急代理通報・住宅火災代理通報システムの現状と実績、課題を伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 現状といたしましては、市報、市ホームページでの周知に加えて、ケアマネジャーに対する周知の強化により、設置件数が近年増加傾向となっております。実績といたしましては、令和4年4月末現在で100件でございます。

課題ということでございますが、故障や不具合もないこと、また、御利用の皆様からの御要望や御不満等も頂戴していないことから、現状では特にないものと捉えているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） それぞれ様々3番まで伺ってきましたけれども、では4です。ICTを活用した見守り事業について、現状の取組を伺っていききたいと思います。

また、トイレや廊下ですとか、毎日使用する電球に設置するタイプの見守りのサービスなどもありまして、異常を検知すると通知が届いて、通知先の方からの依頼があると訪問するような民間サービスが、ハローライトなどもあると思います。そうした見守りサービスの設置を希望する高齢者の世帯に実施することを検討できないかと考えます。併せて見解を伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 現在、ICTを活用した見守り事業について特段行っておりませんが、ICTを活用した見守り支援策などは今後広がっていくものと捉えており、市といたしましては、他自治体における事例などを把握しながら、ICTを活用した見守り事業の研究を深めてまいりたいと考えているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 今後、広がりを見ながら考えていくということなんですけれども、5です。日野市では、住宅確保の要配慮者の円滑な入居促進を目的で、ハローライトの設置費助成の実施ですとか、近隣、例えば小平とか、実証実験がされているかと思います。そうしたことも含めて、これから検討していかれると思うんですけれども、そこについても含めて見解を伺いたいと思います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） ハローライト設置費用助成事業や、専用端末を持つ高齢者等の位置情報履歴を家族等が把握することができるサービスの実証実験等を近隣市が実施していることは認識しておりますが、先般、さきの自治体へ伺ったところ、センサーを用いた見守りサービスでは、数日間、家を留守にする場合に設定を解除し忘れて誤発報となることがあるとのことですので、当市では実証実験の検討までにはまだ至っていないところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） それぞれの様々な、あると思うんですけども、例えば先ほどの電源を設置するタイプも、電気がついていないと通報したり、今のもそれぞれ、やっているところでも課題もあるよというお話でしたけれども、さらにそのあたりは、本当に今後の、見ていながら、ぜひとも導入含めて、必要なことだと思いますので、早めにお願ひできたらなというふうに思っております。

では（6）です。地域における見守り活動をより実効性のあるものとするため、今も、これからのことも考えていくし、検証もしているし、さらにやっていくというお話もあつたんですけども、介護予防の見守りボランティアの活動、高齢者みまもり協定締結事業者などによる地域におけますこれまでの見守り活動、今後さらにどうやって広げて取り組んでいくかについて伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 地域における見守り活動につきましては、高齢者救急代理通報・住宅火災代理通報システム事業、高齢者配食サービス事業、老人相談事業といった事業や、地域包括支援センターによる訪問、それから相談、宅配事業者、新聞組合、電気・ガス・水道といったライフライン事業者などが、通常業務を行う中で異変等を感じた際に、地域包括支援センターや市に通報いただく高齢者等みまもり協定、そして住民同士の見守りとして、市内各地において地域での見守り・支え合いに取り組んでいる団体によるボランティア活動など、様々な取組がございます。

今後におきましても、これらの取組を多層的に実施していくことにより、地域における見守りが充実していくとともに、地域コミュニティの醸成に寄与するものと捉えているところでございます。

○22番（かみまち弓子議員） 本当に様々な方法で、手段で、より相談しやすく、つながりやすくというのは、本当に小さい子たちから、そして大人、また高齢の方まで共通だと思います。

今も御答弁、部長からいただいたように、既にやっていらっしゃるのところ、そしてまた、今後さらに広げていく、検討していくという部分があると思います。子供たちの見守りの防犯対策としまして、ICTを使った見守りのシステムなどは、私自身、議員にならせたときから、一般質問、予算・決算等でも伝えさせていただいて、学童の児童を対象としたシステムなども導入されたり、また防犯や注意喚起、連絡の迅速性から、小・中学校におけるメールやアプリを使ったシステムも導入していただいています。

本当に赤ちゃんから生まれて、この世を終えていくまで、この東村山で生まれ育って、全ての方々が本当に安心して安全に暮らせる東村山であるためにも、今日は、今回子供たち、そしてまた高齢の方を中心にさせていただきましたけれども、あらゆる手段を構築して考えて、より本当に漏れがなく、きめ細かにさらに進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方桂議員） 次に、23番、山田たか子議員。

○23番（山田たか子議員） 一般質問を進めさせていただきます。

1番、差し迫った緑の保全課題、市の主体性を問う。

多くの市民も認める東村山市の緑の豊かさです。この緑は、市民の憩いの場としても、地球温暖化抑制やC



〇削減、防災や生物の多様性確保等、様々な機能の重要性を担っています。ところが、市内の緑は明らかに著しい減少が進んでいます。その要因を市としてどのように分析し、どのように保全していくのか、以下お伺いします。

1番、これまで私有地である緑地を公有地化とした件数と公有地化に至った経緯、それぞれの面積と金額、財源割合も併せてお伺いいたします。

〇まちづくり部長（粕谷裕司君） 市で管理しております公共の緑地は、せせらぎの郷多摩湖緑地、淵の森緑地、廻田緑地、北山緑地、北川緑地、出水川緑地、諏訪緑地の7か所でございます。この全ての緑地は私有地を公有地化したものでございます。件数としては7件でございます。

次に、それぞれの取得に至った経緯、面積、用地取得金額、財源割合を申し上げます。少々長くなります。

まず、せせらぎの郷多摩湖緑地でございますが、湧水と雑木林、農地の一体となった東村山の里山の風景の保全を目的に、都市計画事業として用地取得を進めてまいりました。面積は、財産表に記載の緑地全体の面積は約1万4,201平方メートルで、うち私有地を公有地化した面積は、御寄附をいただいた箇所を含めまして約1万2,000平方メートルです。用地取得費7億7,690万3,830円。財源割合は国の補助金が29%、都の補助金が15%、緑地保全基金繰入金31%、起債が15%、一般財源10%でございます。

次に、淵の森緑地でございますが、柳瀬川の両岸に残る貴重な自然の河畔林の保全を目的に、主に市民をはじめとする全国の皆さんからの寄附金を元に用地取得を行いました。面積は、通称「八郎山」と呼ばれる柳瀬川の南側区域を含み約7,063平方メートル。用地取得費は5億5,238万1,719円。財源割合は、緑地保全基金繰入金22%、寄附金が約52%、一般財源、約26%でございます。

次に、廻田緑地でございますが、廻田緑道と一体となった景観保全を目的に用地取得を行いました。面積は約729平方メートル。用地取得費は5,692万6,757円。財源割合は、起債、約98%、一般財源、約2%でございます。

次に、北山緑地でございますが、北山公園のしょうちゃん池裏側の北川を挟んで対岸にございます緑地となりますが、土地所有者から御寄附でいただいたものでございます。面積は約338平方メートル。用地取得費は0円でございます。

次に、北川緑地でございますが、北山公園菖蒲苑の北川を挟んで対岸にございます竹林となりますが、北川の両岸における自然景観の保全を目的に、北山公園の都市計画用地取得と合わせ取得を行いました。面積は北山公園用地と合わせまして約970平方メートル、このうち緑地だけの面積ですと76平方メートルになります。用地取得費は6,789万4,689円です。財源割合は、国の補助金が約32%、起債、約66%、一般財源が約2%でございます。

次に、出水川緑地でございますが、出水川の河畔に残された自然景観の保全、特にこの地域では珍しくなった竹林の保全を目的に用地取得を行いました。面積は約1,029平方メートル。用地取得費は9,578万9,000円。財源割合は、一般財源100%でございます。

最後に、諏訪緑地でございますが、新山手病院の開発の際に寄附でいただいたもので、面積は約431平方メートル。用地取得費は0円でございます。

〇23番（山田たか子議員） 詳細にありがとうございました。

2番です。今後の市の公有地化の具体的な計画をお伺いいたします。

〇まちづくり部長（粕谷裕司君） 緑地保護区域に指定をしている私有緑地の公有地化という観点でお答えいた

します。

現在、多摩湖町1丁目地内にございます、以前は市がデイキャンプ場として利用していた約9,000平方メートルの緑地について、都市計画緑地の指定を行い、その後に公有地化を進める予定としております。

同緑地につきましては、みどりの基本計画2021において位置づけた保全配慮地区内に位置し、狭山公園、八国山緑地、北山公園、せせらぎの郷多摩湖緑地、トトロの森56号地など、狭山丘陵の一部とみなせるなど、総合的に判断し、保全に向けた取組を進めるところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、令和4年度に都市計画決定図書を作成し、令和5年度以降に都市計画事業認可の取得、用地取得を進めていきたいと考えております。

○23番（山田たか子議員） ただいま保全配慮地区の設定というお話があったんですけれども、緑地保全のための一つというふうには本当に考えております。ただ、市民生活の安全面であったり、その地域にとっての役割や重要性といった観点からの優先順位も重要ではないかと私は思っております。例えば防災なんかもそうなんですけれども、例えば大きな公園や遠くの緑だけではなくて、身近にある緑も大切だと思います。

みどりの基本計画2021、ここでも、「計画的な確保」として、「保全に配慮する必要がある地区の設定などにより」とか「保全の取り組みの優先順位を定めるなど」ってありまして、そういった「など」というのは、この保全配慮地区の設定以外には、どういったことが考えられるのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 緑地の保全につきましては、公有地化できれば一番いいんですけれども、なかなか財源的に難しい面もございますことから、都市緑地法に位置づく市民緑地制度ですとか、そうしたところも、緑地保全に配慮していくということも含めまして「等」としているところでございます。

○23番（山田たか子議員） 本当によく分かるんですけれども、やはりその地域の緑地や防災の観点だったり、地域住民の意向といったものも考慮されるべきではないかと考えております。

3番です。これまで市への買取り、公有地化を求める要望件数と、そのうち公有地化に至った件数をお伺いいたします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 東村山市緑の保護と育成に関する条例の第17条の規定に基づきまして、指定をしている緑地保護区域の買取り希望については、緑地保護区域買取り申出書を提出いただくこととなっておりますことから、この申出書の受理件数で御答弁させていただきます。

緑地保護区域買取り申出書の文書保存年限5年間で受理した申出書件数は、平成29年度が0件、平成30年度は0件、令和元年度が0件、令和2年度が0件、令和3年度が1件となっております。令和3年度に受理した1件につきましては、都市計画緑地としての公有地化を目指し手続を進めているところでございます。

○23番（山田たか子議員） 東村山市緑の保護と育成に関する条例では、その第17条では「その土地の所有者がその土地を市において買い入れるべき旨の申出があった場合においては、予算の範囲内においてこれを買入れるよう努めるもの」とされておまして、申出というのは、その申出書を出していることだけが、相談というか、申出があったというカウントなのか。それとも、そういった申出書がなくても、市にこうした要望があるということはないのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 個別のケースにつきましては、土地所有者の個人情報となることから、なかなかお答えすることはできませんが、一般的に市に公有地化をお求めになる前に、民間へ売却されることをお決めになられているケースが多くございます。

また、緑地の買取り申出書を提出される前に市に御相談をいただくこともございますが、この際、市で公有

地化をする場合のスケジュール感ですとか、公有地化の優先度についてお話をさせていただいており、この相談内容を踏まえ、最終的には土地所有者様の御判断で、市への買取り申出を行わず、民間への売却や相続を御選択されるケースが多いというものが現状でございます。

○23番（山田たか子議員） それは、じゃあ全て相談者さん側の意向で、そういった買取りを求めないというか、そういった今の結論に至っているということなんでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 基本的には、所有者の方の意向により買取り申出書の提出がされるものと認識しております。

○23番（山田たか子議員） 申出書というのは誰でも出せるんですか、そういう思いがあれば。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 基本的には、市に買取りをしていただきたいという思いがあれば、緑地保護区域の所有者であれば出せるものだと認識しているところでございます。

○23番（山田たか子議員） それではまた、次に聞きたいと思いますが、4番です。市内緑地保護区域所有者の所有・管理状況をどのように把握されているのか。また、市に対しどのような要望があって、それに対する具体的な取組をお伺いいたします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 緑地保護区域の所有・管理状況につきましては、毎年1回、職員による実態調査を行い、この内容を踏まえ、議員も審議会の委員として御協力いただきましたが、緑化審議会にて適正管理についての御意見を頂戴しているところでございます。

また、令和元年度からは、緑地保護区域の所有者一軒一軒に職員が直接訪問し、今後の土地の御意向、維持管理上の悩みなど、お聞かせいただいているところは御案内のとおりでございます。

この中では、維持管理に係る負担が増えていることや、不法投棄についてのお悩みを伺うことが多いほか、樹林地には相続税の猶予の仕組みがないことから、相続発生時には樹林地を手放さざるを得ないという現状も見えてまいりました。

市といたしましては、緑地保護区域に指定することで、毎年、土地の所有者に課せられている固定資産税・都市計画税を減免し、これをもって所有者の管理負担を軽減させていただいており、この内容は近隣他市に比べても充実したものと認識していることから、今後も本制度について土地所有者に丁寧に説明し、少しでも長く樹林地として保全していただけるよう働きかけてまいります。

また、相続税につきましては、国税の問題であることから、東京都を通じ、国に要望を上げさせていただいているところでございます。

今後も、全ての民有緑地を公有地化することは大変難しいことから、緑地保護区域の所有をできる限り継続していただけるよう、固定資産税の減免等、長期的な支援を行う中で、緑を守り育てるため、引き続き地権者の方々の理解をさらに深めてまいりたいと考えております。

○23番（山田たか子議員） 幾つかお伺いしたいんですけども、固定資産税・都市計画税の減免というのは、確かに他市と比べて頑張っていると思うんですが、これはいつから行われているのでしょうか。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後2時47分休憩

午後2時52分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） ちょっと詳しく調べないと、詳しい、年が分からないんですけども、今手元にある資料によりますと、この東村山市緑の保護と育成に関する条例が、税の減免が改正されて、固定資産税及び都市計画税を減免するということが追加されたのが平成7年になります。

○23番（山田たか子議員） ありがとうございます。あと幾つかお伺いしたいのは、全ての公有地化は難しいというお話だったんですけども、先ほどの東村山市緑の保護と育成に関する条例では、「予算の範囲内においてこれを買入れるよう努めるものとする」とされているんですが、どのような努力をされているのかお伺いできますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 最初にも答弁したんですが、ある程度ですね、貴重な緑を残すということで、一財であったり、あと国・都の補助金を入れて都市計画緑地として整備していくとか、そうしたところで市としては努力をしているところでございます。

○23番（山田たか子議員） 分かりました。緑地保全基金なども活用されるというお話もさっきあったと思うんですけども、ここ数年を見ていまして、5,000円とか2万6,000円とか、やはり買入れるような努力というのがちょっと見られない、感じられないというのは感じております。

あと、先ほどヒアリングを行っていらっしゃるという中で、私もこの基本計画の中にあるものをちょっと参考にさせていただいたんですけども、そこでやはり市への管理要望であったり、買取り要望だったというところもあると思うんですね。それは確かに難しい問題なんですけれども、それと同時に、私、気になったコメントというのが、近隣からの苦情の間に入ってほしいというところなんです。これというのはどういうことなのかなと思ったんですけども、これって所有者さんが孤立しているような状況というのはないのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 特段孤立しているという話は聞きませんが、やはり落ち葉などの苦情が、大体、市のほうに寄せられます。そうした際には、市が間に入って所有者さんに適正な管理をお願いするとか、あとは周辺の方に対して理解を求めるとか、そうしたところはこれまでもしてきているところでございます。

○23番（山田たか子議員） 公有地と同じような役割を担っている緑、緑地の土地所有者の方が、大きな責任を背負っているんじゃないかなというのを私は感じています。今後、相続が生じるたびに、緑地の存続をめぐって苦渋の選択を強いられる所有者さんと、保全を求める近隣住民との対立につながりかねないと思うんですね。ですので、所有者さんの切実な思いにしっかり対応していただきたいと思います。

その一つとして、例えば、緑地保護地域を介して所有者さんと近隣住民の皆さんの顔の見える関係を築いていくとか、交流を図るということも必要ではないかなというのを感じております。

5番です。東村山市を代表する緑として、都立狭山緑地、都立八国山緑地、都立東村山中央公園、都立小平霊園、多摩北部医療センター、国立療養所多磨全生園などが位置づけられています。それらの充実・活用のためには、市の主体性が強く求められると考えます。国・都の所有地に対し、市はどこまで介入できるのか、これまでどのような対応をされてきたのか、今後の対応も併せて、以下それぞれにお伺いいたします。

1つ目、多摩北部医療センターについてお伺いします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 同用地につきましては、東京都による都市計画道路東村山3・4・11号線の道路整備に当たり、計画線内にキンラン・ギンラン等の貴重な植物が確認されたことを受けまして、保全対策として、工事範囲内の貴重な植物は全て移植をし、工事を実施した経過がございます。

多摩北部医療センターの敷地につきましては、東京都の管理下にある財産でございますので、敷地内の管理・保全等、活用については、管理者である東京都の判断や責任となると考えております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、同用地内にはキンラン・ギンラン等の貴重な植物が群生していることから、現状の自然環境、緑の保全について、東京都も十分御理解いただいていると考えておりますが、何らか必要が生じた場合には、施設管理者の協力の下で適切な緑の維持を促進していきたいと考えております。

○23番（山田たか子議員） 2008年から2019年での緑被率の大幅減少が、この多摩北部医療センターの敷地を抜けた、先ほどおっしゃっていた3・4・11号線だということも伺っています。その際に、市長のタウンミーティングでも住民の皆さんに回答していただいているんですけども、キンラン・ギンラン、今、先ほど出ましたけれども、移植をしたということですが、根づいているのでしょうか。その辺というのは、市としては確認されているのかお伺いします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 東京都のほうから聞いた話によりますと、定着しているということは伺っております。

○23番（山田たか子議員） 実際に市はそちらを確認はされていないのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 確認しております。

○23番（山田たか子議員） 確認した中で、キンラン・ギンランの移植というか、その結果って、生育状況というのは、どのように市としては判断されているのかお伺いできますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） その生育状況につきましてまでは、市としては把握しているものではございません。

○23番（山田たか子議員） かなりこの、東京都がというお話もあったんですけども、地域の市民の保全団体の方々がかかなりもう、もう毎週、手入れをずっと続けていらっしゃるわけですよね。ぜひそういったところも市の連携を、一緒に進めていただきたいと思います。

あと、今後、懸念されるのは多摩北部医療センターの建て替えなんですけど、この道路ができるといったときには、市長のほうからも、道路部分の緑については、残念ですが、伐採せざるを得ませんが、その分、医療センター内に緑を増やしていただくよう東京都にお願いしているというお話があるんですけど、その辺というのは、どこまで市としてのそういった思いとか意向が通るものなのかお伺いできますか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 先ほどから申し上げましているとおおり、みどりの基本計画2021に基づきまして、市のできることをお伝えして、なるべく緑の保全に努めていただきたいと思いますというところはお伝えできるのかなと考えております。

○23番（山田たか子議員） 実際その道路を造ることによって伐採した木の分を、どこかに緑を増やすということとはされているのでしょうか。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 敷地内でどこを植樹したのかまでは確認しておりませんが、一応、東京都においては適切に対処していただいているものだと認識しているところでございます。

○23番（山田たか子議員） 2つ目、国立療養所多磨全生園についてお伺いたします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 先ほど経営政策部長が渡辺議員に御答弁したとおり、多磨全生園内の緑につきましては、差別と偏見により筆舌に尽くし難い苦難を被ってこられた入所者の方々が、その中で望郷の念に駆られながら、故郷の山河、家族への思いを、将来、自分たちがいなくなったときも、自分たちを受け入れてくれたこの緑の地を東村山の市民に残そうとの思いを込めて、様々な緑化活動を行ってきた歴史がございます。

また、多磨全生園の敷地につきましては、国の管理下にある行政財産であり、目的に沿った敷地内の管理・保全のほか、充実・活用についても、管理者である国の判断や責任となるものでございます。

市といたしましては、引き続き、地域住民の声を関係者に伝えるとともに、園や入所者自治会の思いを最大限尊重しながら、緑の保全も含めた必要な協議を継続してまいりたいと考えております。

○23番（山田たか子議員） 全生園については後でお伺いしたいと思うんですけれども、1点聞きたいのはヒイラギの件なんです、全生園での隔離の象徴とも言えるような生け垣がなくなったわけなんですけれども、その経緯については、どこまで市が介入されたのかお伺いできますか。

○経営政策部長（平岡和富君） あくまで自治会、入所者の方と園との協議でありますので、市が介入することはありませんでした。

○23番（山田たか子議員） 全生園の緑も、東村山市を代表する緑として位置づけているわけなんですけれども、そういう状況で、今後もこの全生園を守っていこうということというのは、実際……ちょっと質問できないので、いいです、すみません。

これまでも、市長の答弁とかも拝見してまして、やはり入所者の方々が、病を押して、やはり後遺症に苦しみながら、園内での農作業をされながら、少しずつ土地を増やしていき、そこに植樹された木々というのも、ふるさとに思いをはせて、また、子供を持つことが許されなかった皆さんが、我が子のように慈しんで大切に育ててこられた樹木だという答弁をお読みして、私も本当にそのとおりだなと、その辺はすごく思いも一緒なんですけれども、やはり先ほどからも御答弁がありますように、国の管理下にあるということにおいて、どこまで市の思いというのが届くのかなというところが、一番ちょっと私の中では、今、疑問で、不安なところであります。

では、6番にいきます。市内の緑の減少要因をどのように捉えているのか。また、これ以上の減少を止めるための対策をお伺いいたします。

○まちづくり部長（粕谷裕司君） 令和元年度に行った緑被調査においては、平成20年度調査において31.8%だった市内の緑被率は5.5%減り、26.3%となったところでございます。

また、面積では95.5ヘクタールの減で、その内訳は、樹林地が44.4ヘクタールの減、草草が16.2ヘクタールの減、農地が34.9ヘクタールの減となっており、いずれも相続による宅地開発等が減少要因となっていると分析しているところでございます。

本市は、ほぼ全域が市街化区域であり住宅都市であるという特性から、建物の敷地内の緑など、小さな緑が多数あり、緑被率を上げていくためには、この小さな緑をつなぎネットワーク化していくことが重要だと考えております。

このことから、令和3年3月に改定したみどりの基本計画2021では、緑の回廊、緑道の軸、街路樹の軸など、ネットワークを強化する内容を取り入れ、令和4年4月には、今までの生け垣設置費助成制度をより多くの種類の植栽に適用できるよう規則改正を行うなど、小さな緑をつなぐ施策を重視しているところでございます。

さらに、東村山駅周辺や都市計画道路の整備等に合わせた街路樹の配置等により緑被率の増加を見込むなど、線上に連続した緑を増やすことにより、緑被率の向上を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、何もしなければ、ただ減少していきだけの緑を様々な施策の実施により増やしていくことで、緑被率を維持する目標としたところでございますが、10年の計画期間であるみどりの基本計画の中間年に当たる5年後に改めて緑被調査等を実施し、計画全体の中間見直しを行う予定としており、その際、各目標値と実態の乖離がないよう修正・補完を行いつつ、施策を推進してまいりたいと考えております。

○23番（山田たか子議員） 小さな緑で緑被率を向上させるというお話だったんですけれども、やはり木々を育

てていくというのは、大変長い時間を要しますし、今あるものを壊して新しいものをつくっていくところというのはどうなのかなって、今あるものをやはり守れる体制というか、そういった方向をもっと力を入れていただきたいなと思います。

この先も、相続による民有地のみならず、先ほどもありましたけれども、都市計画道路も計画されておりまして、本気で取り組まなければ、取り返しのつかない状況に陥ります。私たちもちろん求めていきますが、市としても国・都への働きかけも本当に強めていただくとともに、併せてお願いしたいと思います。

2番です。全生園の将来構想における市の方針を問う。

議員となったばかりの頃から、入所者の方からは、人権の森構想はどうなっているのかということを探ねられてきました。そうした中で、具体的な計画や方向性を示さないまま、身近な方々が亡くなられていく現状を目の当たりにして、共に考えていくという時間がないということは、本当にひしひしと実感しております。まだまだ学び中なんですけれども、質問していきたいと思います。

2002年の人権の森構想から20年。2009年には「いのちとこころの人権の森宣言」をし、これまでも市として様々な支援や施策に取り組まれています。一方で、入所者の方々からは、将来への医療、環境、地域とのつながりはどうなっているのかといった不安の声が寄せられます。将来構想について、現段階における市の方針を伺います。

1番、全生園「人権の森構想」の具体的内容と進捗状況をお伺いいたします。

○経営政策部長（平岡和富君） 先ほど渡辺英子議員に御答弁したとおりでございます。

○23番（山田たか子議員） これは、3月に将来構想委員会を設置して、ここで具体化をしていくということによってよろしいでしょうか。

○経営政策部長（平岡和富君） 議員お見込みのとおりでございます。

○23番（山田たか子議員） それは、具体的にというのは、これからということなんですけれども、いつまでにというものというのはあるのでしょうか。

○経営政策部長（平岡和富君） この3月にまだ発足したばかりということでもありますので、今後のスケジュール感というのは、まだ示されてはおりません。ただ、検討会を立ち上げて、これから本格化するということだけは確定をさせていただいております。

○23番（山田たか子議員） 人権の森構想から20年ですよ。私もまだまだ勉強不足ではあるんですけれども、やはり先ほどの議員への御答弁でも、入所者自治会との協議を進めながらという御答弁がありました。以前は私も、自分たちがいなくなった後どうなるのか計画すら分からないんだけどという入所者の方の不安の声を伺ってきたんですけれども、今は、多くの方の認知症の発症が進んできて、もう介護が必要な方も増えていると。目の前の生活と健康のことが第一にしか考えられないという切実なお話も伺ってきました。

今から6年前の2016年の時点でも、市長が、入所者の方々の年齢等を考えると、残された時間がさほどあるわけではないということを御答弁されています。コロナで様々な住民との交流がなくなったことで、地域の関わりに不安を感じていらっしゃる方がいらっしゃるんですね。急いで具体化を進めていくということを強く感じています。

そこで2番です。歴史的価値を持つ構造物や史跡の定義をお伺いいたします。

○経営政策部長（平岡和富君） 歴史的価値を持つ構造物や史跡の定義につきましては、令和元年度に厚生労働省から各療養所宛ての通知文書によりますと、歴史的保存等の保存に向けた基本的な考え方として、隔離政策

の歴史を象徴する建造物、史跡、資料として、隔離政策の状況を伝えるもの、らい予防法の施行状況や療養所の運営等に関するもの、隔離されたことによる生活の実態を伝えるもの、隔離政策によって生まれた生活状況を伝えるもの、及び当該療養所以外には同種の施設が存在しないこととされております。

また、建築史的価値を有する建造物としては、古さ、デザインや技術の優秀さ、地域性などを考慮するものと、このようにされております。

○23番（山田たか子議員） 隔離政策とか、そういった皆さんの生活実態を示すものというお話があったので、そういった視点でだったら安心なんですけれども、最後ちょっとやはり、建築史的とか美術史的な建造物といったところが私はちょっと引かかっております。例えば大正時代の雰囲気を感じさせる洋館であるとか、そういった観点から残すというよりも、やはりハンセン病の政策の歴史、実態を後世に伝えるものとしての価値といったところを重視していただきたいなというのを感じております。

そこで、3月に行われた市長講演でも、市長も、後世まで残すよう働きかけていくつもりだということもおっしゃっていただいたんですけれども、この方向性は市として揺るぎないものとして考えていただいているということでもよろしいでしょうか。市長にお伺いしたいと思います。

○市長（渡部尚君） 歴史的構造物や史跡の保存については、厚生労働省の本省のほうで一応、検討会が設置をされ、かつ各療養所ごとにワーキンググループがございまして、基本的にはやはり自治会と園とで協議をして、またそこにいろいろな方が入って検討をされているというような状況でございます。なかなか全てを保全するというのは、なかなかやはり、お金もかかりますし、難しいところでございます。

市としては、やはり、かつて「ひいらぎとくぬぎ」という、全生園の歴史を伝えるドラマ仕立ての動画を作成したことがありますので、できるだけやはりヒイラギ等については残していただきたいということは申し伝えさせていただいているところでございます。今後も、機会があれば市としても、ワーキンググループ等で市としての考えをお伝えをさせていただきたい。そのように考えております。

○23番（山田たか子議員） 分かりました。ありがとうございます。園内の構造物というのは、可能な限り残すべきだと思うんです。それでも維持ができないとか、補修が不可能な状態もあるかもしれないんですけれども、そうした際には、せめてその建物の基礎だけでも残せないかということは、私も要望したいなと思います。

それはやはり話や映像だけではなくて、実際、目で見て、その場を体感することで、そこで何が行われてきたのか、何を感じて何を考えるのかって、そこに訪れた方が肌で感じるのが大切だと思うから、要望したいと思います。

3番です。全生園の何を後世に伝えたいのか、伝えるべきと考えるのか、お伺いいたします。

○経営政策部長（平岡和富君） 繰り返しの答弁となりますが、多磨全生園入所者自治会は、ハンセン病の歴史、人権の歴史とともにある豊かな緑や、歴史的価値を持つ建造物や史跡を人権の森として保存していく将来構想の実現に向けて、これまでも取り組んでまいりました。

多磨全生園の入所者の方々は、ハンセン病という病に罹患をしたという理由だけで、国の誤った政策によって大切な肉親から切り離され、らい予防法が廃止された後も、世間の激しい差別と偏見により、筆舌に尽くし難い苦難を被ってこられました。

一方で、先ほどの答弁、まちづくり部長からありましたが、厳しい状況の中にあっても、望郷の念に駆られながら、故郷の山河、家族への思いを、将来、自分たちがいなくなったときも、自分たちを受け入れてくれたこの緑の地を東村山の市民に残そうとの思いを込めて託して、様々な緑化活動を行ってきたことで、今では多



種多様な緑が園内にございます。

このような歴史を持つ多磨全生園をより多くの方に知っていただく機会としまして、令和3年7月には、新型コロナウイルスの影響により、当初予定していた聖火リレーから点火セレモニーへプログラムが変更となりましたが、人権侵害と人間回復という2つの歴史を刻むこの多磨全生園から、一人一人の人間の命の尊厳、命の大切さ、命のかけがえのなさを世界の皆さんにお伝えすることができたと、このように考えております。

当市としまして、入所者自治会の思いであります、人権侵害や困難に立ち向かってきた方々の思い、歴史に加え、関連する多磨全生園の史跡や緑を後世に伝えるべく、将来構想の実現に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○23番（山田たか子議員） 質問はもうしませんけれども、やはり強制隔離によって入所さんが様々な人権侵害を受けてきたこと、人としての名誉・尊厳を激しく傷つけられたこと、これは絶対に繰り返しちゃいけないと思っております。

例えば、本名ではなくて園名を持たされて社会的存在の否定を認識させられたり、重監房や監房により見せしめにされたり、患者絶滅政策として退所規定がなかったり、子供を産むことも許されない優生思想、患者作業という名の強制労働、ほかにも様々な過酷な状況が実際に行われてきました。

これらを決して過去の話と終わらせてはいけないと思います。人間を生産性で判断する思想であったり、個人の意思の尊重の前に社会の空気が重視されてしまったり、少数者や異なる主張・思想の排除などにもつながっていくと考えております。

コロナ感染症が出始めた初期にも、医療関係者やその御家族への中傷や差別、陽性者の方を排除するような行動が各地で見られたのは記憶に新しいと思います。教育長の先ほどの御答弁でもありましたけれども、ありのままの姿を受け止めることということ、本当に私もそうだと思います。不平等、差別をなくすために、誰もが人として尊重される社会の実現が今まさに求められていると思います。

隔離をされて、差別をされてきたことが大変だった、かわいそうなんだよということではなくて、幾ら国の誤った政策であったといえ、私たち国民が無らい県運動などを通じて加担してきた責任は重たいと考えます。この無らい県運動は、特別な人が取ってきた行動ではなくて、ハンセン病がこれ以上広がったら大変だ、通報しないと、そういった思いですよ。地域を守らなければといった思いが患者さんや家族を追い立てていった。

これは本当にコロナと似ているなと思うんですけども、そういった視点は絶対、そういった責任を強く考える場としていただくことと、やはり入所者さんの方々の名誉回復とともに、この今申し上げた視点も絶対に忘れてはならないということ強く感じております。

同じ過ちを繰り返さないために、ハンセン病問題の歴史を学ぶこと、根強い差別を解消することが、一人一人に突きつけられた課題です。ハンセン病患者さんを隔離したこの全生園の苦難の歴史を、あらゆる差別の解消に、そして人権とは何かを考える場として、後世に残していくことを共に考えていきたいということを申し述べて、次の質問へいきます。

3番です。安心して暮らすために、コロナ後遺症への支援を。

これまでコロナ感染症への対応をしていただいておりますが、感染後の後遺症に苦しみ悩む市民の声が届き始めました。感染対応とともに後遺症への支援を求め、以下お伺いします。

1番、後遺症に関する問合せ・要望状況をお伺いいたします。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 後遺症に関する市への問合せにつきましては、統計は取っておりませんが、所

管に確認したところ、5件程度でございました。また、要望状況につきましては、特に要望という内容ではなく、後遺症の相談窓口をお尋ねになる問合せでございました。

○23番（山田たか子議員） その相談窓口というのは、どこを御案内しているのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 東京都の窓口を御案内いたしております。

○23番（山田たか子議員） 次にいきます。2番、市民のコロナ感染症の後遺症についての市の対応をお伺いいたします。

○健康福祉部長（武岡忠史君） コロナ感染者の後遺症の対応といたしましては、都道府県が中心となりますので、東京都が作成したパンフレットを窓口を設置し、必要な方にお持ちいただくようにしていること、そして、市のホームページから都のホームページリンクを貼って御案内しているところがございます。また、電話での対応につきましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○23番（山田たか子議員） ホームページで御案内していただいたのも、私も確認させていただいたんですけれども、すぐにどこに連絡していいかというのはちょっと分かりづらいので、そういったところも、すぐに分かるようにしていただきたいなと思います。

あと、例えば世田谷区ではコロナ後遺症相談窓口というのも設置しています。東村山市では、それをすぐ、市で全てを解決するというのは難しいとしても、困ったことがあったらここに連絡してくださいということも、もっと大々的にしていただきたいなと。

お話を伺った中で聞きますと、かかりつけ医の方に相談しているんですけれども、もちろんそのかかりつけ医の先生も一生懸命やっていたらいいんですけれども、症例とかも少ないわけであって、対応に苦慮されていて、本当にそれでいいのか、本当に苦しんでいる方の声も聞いております。

その中でも、私もいろいろ調べた中で、こういったコロナ後遺症関連の相談については、都立・公社病院に相談先を示しているんですけれども、東村山市でもそういった相談先の御案内はされているのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 先ほど申し上げたとおり、後遺症の関係も5件程度ということでございますけれども、その中では、先ほど東京都もそうですし、公社病院、それから都立病院など、コロナ後遺症相談窓口を病院に置いているところがございますので、そういう場所についての御紹介を申し上げているところがございます。

○23番（山田たか子議員） もう質問は終わりますけれども、やはり都立・公社病院、特にここでは多摩北部医療センターですけれども、市民の命を守るために、やはり欠かせない役割をしております。市民の健康、命を守るためにも、医療水準の維持、また医療の拡充も求めていっていただきたいと思います。

そして、やはり何よりも、まずは困ったときには市役所に相談をということをやっていただきたいなと思います。本当にこれがコロナの後遺症なのか、分からないということもあると思うんですね。なかなかそれが周知されていなくて、職場に行ってもそれが認められなくて、仕事を辞めなきゃいけない、そういったお話もあるので、そういった対応もできるようにということとともに、後遺症のことももっと周知していただきたいなということを求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後3時25分休憩

午後4時再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

次に、24番、渡辺みのる議員。

○24番（渡辺みのる議員） 一般質問、よろしくお願いいたします。

大きな1点目、18歳までの医療費無料化の実現をということで、一定、市長の所信表明でも触れていただきましたけれども、伺いたいことがあるので、このまま伺います。

東京都が今年度の予算に組み込んだ18歳までの医療費無料化について、3月の代表質問時点では、市の財政負担等が不明確なため、明確な回答ができないというふうに御答弁をいただいています。その後の東京都とのやり取りや、市の検討状況を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 高校生等医療費助成の現在の状況については、6月定例会初日の市長の所信表明のとおりでございます。この間、各市町村の担当と東京都との間で意見交換会が2回行われた状況でございますが、いまだ不明確な点が多く、システム改修に係る要件ですとか、条例・例規の参考例などの一日も早い御提示を要望しているところでございます。いずれにいたしましても、実施までの期間が非常に短い状況であります。詳細な検討を行い、令和5年度に事業を開始できるよう進めてまいりたいと考えております。

○24番（渡辺みのる議員） 3月の時点では、やる、やらないも含めて、まだ答弁ができないということで、現状やるという方向で検討が始まったというのは、よかったなというふうに思っています。

そこで確認したいんですけれども、市長の所信表明の中で「市長会などでは恒久的な財源措置や所得制限並びに自己負担の廃止等を強く求めてまいりました」というお話がありましたけれども、現状、東京都の考えとして、所得制限や自己負担の創設というのかな、があるということで、東京都は検討を進めているということでもいいですか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） そちらについても、現状ははっきりとしたお答えはいただいていないのが現状でございます。

○24番（渡辺みのる議員） 日本共産党としても、この医療費に関しては、多摩格差という点でも非常に大きなものがあるということで、この間、改善を求めてまいりましたので、ぜひ所得制限並びに自己負担というのものなしの状態ですスタートをしていただくように求めていただきたいと思うし、私たちとしても求めていきたいなというふうに考えています。

大きな2番にいきます。急激な物価高騰に対して、市としてできる対策は何かということで、る議論ありましたけれども、伺ってまいります。

1点目、以下の施設等における物価高騰の影響と市の対策について詳しく伺いたいと思います。

1つ目に、幼児教育・保育施設について伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 幼児教育・保育施設においては、食材料費等について物価高騰の影響が懸念されるところでございます。現時点では、各施設から物価高騰の状況について具体の御相談をいただいておりますが、今後の物価高騰の影響がどこまで続くか不透明な状況であることから、今後も各施設の状況について情報収集するとともに、国・都の対応状況や近隣各市の状況を踏まえつつ、適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

○24番（渡辺みのる議員） 食材の高騰というのは、確かに目をみはるものがあると思います。ただ一方で、幼稚園では送迎バス等を運行していたりだとか、あとは消耗品関係、そういうものも一定値上がりをしていると思います。そういう中で、やはり、今現時点で相談はないというお話でしたけれども、やはり来るのを待つて

いるのではなくて、こちらが聞き取りをする必要があると思うんですけども、その辺いかがですか。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） まず、担当のほうでは、定例的に園長会ですとか協議会のほうに出席をさせていただきまして、状況等については確認をさせていただいているところでございます。また、通常の日頃の地域担当主査を通じまして、園の状況も併せて確認をさせていただいているところでございます。

○24番（渡辺みのる議員） 幼児教育・保育施設だけに限ったことではないんですけども、ぜひ積極的に聞き取りのほうをしていただきたいなと思います。

2番目、高齢者施設について伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 高齢者施設における物価高騰の影響につきましては、施設からは、今のところ特段の影響はないと伺っておりますが、今後さらに物価の高騰があった場合には不安であると伺っているところでございます。

市の対策といたしましては、これまでのところ具体的な支援は実施しておりませんが、ガソリン等の燃料費等の高騰は長期化の様相も見せていることから、さきに地域創生部長のほうから御答弁があったかと思えますけれども、高齢者施設を運営する市内事業者の負担軽減についても検討しているところでございます。

○24番（渡辺みのる議員） ガソリン代等については補正予算で伺えればなと思うんですけども、やはりこれも一緒ですけども、ガソリン価格だけではなくて、やはり消耗品だとか、あとは食材等、値上がりをしている。やはり通所型と入所型で、やはりそれぞれ違うと思うのね、お困りの点は。その辺もきちんと丁寧に聞き取りをして、対応していただきたいと思います。

3点目、障害者施設について伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 障害者施設におきましても、先ほどの高齢者施設と同様のお話をお伺いしております。施設から、今のところ特段の影響はないと伺っております。

市の対策といたしましても、同様に、ガソリン等の燃料費等の高騰について、負担軽減策を検討しているところでございます。

○24番（渡辺みのる議員） 高齢者施設のところで言わなかったのは、直接ちょっと聞き取りができなかったというところもあって、障害者施設の方からは一定聞き取りができたので、ここでお話をするんですけども、そもそもの運営費が、そもそもかつかつの状態の中で、この物価高騰、コロナもありましたけれども、等が起きているということで、相当大変だというお話を伺っているんですね。

どういうところから聞き取りを行ったかというのは、何施設とかというのは現状分かりませんが、そういうところ、押しなべて、少なからず影響出ていると思うんですよ、特段の影響がないと言いつつも。それをやはりどういうふうに吸い上げていくかということが課題ではないかなというふうに思うんですけども、その辺、これからどういうふうにやっていこうとお考えでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 障害者施設におきましても、いろいろ担当のほうとやり取りする機会がございますので、そういう場から、ふだんの状況等、聞き取りをするべきかなというふうに思っておりますし、あと、この後また物価のほうも、それから円安のほうもどれだけ進んでいくか分からないところもありますので、状況と国・都の動向を注視していきたいと思えます。

○24番（渡辺みのる議員） 現状はそのぐらいなのかなとは思いますが、現実として、現状も影響が出ている、それと運営が厳しいという話も聞いているので、その辺、丁寧に聞き取っていただきたいと思います。

4点目、学校について伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 学校における物価高騰の影響としましては、大きく分けて3点あると捉えております。1点目としては、まず光熱水費、2点目としてコピー用紙や画用紙などの消耗品費、それから3点目として給食食材費が挙げられるところで。

それぞれの対策としては、光熱費につきましては、使用していない教室等は小まめに電気を消し、空調機を使用する際には、児童・生徒の健康に与える影響に配慮しながら必要最小限に努め、扇風機を活用するなどして、適正な温度管理の下、節電に努めております。

2点目の紙類等の消耗品費につきましては、タブレット型端末を有効活用するとともに、保護者に配布するお知らせやプリントについては、今年度より導入いたしました連絡アプリを活用して、紙の削減に努めております。

それから、3点目の給食食材費につきましては、献立の工夫や食材選定において、安心かつ安価な食材を選定しつつ、石橋議員にも御答弁をさせていただきました、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してまいりたいと考えております。

○**24番（渡辺みのる議員）** 給食食材のほうについては、これは補正予算のほうでやろうかなとは思っていますけれども、光熱水費と消耗品、いわゆる学校運営費の中で対応しているものだと思うんですけれども、そういうものが、例えば今回みたいに物価高騰をしている中で、例えば補正予算とか、そういったもので対応するということは今後考えられるでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** ほかの部長さんもおっしゃっていましたが、今後の先行きがまだ不透明なところがございますので、そのときに適時適切に対応してまいりたいと考えております。

○**24番（渡辺みのる議員）** この間、私ども日本共産党として、今は配当金という呼び方ですけれども、学校運営費の増額というのは、かねてより要望させていただいて、年々増額していただいていることは承知をしていますけれども、それでもやはり、それ以上の物価高騰が今起きているというふうに思っているのです、その辺は学校にきちんと寄り添っていただいて、対応していただきたいと思います。

5点目、市内事業者について伺います。

○**地域創生部長（東村浩二君）** さきの石橋議員に御答弁申し上げたとおりでございますが、市内の影響について、東村山市商工会や市内金融機関に確認をさせていただきましたところ、企業物価指数が示すとおり、様々な品目において物価が高騰し、幅広い業種においてその影響が出始めており、円滑な価格転嫁が難しい状況になりつつあるとのことでございます。

続きまして、対応・対策でございますが、さきに申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰の対応分の趣旨を踏まえ、追加議案として提案させていただく予定としております一般会計補正予算（第2号）に、経費増の影響を受ける中小企業等に対する支援策についてお示しさせていただきたいと考えております。

概要につきましては、さきの8日のプレス発表の内容のとおりでございます。

○**24番（渡辺みのる議員）** 事業者さんについては、一定、議論があったので把握はしていますけれども、今、部長おっしゃったように、やはり価格転嫁というところが非常に難しいですね。

大手のほうは製品の値上げをされておりますけれども、なかなかね、こういう言い方はあまりされないかもしれないですけれども、下請に入っている業者さんとか、そういうところだと価格転嫁をできないという事情も結構あるということは業者さんなどからも伺っていますので、ぜひそういったところも丁寧に聞き取って

いただいて、もちろん法で適切な価格転嫁というのは規定されてはいますけれども、それがなかなか現実の取引の中で実現されていないという現実もありますので、そういったところを、市だけで対応できるとは、到底難しいことだとは思っていますが、そういったところを聞き取っていただいて、国へ要望するだとか、そういったところもぜひやっていただきたいなというふうに思います。

6点目、市民生活、特に生活保護利用者の方や低所得の市民に関することも含めて伺いたいと思います。

○地域創生部長（東村浩二君） こちらも石橋議員へ御答弁申し上げたとおりですが、幾つかの部署に、物価高騰による市民の皆様からの相談などの状況について確認をさせていただきました。

自立相談課のほっとシティにおける相談状況におきましては、物価高騰が直接的な要因となって生活状況が悪化している方は数件程度となっているとのことですが、影響が長期化する場合の状況を注視しながら、相談者お一人お一人の状況に応じた丁寧な相談支援を進めてまいりたいとのことでありました。また、市民相談・交流課、課税課、納税課におきましては、現在のところ物価高騰に伴う相談はないとのことでした。

対策でございますが、こちらもがんばろう！東村山ポイント還元事業第4弾の実施について予定をしているところでありまして、さきの御質問と同様、臨時交付金の原油価格、物価高騰対応分の趣旨を踏まえて、同じく追加議案として提案させていただく予定としております。

概要につきましても、さきのプレス発表の内容のとおりでございます。

○24番（渡辺みのる議員） 私、ここで特に、生活保護を現に利用されている方だとか、あとは、そこまではいかなければ生活が厳しい方について焦点を当てたいなと思って、こういう通告をしたんですね。というのは、これだけ物価が上がっているにもかかわらず、生活保護の生活扶助の基準というのは変わらないわけですよ。その変わらない中で、生活保護を利用している方は生活をせざるを得ない。

そういう状況に置かれている中で、ケースワーカーさんなんか聞き取りをされていると思うんですよ。実情を伺っていると思うんですけども、その生活保護の利用されている方について、ケースワーカーさん、どういう状況を把握されているかというところ、そこだけまず伺っていいですか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 生活保護のケースワーカーにおきましては、ふだんの生活状況もそうですし、生活保護を受ける原因になっているのが、疾病とかが中心になっているところもありますので、いろいろ生活全般の御相談をお受けしていると。特段、食費の関係でどうのということ、ちょっと今生活ができないんだというような、そういうところまでの御相談は受けていないというふうに認識しているところでございます。

○24番（渡辺みのる議員） 生活保護全般、生活保護行政に関しての認識的なものもあるのかなというふうに思うんですよ。中には、こういう言い方は私は好きではないですけども、お世話になっているんじゃないというような考え方を持っている方も、生活保護を利用されている方でいらっしゃるのも事実なんですよ。そういう中で、いただいた保護費の中でやりくりするしかないということで、相談がなかなかできない、表に出すことができないという方も中にはいらっしゃると思います。

やはり小まめにケースワーカーさんが利用者の方のところに行って話を聞いていただきたいなというふうに思うし、こういうときに、やはり臨時的にも生活扶助費の引上げだとか、そういうことを対応できるような施策というのは必要だと思うので、その辺をぜひ国に要請していただきたいというふうに思います。

(2) にいきます。これらの施設等の支援に関して、国や東京都に対してどのような要請をしていくのかということをお伺いしたいと思います。それで特に、先ほど来申し上げているとおり、保育園、幼稚園、幼児教育・

保育施設や学校、高齢者・障害者施設等については、そもそも運営に対する基本的な支援が非常に少ないということが問題視されるべきだと思っています。その辺の支援を拡充することが必要と考えますけれども、市の今後の対応を伺いたいと思います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 幼児教育・保育施設の基本となる運営費の考え方の中には、議員御案内のとおり、公定価格が挙げられると思っております。今般の物価高騰の影響がどこまで続くか懸念されているところでございますが、ただいま申し上げました公定価格、全国的にこの影響が及ぶ可能性がある場合につきましては、やはり一義的には、まず国の公定価格でもって対応を進めていただくことが一番無難ではないかと、個人的には考えているところでございますが、機に応じて要請等をしてまいりたいと考えております。

○教育部長（田中宏幸君） 続いて、学校について御答弁申し上げます。

児童・生徒の教育活動への影響、並びに保護者の方に御負担等をおかけすることのないように、財政的な支援などについて、教育長会等を通じて国や東京都へ要請してまいりたいと考えております。今後の市の対応につきましては、先ほど御答弁したとおりでございます。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 続いて、高齢者・障害施設について御答弁申し上げます。

国や都に対する要請についてですが、先ほど申し上げているとおり、これまでのところ市内施設から特段の影響は出ていないと伺っているところでございますので、現時点では、直ちに国・都に対して要請を行うことは特段考えていないところでございます。

なお、市の対応といたしましては、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。

○24番（渡辺みのる議員） 幼児教育・保育施設の公定価格の問題だとか、高齢者・障害者施設の運営費補助、基本的なところの部分ですね。そういうところというのは、やはり国の施策の影響というのは非常に大きく出ている、そもそも配置基準の問題だとか、いろいろ施設の方からは、私は伺っています。そういう施設を運営している方々の団体とかから、いろいろ要請活動はされていると思うんですよ、ふだんから。そういう中で、この物価高騰が起きているわけですので、相当厳しい状況になっているんじゃないかなというふうに考えています。

ですので、先ほど来申し上げているとおり、ぜひ丁寧に聞き取りをしていただいて、もちろん市でできることはしていただきたいと思うけれども、根本的なところは、やはり国だったり東京都だと私も思うんですよ。ですので、その辺をやはり一番身近にいる東村山市の行政でつかんでいただいて、一緒に要請をしていただくということが必要んじゃないかなというふうに思うので、ぜひそういった視点でやっていただきたいというふうに思います。

大きな3点目にいきます。「中学校校則を人権の視点で考える」と題しました。

私の子供も中学生になりましたので、校則を見る機会、考える機会というのが増えました。この間、日本共産党として、校則の問題については非常に力を入れてやらせていただいております。これは市単位だけではなくて、東京都単位であったり、国単位であったり、様々なところで議論をさせていただいております。

そういう中で、やはり人権・人格をきちんと尊重して、自分らしく子供たちが学校生活を送れるようにしていくのが私たち大人の責任ではないかなというふうに考えて、こういうふうに質問させていただいております。

(1) 中学校における校則、生徒心得などという名前もついておりますけれども、それは何を根拠にどのような目的で策定されているのか伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 文部科学省が策定している生徒指導提要进行を根拠とし、校則は、学校が教育目標を達

成するために必要かつ合理的な範囲内において定められているものであると捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） そこでちょっと伺いたいのが、当市においてです。校則を守っているかどうかというのは、誰がどのように確認をしているのでしょうか。また、違反をした場合ですね、校則に。違反している生徒を見つけた場合に、どういう対応をするのかということがちょっと気になるのと、もし罰則等があれば、その辺、教えていただければと思います。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後4時24分休憩

午後4時24分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○教育部次長（木下信久君） 御質問いただきました3点について御回答いたします。

まず、守っているかどうか、校則を守っているかどうかの確認についてですが、例えばこれは、よく中学校であれば、子供たちと一番接する機会の多い担任が確認をしたり、各教科の授業において教科担任が確認をしたりしております。その1人の確認の状況だけではなく、その次に学年として確認をし、最終的には学校全体で生活指導主任等を中心としながら確認しているところです。もちろん最終的には管理職も関与していきます。

次に、違反をしたときの対応についてですが、やはりこれは、校則について守ってもらうところを丁寧に粘り強く子供たちにも話していきますし、その指導の状況、内容については、保護者とも連携を取りながら、保護者にも理解をしていただきつつ、話をしています。

最後、罰則ですけれども、基本的には罰というもの、罰則はないものと捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） この質問をするに当たって、各校の校則、一通り見させていただきました。今、罰則はないというふうにおっしゃいましたが、確かに服装だとか、そういったものに関する罰則というのは特に規定はされておられませんけれども、持ち物に関しては、預かっている物を返却するに当たっては、保護者同伴の上に来てくださいねということが書かれているので、没収するという罰則があるということですよね。

○教育部次長（木下信久君） それは罰則ではなく、しっかりと、例えばスマートフォンだとか高額な物を学校でお預かりするわけですので、それを保護者に返していくということで、それは罰則とは捉えておりません。

○24番（渡辺みのる議員） 罰則とは捉えていない。私は、それは罰則なんじゃないかなというふうに思っていたので、こういう聞き方をしたんですね。いいです。

（2）当市の中学校における校則について、以下の項目に関してはどのような規定があるのか、それぞれの内容と規定している理由について詳細に伺いたしたいと思います。1つずつ伺います。

1つ目、服装について伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 服装につきましては、市立中学校全校で標準服を定めております。理由といたしましては、中学生の学びの場として、機能的かつ清潔な服装に留意するためと捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 何点が伺います。1つ目、まず、制服ではなく、当市は標準服と表現をしております。この理由は何でしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 校則に標準服と定めているところでございますが、その校則がなぜそういうふうに設けられているかという、その背景や理由についても理解をしながら、生徒自身が自分事として、その意味を



理解して、自主的に校則を守るように指導することが重要であると捉えております。

各学校の生徒の実態や保護者の考え方、地域の状況、社会の変化を踏まえて、学校では生徒に校則の意味を考えさせたり、保護者や地域と意見交換をしたりする機会を取って、校則について考えるよう指導・助言していることから、標準服という形で対応しているところがございます。（「違うんじゃないか。制服ではなくて標準服と表現をしている理由です」と呼ぶ者あり）

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後4時29分休憩

午後4時30分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○教育部次長（木下信久君） まず、制服ですけれども、制服というのは一つのものとして定められたもの、指定するというんですかね。同じものを着るということになります。一方で、標準服ですけれども、標準的な形を示すということですので、例えば詰め襟などは、幾つかの業者が出している標準的な詰め襟の形がございますので、そういったものについては標準服という扱いで示しております。

○24番（渡辺みのる議員） ほかのことも聞きたかったんですけども、取りあえずここでいきますね。2016年、平成28年の12月定例会でのさとう直子議員への当時の教育部長の御答弁で、標準服は制服のように必ずしも定められたものを着用しなければならないものではありませんという御答弁をされています。いわゆる制服という強制的なものではなくて、一種の例を示しているものだという見解を示されたものだというふうに理解していますけれども、その考え方を持って標準服としているということでもいいですか。そこを伺いたいんですよ。名前を、違う、制服ではなく標準服にしているという理由。

○教育部長（田中宏幸君） あくまで標準的なものを掲げているということで、これでなければいけないということではなく、それに類似したものも含めて対応しているということで捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） ですよ。ですので、ここでちょっとこだわって聞いたんですよ。なぜそこをこだわるかという、各校の生徒心得とか校則を拝見すると、着用しなければならないとか着用しますとか、そういう言わば強制的な表現を設けている学校があります。これは教育委員会の見解とは違う表現になっているんじゃないですか。その辺、確認されていますかね。

○教育部長（田中宏幸君） 各校の服装に関する規定によりますと、着用するというような表現で、しなければならないという表現にはなっていないのではないかとこのように捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 校名を挙げるつもりはありませんけれども、着用することとか、そういう表現になっているわけですよ。それをぜひちょっと確認していただいて、もし教育委員会の見解と違うのであれば、そこは学校と相談をしていただきたいと思います。

服装について、もう一つ聞きたいのは、服装という枠組みで考えていच्छゃらないのかもしれないんですけども、靴下とかインナーの色だとか髪留めの色だとか、そういうところにも規定があったように見受けられるんですけども、その辺も把握はされていますかね。

○教育部長（田中宏幸君） 一定のルール決めはされているかと思います。ただ、しかしながら、生徒の意見なども踏まえて、例えば防寒着であったりとか、そういう服装についても、子供たちの声を踏まえて生活指導部会等で検討した中で、校長のほうの判断で変更した事例もございますので、そういった意味では、子供たちの

意見も一定程度、反映されているものというふうに捉えてございます。

○24番（渡辺みのる議員） ちょっと時間がなくなってきたので、次にいきますね。②として、頭髪について伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 頭髪につきましては、パーマや脱色、染毛、整髪料の不使用等に関する規定をしております。理由としましては、中学生として清潔感のある髪型に留意するためと捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 多分、化粧とかピアスなんかも一緒だと思うんですけども、中学生として清潔感があるかどうかというのは、誰がそのラインを決めているんですか。

○教育部長（田中宏幸君） 一般的に捉えて、学業に不要なものについては持ち込まないとか、そういったところで判断をしているものというふうに認識しております。

○24番（渡辺みのる議員） ちょっと後の項目で総合的に伺いますので、ちょっと飛ばしますね。③、化粧やピアスなどについて伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 化粧やピアス等につきましては、いずれも不可と規定をしております。理由といたしましては、過度な装飾による学校生活への影響に留意するためと捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 4番、持ち物について伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 持ち物につきましては、学校生活に不必要な物を持ってこない、必要なとき以外金銭は持ってこないと規定をしております。理由といたしましては、不要物による学校生活への影響に留意するためと捉えてございます。

○24番（渡辺みのる議員） それで、（3）で総合的に伺いますね。これらの規定について、子供の人権尊重という視点でどういうふうにお考えなのかなということをお伺いしたかったんです。というのは、髪の毛なんかも、自分の髪の毛の、こういう言い方があれか分からないですけども、天然パーマみたいなね、生まれつきの髪の毛の質だとか、そういうものに対してコンプレックスを持っている子とかだっているかもしれないし、髪の色に対してコンプレックスを持っている子もいるかもしれない。

そういうことを配慮してのこの規定なのかとか、あとは化粧やピアス等ですね。「過度な装飾による学校生活への影響に留意」というふうに書いてありますけれども、これも同様で、やはりコンプレックスだとか、そういうこともありますし、それをやることで自分を出せるという子もいると思います。

持ち物についても、携帯電話も禁止になっている学校があります。携帯電話は、今、当たり前前に皆さん持っていますし、子供も親への連絡等、必要なときが必ずありますよね。そういうものも禁止をするというのは、私はちょっと行き過ぎなんじゃないかなという気を持っているわけです。そういうことも含めて、教育委員会として規定することが望ましいと考えているのか伺いたしたいと思います。

○教育部長（田中宏幸君） まず、今御指摘いただきました携帯電話の持込み等についてでございますが、基本的には持ってきてはいけないというふうには捉えておりますが、今、議員御指摘のように、緊急な用事があった連絡を取らなければいけない場合とかというのも当然ございますので、その場合には、事前にちゃんと届出をしていただいて、学校に持ってきた場合には教員のほうに預けて、学校にいる間は、学校に連絡が入れば、その子には当然連絡ができるわけですので、放課後、子供さんが、生徒が下校する際には、それで教員のほうから携帯電話等を生徒に返すというような形を取っておりますので、学校の生活を送る上では、携帯電話は不要なものというふうに捉えております。

それでは、3番について御答弁をさせていただきます。

学校教育におきましては、社会規範の遵守について必要な指導を行うことは極めて重要なことであり、人権尊重の視点から踏まえても、校則は教育的意義を有しているものと捉えております。これを踏まえて、生徒の実情、地域の状況、校風などを考慮し、校則の見直しについて、生徒総会等を通じて機会の確保をしたり、学校運営協議会や学校評価等を通して、保護者や地域の方からの御意見をいただいたりするなどの取組を進めることが重要であると捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 当市の教育委員会の基本方針ですね、教育に関する。2番に、「豊かな個性」と「創造力」の伸長の中で、「子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視する」と記載されている。そして、どの学校も、教育目標や学校経営方針に対して、自ら考え行動する主体的な創造などの文言があります。

外見に関する規律ですとか持ち物等は、やはり子供、大人もそうですけれども、間違えることだってあります。その間違いも含めて受け入れて、それをTPOとか場所に合わせて対応できるように、訓練をする場というふうに捉えて考えていくべきだと私は思うんですね。

4番にいきますね。これらの規定に対して、生徒や保護者からどのような声が上がっているのか。また、生徒から「なぜ守らなくてはいけないのか」などの意見が出た際に、学校ではどのように説明しているのか伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 校則としての規定は、市内各中学校で、生徒の実情、地域の状況、社会情勢等を踏まえ毎年見直しを行っておりますが、生徒や保護者からは、学校評価等を通して、服装や頭髪等の規定を変更するよう要望する声もございます。

生徒から「なぜ守らなくてはいけないのか」などの意見が出た際には、規則やルール等、道徳的な内容である心がけの両側面について、教員が丁寧に説明をしております。学校教育には、明らかな規則やルールと、一人一人の心の持ちようを表す心がけの両側面が必要であり、両面があることを理解させながら日々の生活を考えさせることも必要であると捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 5番、現在、文部科学省において生徒指導提要の見直しが行われています。校則に関する見直しの内容はどのようなものなのでしょうか。また、それに対する市の考え方も伺いたいと思います。

○教育部長（田中宏幸君） 生徒指導提要改訂試案におきまして、校則の運用・見直しについて、校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目標に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行う必要があると明記されております。

また、校則については、児童・生徒や保護者等からの、学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい。見直しに当たっては、毎年度の生徒会や保護者会といった機会において、校則について確認したり議論したりする場を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要とも述べられております。

当市といたしましても、校則は、学校を取り巻く社会環境や児童・生徒の状況は時代の進展とともに変化するため、その内容は、児童・生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況などを踏まえたものになっているのか、絶えず積極的に見直さなければならないと捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 6番目、2021年6月8日付、文部科学省通知に基づいて、校則について生徒・保護者が議論する機会というのはどのようなものを設けたのか伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 令和3年度東村山市立中学校生徒会サミットにおきまして、主体的に学校生活を送るために大切なこととして、学校生活におけるルールやマナーについて協議をいたしました。また、保護者に

対しましては、学校評価アンケートの実施や保護者会等での意見交換など、保護者の意見を聞く場を設定しているところでございます。

○24番（渡辺みのる議員） 最後に伺います。2021年3月16日、当時の文部科学大臣は「人権・人格を否定する校則は望ましくない」と答弁しています。私は、頭髪、服装、化粧、服飾品などは、生徒の人権・人格に密接に関わる問題だと考えています。当市教育委員会として、生徒の人権を尊重する視点で、どのように各校に校則の見直しを促していくのか伺いたいと思います。

○教育部長（田中宏幸君） 生徒心得の作成は校長の職務権限にあることから、各学校の自主性を尊重し、独自性を重んじながらも、生徒同士が自治的な活動を進めるために決まりについて話し合う場を設定するなどの取組を進めることで、子どもの権利条約で規定している意見表明権に係る具体的な取組につなげ、人権尊重の理念を具現化してまいりたいと捉えております。

○24番（渡辺みのる議員） 私は、校則、必要ないという立場で言っているわけではないんですよ。ただ、最低限、必要最低限であるべきじゃないかなというふうに思っています。やはり頭髪の問題や、服装の問題だとか化粧の問題だとか、そういうものというのは、やはり個人を表現する、人格を形成する上で、非常に大事なものであるんじゃないかなというふうに思っているわけですよ。

そういう中で、標準服という、一定のこういう服を着たほうがいいですよということを設けることまで否定するつもりはありません。ただ、それを着ないといけないうような表現をしているような校則というのはどうなのかなということだったり、あとは、髪を染めてはいけない、化粧はしてはいけない。そういうことを経験することによって、子供たちは成長していくんじゃないかなというふうに思うわけです。

そういう中で、各校の独自性がね、校長の職権だということは、そのとおりだと思うんだけど、やはりそういう視点というのが必要んじゃないかということ、やはり教育委員会として、一定見解を示す必要があるんじゃないかなというふうに思っているんですけども、再度いかがでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 校長会のほうでもその辺は、教育長のほうからを通じて、あるいは次長のほうから、各校長、学校のほうには示しているところであります。

先ほども生徒会サミットのところでもありましたように、同じような取組であっても、学校によって取り組み方や効果がそれぞれ違うと。それを、自分とはいろいろな違う考えがあったりということ、子供たち自身が考えたり判断する、そして行動に移すということも必要なものだというふうに捉えておりますので、そういった意味では、子供たちに、自ら主体的に考えて行動するという、各学校を通じて促していきたいというふうに考えておりますし、学校に対しても、校則を絶えず見直しをする視点で対応していくように、これからも助言のほうをしてまいりたいというふうに考えております。

○24番（渡辺みのる議員） これ以上、質問はしませんけれども、頭髪だとか服装だとか、いわゆる見た目に関わることを規定する、こういうものであるべきだというふうに規定をするというのは、私はハンセン病問題とかと通じるものがあるんじゃないかなというふうに思っているわけですよ、見た目で判断をしてね。そういうことをやはり教育委員会として誠実に考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（土方桂議員） お諮りいたします。

この際、会議時間を暫時延長したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 御異議なしと認めます。よって、会議時間は暫時延長されました。

最後に、25番、さとう直子議員。

○25番（さとう直子議員） 最後の質問者になります。よろしくお願いします。

少子高齢化が進み、その対策が喫緊の課題と捉え、その対策をどのように進めていくのか、少子化対策として、安心の子育てのために就学援助の拡大、幼保無償化の対象外となっている就学前の子供を対象とした東村山市の方向性、そして高齢化の中で高齢者の生活をどのように支え守っていくのか、介護保険制度ができて、本当に安心して老後の生活ができるのか、できているのか、いま一度見つめ直してみたいと考え、以下質問します。

1番、就学援助の拡大について。（1）就学援助の対象品目。①、国の就学援助の対象品目を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 国が要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱におきまして、要保護児童生徒援助費補助金として対象としている品目は、学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童・生徒学用品費等、修学旅行費、通学費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、医療費、学校給食費が対象とされております。

○25番（さとう直子議員） ②です。1の対象品目のうち、当市で対象となっていない品目はあるか、あればその内容を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 支給対象外となっている品目としましては、体育実技用具費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代等、オンライン学習通信費、以上6点となっております。

○25番（さとう直子議員） 今の対象外になっているクラブ活動費、卒業アルバム代が入っていませんでしたが、その理由を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） こちらにつきましては、各市の実情に応じて対応しているというところがございます。当市においては、社会状況や市の財政状況等を考慮し決定させていただいたところでございます。

○25番（さとう直子議員） 市の財政状況によってというお話がありました。実際に私自身も、うちの子供たちは就学援助を受けておりました。そして、その中で子供に対して、「うちはお金がないからクラブ活動は諦めてね」という言葉も言いました。今答弁席にいらっしゃる皆さんが御自身のお子さんにその言葉を言われたことは、多分ないと思います。

東村山市の財政状況の中で、東村山市は財政状況が厳しいから、それらの品目が入っていないということは、東村山市内のお子さん全体に、私が自分の子供に「うちはお金がないからクラブ活動は諦めてね」と言ったと同じことを、市内の全ての小・中学生のお子さんに言っているのと同じことではないかと考えますが、教育長に見解を伺います。

○教育長（村木尚生君） クラブ活動費についての御質問ですが、クラブ活動費以外にも、生徒会費、PTA会費等については、多摩地区26市でこれは支給をしておりません。特にクラブ活動費等については、確かに第1希望というところでの、希望がかなう、かなわないということはあると思いますが、それ以外の選択肢を含めて考えていくということで、除外をしている状況でございます。

○25番（さとう直子議員） さらに再質問ですが、アルバム代も入っていません。卒業アルバム代は、小学校で令和3年度の最高額は1万7,900円、最も安いところでも9,999円と、7,999円も差があります。中学校でも最高額1万1,670円、最低が8,650円と、3,000円以上の差があります。

このことについて、その費用が市として提供できないということであれば、その負担ができない保護者にと

っては、それがどれだけ重いことか考えたことはおありになりますでしょうか。教育部長に伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 支給品目としては対象としていない部分はございますけれども、これまでも御答弁申し上げておりますが、家計が急変をしたりとか、あるいは失業であったり倒産というような場合に、急激に家計状況が厳しい場合には、個別に御相談をさせていただきながら認定しているケースが、そういう救済措置を取っておりますので、必要な方に支援が行き届くように、これからも周知をしまいたいというふうに考えております。

○25番（さとう直子議員） 今、家計が急変の場合は臨時にでも対応するということですが、対応していただいても、この品目は入っていないことは変わらないと思いますが、いかがでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 各学校によって値段のばらつきがあるというところについては、こちらについては、なるべく保護者の負担を大きくしないということは、これまでも各学校にはお伝えをしてきているところがございます。そういったばらつきも大きいということもございまして、こちらについては引き続き各学校のほうにも、他校の状況も確認をしながら精査していくように助言をしまいたいというふうに考えております。

○25番（さとう直子議員） 指導はしていらっしゃるんでしょうけれども、現実にはこれだけの差が出ていることも事実ですので、もう少し、例えば一部でも補助する方向を御検討いただきたいと思います。

次、③です。支給対象の品目で、費用の支給が行事の実施後となっているものにはどのようなものがあるか伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 当市が支給している品目のうち事後に支給している費目については、校外活動費、移動教室費、修学旅行費、学校給食費、見舞金、通学費となっております。なお、新入学児童生徒学用品費は、入学準備金として、申請の時期によって、入学前か入学後のどちらかで支給をしております。

○25番（さとう直子議員） 入学準備金に関しては、前倒し支給を再三、私も一般質問でやらせていただいて、事前に申請ができるようになったことは評価しております。しかし、その基準が、小学校入学前であれば5歳で計算されるというところは、今後は正していただきたいと思います。

修学旅行費などは、金額的にも高額になっています。それを事前に一旦払って、終わってから振り込まれるというのでは、保護者の負担が大変重いと思いますが、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） こちらについては、実際かかった経費に対して援助するものということでございますので、精算をして金額が確定することから、先払いをしてしまうと、保護者から戻入や返金の可能性があったり、その都度、学校のほうに調査をかけて金額の確定をするなど、保護者や学校に対しても煩雑な手続や負担が生じてしまう可能性がございますことから、現時点では支給時期の変更については予定してございません。

○25番（さとう直子議員） 返金などの手続が煩雑になるというふうにおっしゃっていましたが、年に3回ないし4回に分けて就学援助は支給されていますので、事前に払って、それでその支給の時期に、ほかの部分も含めた支給のときに調整するというのも考えられると思うんですけども、そういった検討はされたことはないのでしょうか。

○教育部長（田中宏幸君） 保護者の方からも、金額がこういうふうにはばばらに入ってくると逆に分かりづらいというような御意見もいただいている部分がございますので、その金額が何に対して入っているものかということが、やはりはっきり分かっているほうが、保護者にとっても混乱を招かないものだというふうに捉えているところがございます。

○25番（さとう直子議員） そうすると、例えば、その振り込むときに、今回の振込額は、こういう項目で振り

込みますといったような明細は、今現在、出してはいないのでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 8月と12月と3月、年3回に振込をしておりますけれども、そのときに振り込まれる費目というのがそれぞれ決まって、年1回の支給のものは8月に支給をしていたり、給食費とか、いわゆる実績に応じて払うものというのは、その期ごとに支払いをしておりますので、そのような形でそれぞれの保護者の口座のほうに払込みをしているという状況でございます。したがって、特段、この費目で、この金額でというような御通知のほうは特段しておりません。

○**25番（さとう直子議員）** でも、修学旅行とかアルバム代とか、学校によって金額違いますよね。そしたらその明細というのは、やはりつける必要があるんじゃないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○**議長（土方桂議員）** 休憩します。

午後5時5分休憩

午後5時6分再開

○**議長（土方桂議員）** 再開します。

○**教育部長（田中宏幸君）** 毎年初めに児童・生徒にお配りをする就学援助制度のお知らせの中で、支給する金額のほうを明示しております。給食費や修学旅行費等については、修学旅行の説明会等で金額を提示して、最終的に精算金額が確定は、それは各学校のほうで保護者の方にお知らせをしておりますので、その金額が振り込まれるということで、こちらのほうからは、そういった通知のほうは出しておりません。

○**25番（さとう直子議員）** 明細はないという認識でよろしいですね。

では、4番割愛しまして、（2）就学援助の認定状況について伺います。

1番、就学援助の認定数と認定率を2013年度から経年で、小学校、中学校、それぞれで伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** その前に、今御指摘いただきました、明細がないということでございますけれども、お知らせのところに金額が示しているものはございます。修学旅行等については、実際に積立てをしていただいて、金額がこれだけかかります、実際に修学旅行等が終わって精算金額が幾らになりますということは、学校のほうで保護者の方に説明をしておりますので、明細がないということではなく、そこを示した上で、その金額を保護者の口座に振り込んでいるという状況でございますので、こちらとしては明細は出していませんが、学校のほうから保護者には適切に伝わっているものというふうに捉えております。

それでは、御答弁のほうをさせていただきます。

令和3年度は決算認定前のため、平成25年度から令和2年度までの準要保護における認定数と認定率を御答弁いたします。

初めに、小学校、平成25年度1,087人、認定率84.6%、平成26年度1,024人、81.3%、平成27年度970人、82.2%、平成28年度882人、81.2%、平成29年度861人、85.8%、平成30年度841人、84.0%、令和元年度752人、82.3%、令和2年度751人、85.5%。

次に、中学校です。平成25年度691人、90.7%、平成26年度638人、88.5%、平成27年度605人、87.6%、平成28年度536人、86.2%、平成29年度520人、89.5%、平成30年度486人、88.5%、令和元年度424人、87.6%、令和2年度467人、88.4%、以上でございます。

○**25番（さとう直子議員）** この推移を伺って計算すると、大体小学校で2013年度に比べて58%ぐらい、中学校で61.3%と、大きく減少しています。これは、生活保護基準が2013年度に引き下げられて、その後でどんどん

認定率が下がってきたと考えられますけれども、このことをどのように分析していらっしゃるのでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 文部科学省のほうでも、こういったデータを全国的にも出してはおりますけれども、平成24年度がピークとして、それ以降、減少傾向になっております。国の行った調査のほうでは、就学援助対象者数の主な減少要因としては、児童・生徒数全体数の減少、それから経済状況の変化ということで行っておりますので、本市としても同様の状況が見られるものというふうに捉えております。

○**25番（さとう直子議員）** ②です。2018年度の生活保護基準の変更による影響が出ないように通知が出ているんですけども、どのような対策を取ったのか伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 平成30年度に実施されました生活保護基準の見直しにつきましては、段階的に適用させることとしており、令和元年度、令和2年度の就学援助認定においては、国が提示した激変緩和措置を本市でも適用し、影響の緩和に努めたところでございます。

○**25番（さとう直子議員）** 再質問です。2018年の1月、厚生労働省から、生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について対応方針が出され、国の制度については、生活保護基準が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする。その対象として、就学援助や保育料の免除などというふうになっています。

しかし、推移を見ると、やはり影響が出ていると考えられますが、先ほど対応はしていらっしゃるとおっしゃいましたけれども、影響が出ていると考えられますが、どのような対応をされたのでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 例えば先ほど申し上げました、家計急変が行った場合については強制的な認定を行うケースもございますし、一度否認定になった場合でも、やはり前年と比較をして急激に収入等が落ちている場合には、再審査を行って再認定になっているようなケースもございますので、そこについては個別の、個々に御相談をいただく中で対応を図っているところでございます。

○**25番（さとう直子議員）** 先ほどから、家計が急変の場合は対応しているということなんですけれども、急変しているのではなくて、今までも就学援助を受けていて、この生活保護基準が下げられたことによる影響というのは、どのように対応していらっしゃるのでしょうか。

○**教育部長（田中宏幸君）** 先ほどの激変緩和措置によりということところが御質問ございましたけれども、仮に、この激減緩和を例えば適用しなかった場合には、18の方が令和元年度においては否認定になっているところでございます。また、令和2年度においても同様な対応をしたことによって、本来であれば13の方が否認定となるという試算をしておりますが、この方々はその激変緩和措置によって、対象として救われている状況であるというふうに捉えております。

○**25番（さとう直子議員）** ちょっと質問がかみ合わないようですので、③にいきます。就学援助を申請する際の基準となる収入を所得に変更することは検討されたのか、これまでも何度か伺っていますが、改めて伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 本市の就学援助制度は、生活保護基準に準拠して収入による受給資格の認定をしており、所得への変更の検討は現在のところ行ってございません。

○**25番（さとう直子議員）** 再質問です。本市と同様の収入基準で、収入の1.4倍としている東久留米では、父母と子供の場合の収入で389万です。本市は360万です。本市の基準が低い設定になってはいますが、本市が最も受けにくいと考えますが、見解を伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 先ほど来御答弁しておりますが、社会状況であったりとか財政状況を踏まえて、当



市においては収入の1.4倍ということで対応を図っているところでございます。また、当市はこれまでも生活保護基準に準拠して対応しているという結果でございますので、そちらについてはそのように捉えております。

○25番（さとう直子議員） 生活保護を基準にしているのは、あえて当市でなくても、全ての市がそうなっていると思うんです。

では4番です。立川市では2年前から基準を収入から所得に変更しています。変更前の収入基準が生活保護の1.5倍、当市は1.4倍ですので、立川市のほうが高くなっています。それを所得に変えたときに1.0倍と。収入の1.5倍であって、生活保護の所得と、基準にしたときに所得では1.0倍ということは、当市の1.4倍というのは生活保護基準の1倍にも満たないということになると思うんですけれども、これでは、ますますやはり当市が対象が狭められていることになると思いますけれども、このことについてどのように考えるか見解を伺います。

○教育部長（田中宏幸君） 先ほど来御答弁申し上げておりますが、当市では生活保護基準に準拠して対応しており、就学援助の受給資格認定限度額の算定倍率である1.4倍につきましても、当市の財政状況等を踏まえ総合的に判断した結果でございます。

この倍率につきましては、各自治体により、算定に用いる生活保護基準の年度や判定に用いる内容等が異なることから、一概に単純に比較することは困難な状況でございます。しかしながら、現在では、家族構成や収入状況も多様化して、複雑な事情を抱えている御家庭もあり、また新型コロナウイルスの影響による減収など、生活にお困りという個別の御相談については、状況を確認させていただき認定したケースもございます。

当市としましても、今後も引き続き、申請を受ける際の相談時の聞き取りを丁寧に行うとともに、真に援助が必要な御家庭へ援助ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○25番（さとう直子議員） 先ほどから申し上げているように、立川市では収入の1.5倍であったものを所得に変えて1.0倍になっています。ということは、当市では1.4倍ということは、生活保護基準の1倍にも満たないのではないかとこのように質問しているんですけれども、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（土方桂議員） 休憩します。

午後5時20分休憩

午後5時21分再開

○議長（土方桂議員） 再開します。

○教育部長（田中宏幸君） 収入の状況と所得のということは、今お話ございましたけれども、それぞれの世帯の基準額というのは当然変わってくる部分もございますので、一概に比較することはできないものかなというふうに捉えております。

今、収入の1.5倍が所得の1.0倍ということで、それが1.4倍だから1倍に満たないということのお話もございましたけれども、それぞれの自治体で基準とする算定に用いるものも違いますので、一概に比較することができないというふうに捉えております。

○25番（さとう直子議員） 確かに生活保護基準も地域によつての差はあると思いますけれども、多摩地域でそれほど大きな差があるとは思えません。このことから考えても、当市の基準が最も厳しく、対象が狭められていると考えます。より多くの児童・生徒が教育費の心配をせずに教育が受けられる環境を、誰一人取り残さないという視点で検討すべきと考えますが、見解を伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 先ほど来、再三御答弁しておりますが、やはり個々の家庭の状況というのは、それぞれ異なる部分がございます。そこについては、それぞれ聞き取りを行う中で丁寧に対応していき、先ほど言いました、急変等があつて真に必要な場合には、強制的な認定を行うようなケースもございますので、そのように引き続き本当に支援が必要な方に行き渡るように、引き続き努めてまいりたいと考えております。

○**25番（さとう直子議員）** 先ほどから、急変については対象を拡大できるという部分では私も評価しますが、これまでも受けていた人たちが、やはり収入の基準が低いということで受けられなくなっているのではないかと思います。これ以上言っても無駄なので次に進みます。

5番飛ばして6番です。コロナ禍で経済の落ち込んでいる中、物価の急騰で市民生活が厳しい状況にあります。一人でも多く就学援助を利用することができるよう、就学援助の案内でも、より分かりやすい周知の方法の検討について見解を伺います。

○**教育部長（田中宏幸君）** 市報、「きょういく東村山」、市ホームページやツイッター等により情報提供をしているほか、市立小・中学校に在籍する全児童・生徒の保護者に対して、毎年度当初に学校を通じて、先ほどお示しをしたこの就学援助制度のお知らせをお配りしているところでございます。また、次年度入学予定の児童・生徒の保護者に対しては、入学説明会や就学時健康診断のときに御案内をするなど、重ねて周知しております。

今後も、今回導入しました連絡アプリ等を活用するなど、市民に分かりやすく届きやすい周知方法について、引き続き検討を続けてまいりたいと考えております。

○**25番（さとう直子議員）** より分かりやすいお知らせをしていただきたいと思ひます。

⑦です。これまで、世田谷区の給食費のみ認定の実施により就学援助の対象者の2割が利用しているという実態を踏まえ、当市の就学援助の利用者の2割と仮定した場合、予算額1,500万円程度と試算して私は提案しました。東村山市の未来を担う子供たちの健全な成長のためにも、必要とする家庭に就学援助を行き渡らせるためにも、給食費のみ認定の検討について再度見解を伺ひます。

○**教育部長（田中宏幸君）** 当市では認定の方に該当する対象費目の金額を支給しており、支給費目を分けて就学援助を行う検討は行ってございません。

○**25番（さとう直子議員）** 今回は、給食費の食材費の高騰なども、市のほうで値上げ分、高騰分は負担をするということですがけれども、この世田谷区の給食費のみ認定というのは、品目別で、給食費だけでも何とかしてほしいという、今、給食費は大体、小学校で5,000円程度、中学校では6,000円程度になりますので、2人、3人といると、給食費だけでも万単位のお金が毎月出ていくという悲鳴も聞こえてきます。

なので、就学援助の中で給食費だけというのを、収入基準を引き上げて対応していただきたいというふうに見解を伺っているんですけども、そういった対象拡大は考えていないという認識でよろしいですか。

○**教育部長（田中宏幸君）** これまでも財政状況も踏まえて現状の対応を図っているところでございますので、引き続き、申し上げましたように、家計激変世帯については丁寧に対応してまいりたいというふうにご考慮しておりますし、近隣各市にも確認をしたところ、給食費のみの認定を行っている自治体はないというふうにご伺ひしております。

○**25番（さとう直子議員）** 近隣各市では確かに行われていません。でも、先進的な取組を常に市長はいろいろと提案されていますので、だったら東村山からその提案を、多摩地域で進めてはいかがでしょうかということをお申し上げしているんですが、もうこれ以上言っても無駄ですので、次にいきます。

2番です。子育て支援に民族差別のない東村山をということで、①です。2021年12月議会において全会一致で採択された、文科省の新たな「子ども・子育て支援事業」の実現を求める陳情について、議会への報告がありませんでしたが、どのように検討したのか伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 村山議員に答弁したとおりでございます。

○25番（さとう直子議員） 市議会で全会一致で採択されていたという重みをどのように考えているのか、改めて伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 全会一致で採択されたことは承知しているところでございます。したがって、しっかりとした制度設計を進めていこうというふうに捉えているところでございます。

○25番（さとう直子議員） 今も、先ほどの村山議員にも、しっかりとした制度設計のためにということをおっしゃっていますけれども、そもそもその対象になるお子さんがどのぐらいいるのか、実態把握が必要だと思いますが、実態把握すらも行っていないのが現状ではないでしょうか。実態把握をされているのであれば、その実態をお知らせください。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） 市内のお子様がどのような施設に、全てを把握すると、通っているか把握するというのは、なかなかちょっと現状では難しいのかなとは思っております。現状では、数名の方が多様な集団活動のほうに通われているということは把握させていただいているところでございます。

○25番（さとう直子議員） 陳情を出された方も、何人がいるということは、はっきりと多分申し上げているはずなんです。それも担当所管に私が伺ったときにも、やはり同じように、市内にどれだけいるのか、それは把握できないということでしたけれども、把握しなければ制度設計そのものできないんですから、把握する努力をしていただきたいと思えます。

2番です。他市では実施されていることが実施されない理由を改めて伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） こちらにつきましても、村山議員に御答弁申し上げたとおりでございます。

○25番（さとう直子議員） 先ほど村山議員も、実際にもう始まっているところもあるということもおっしゃってましたので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

③です。誰一人取り残さない社会の実現は、SDGsの理念であり、第5次総合計画にも打ち出されています。一日も早い実施を求めますが、見解を伺います。

○子ども家庭部長（瀬川哲君） こちらも村山議員に御答弁したとおりでございますし、先ほど渡部市長よりも御見解を示されたと思えますので、そのように対応してまいりたいと考えております。

○25番（さとう直子議員） 幼児教育の期間は3年、対象の期間は3年しかありませんので、遡っての申請も国のほうでは可能だということですので、早急に対応していただきたいと思えます。

3番です。介護保険を利用しやすく安心の老後を。

(1) 基金残高です。①、基金残高は、2015年3月末、5億9,428万円余りで、2021年3月末には17億4,300万円余りと、大きく増加しています。介護保険制度は3年ごとの見直しが行われることになってはいますが、この基金の増加をどのように認識しているか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 介護保険制度の安定運営においては、保険給付費の想定外の増加等に柔軟に対応するため、また保険料の急激な上昇を抑制する観点からも、介護保険事業運営基金を一定額確保することが重要であると考えております。

第8期計画においては、被保険者の取り巻く環境を総合的に勘案し、保険料を第7期から据え置いた関係で、

計画期間中に10億3,700万円の基金取崩しを見込んでいるところであり、基金の額については、新型コロナウイルス感染症拡大などの突発的な災害発生などの影響や、高齢者の増加に伴う介護保険給付費の増加なども想定されることから、第8期計画ではなく、今後の計画も含め、中・長期的な介護保険事業の安定運営を見越して、総合的に判断する必要があるものと捉えております。

○25番（さとう直子議員） 毎回、基金の残高については一定額必要だというふうにおっしゃっていますけれども、適正な額というのは幾らと想定されていらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 介護保険事業運営基金の適正な基金残高につきましては、国から具体的な金額や水準が示されているものではございませんが、第1号被保険者の保険料は、介護保険法第129条第3項に「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」と規定されていることから、当市におきましても制度発足当初から、保険給付費の想定外の増加に対応するため、また保険料の急激な上昇を招かないために、保険者として一定額を確保することが制度の安定運営には不可欠であると考えております。また、保険給付費の変動に加え、今回発生した新型コロナウイルス感染症のように、計画策定時には見込めない要素もカバーできるよう、柔軟な判断も必要であると捉えているところでございます。

○25番（さとう直子議員） 想定外の給付が起こった場合に備えてとおっしゃっていますが、では2016年から2020年ないし21年までの間に、想定外の給付がどれだけの金額で何年に起こっているのかお伺いいたします。（不規則発言多数あり）

○健康福祉部長（武岡忠史君） 過去のちょっと数字は御用意しておりませんので、答弁は差し控えていただきたいというふうに存じます。

○25番（さとう直子議員） では、（2）の介護認定数についてです。

①、高齢者人口は増えていますが、介護認定数の割合は高齢者人口の増加率に比例していないと考えますが、このことをどのように認識しているか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 過去5年間の高齢者人口の増加率と、要介護・要支援認定者数の増加率を比較してみると、5年前の平成29年度から令和3年度の高齢者人口の増加率は3.2%の伸びに対し、要介護認定者数の増加率は3.3%でしたので、大きな乖離は生じていないと認識しているところでございます。

○25番（さとう直子議員） 確かに今のパーセンテージでは大きく介護認定の割合は増えてはいませんが、介護度で見ますと、介護認定そのものは大体20%前後ですね、高齢者人口の。それに対して要支援1・2の割合が、2017年度では23.47%、2018年度では27.17%、2019年度では30.52%、2020年度では40.52と、要支援の1・2がどんどん増えているということはどう分析していらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 要介護度の1から5の数字は今手元にお持ちしていないので、今、議員がおっしゃった要支援だけでちょっと答弁するのは難しいかなというふうには思っておりますが、要介護度が進まずに要支援でとどまっているものとも考えられるのではないかとというふうには捉えているところでございます。（不規則発言多数あり）

○議長（土方桂議員） ちょっとすみません、静かにしてもらっていいですか。

○25番（さとう直子議員） でも、介護認定の数の中には要支援1・2も入っていますよね。そこを確認します。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 認定者数の中には入っております。

○25番（さとう直子議員） だとすれば、やはり私が計算したのが間違っていなければ、要支援1・2の割合が高くなっていて、それが、介護予防が進展してそうなったとばかりは言えないのではないかと。先日お話を伺

った方も、要介護2だったのが、更新の時期に再認定調査を受けて要支援1まで下がってしまったと。そんなのはあり得ないとケアマネさんもおっしゃって、再調査をしていただいて要介護1になったという話もありますので、介護認定の調査にも問題はあのではないかと考えますが、見解を伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 先ほど申し上げたとおり、高齢者人口の占める割合としては、今、さとう議員がおっしゃったように、約2割程度が認定者数というところがございますけれども、その中で要支援のほうが増えているということは、ちゃんと要介護の数字、先ほど言ったとおり、見ないと何とも言えませんが、要支援でとどまっているというふうに考えているところです。

なお、今、さとう議員がおっしゃった、個別のケースをおっしゃったとしても、約8,000人認定者がいる中で、もちろん介護度が軽くなる方もいれば、あるいは障害、あるいは疾病の状況で重くなる方もいらっしゃいますので、そこだけで捉えるのは難しいかなというふうに考えているところでございます。

○25番（さとう直子議員） 今、障害者の方もいらっしゃるということですが、もともと障害者の方は、65歳になると介護保険に強制的に移行されて、障害者として受けていたサービスも受けられなくなっている実態がありますよね。65歳になったからといって、その障害がなくなるわけではないと思いますので、その辺も配慮して介護認定をしていただきたいと思います。

次にいきます。（3）です。入所施設について。①です。介護老人福祉施設、特別養護老人施設について、今年、2022年4月現在、市内に何か所、何床あるか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 先ほど私の滑舌が悪かったのか、障害が重くなったりするということが、言っただけで、障害者の数がという言い方はしていませんので、大変申し訳ございませんですが、よろしく願いいたします。

答弁させていただきます。令和4年4月1日時点における市内の介護老人福祉施設は9施設、945床でございます。

○25番（さとう直子議員） ②です。1の施設の待機者数を5年経年で伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 各年度末の待機者数について御答弁申し上げます。平成28年度が1,017名、平成29年度が1,174名、平成30年度が862名、令和元年度が854名、令和2年度が803名でございます。大変申し訳ございませんが、令和3年度の待機者数につきましては現在調査中でございます。

○25番（さとう直子議員） 今の数字を聞いても、ここ3年間は1,000人を下回っていますけれども、それ以前はやはり1,000人を超えていました。今、全体で945床とおっしゃいましたけれども、800人以上の方が待っていらっしゃるということは、まだまだ入れない方が大勢いらっしゃるということだと思います。

③です。今後の施設の誘致の予定はあるか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 現在のところ、新たな介護老人福祉施設の誘致の予定はございません。

○25番（さとう直子議員） ぜひ検討していただきたいと思います。

④です。100床規模の施設を誘致した場合、市の負担もしくは個人の負担は幾らになるのか伺います。

○健康福祉部長（武岡忠史君） 第8期の保険料基準月額負担増として御答弁させていただきます。

100床規模の施設を誘致した場合の影響でございますが、うち当市の被保険者の8割が利用した場合と想定いたしますと、保険料基準月額は約137円の増になるものと推定しております。

○25番（さとう直子議員） 1人当たり月額137円であれば、今ある基金を活用しても対応はできるのではないかと思いますけれども、ぜひ誘致を御検討いただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（土方桂議員） 以上で一般質問を終わります。

---

○議長（土方桂議員） お諮りいたします。

6月14日から6月27日までの間は、常任委員会等開催の予定になっておりますので、本会議は休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（土方桂議員） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は以上をもって散会といたします。

午後5時45分散会